

平成 28 年度 第 5 回東区協議会次第

日時：平成 28 年 8 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から

会場：東区役所 3 階 31・32 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項について

ア 浜松市立地適正化計画の基本方針(案)について

【都市計画課】

イ 区制度の検討状況について

【企画課】

(2) 地域課題について

東区協議会委員会報告

4 その他

(1) その他

(2) 9 月の開催予定 平成 28 年 9 月 日 () 午後 1 時 30 分から

会場 東区役所 3 階 31・32 会議室

5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市立地適正化計画の基本方針(案)について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方でまちづくりを進めるための「立地適正化計画制度」が創設された。 ・人口減少社会を見据え、総合計画で示すまちづくりの基本的な考え方“コンパクトでメリハリの効いたまちづくり”に基づき、拠点ネットワーク型都市構造の実現を目指すため、都市機能及び居住の立地の適正化を図る「立地適正化計画」を策定する。 ・本方針は立地適正化計画を策定する上での基本的な考え方を示すものである。 ・庁内11部25課からなる検討会により、学識経験者や市民代表、関係団体の意見聴取を実施しながら、基本方針(案)を策定した。 				
対象の区協議会	全ての区協議会				
内 容	<p>拠点ネットワーク型都市構造の実現に向け、これからのまちづくりの方針や都市の骨格構造の考え方、都市機能及び居住の誘導区域の設定方針等、本市の立地適正化計画の基本的な考え方を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 浜松市の現状と将来動向より抽出される課題 3. 立地の適正化に関する基本的な方針 4. 都市機能誘導に関する方針 5. 居住誘導に関する方針 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	都市計画課	担当者	今田雄	電話	457-2644

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市立地適正化計画の基本方針(案)について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年8月の都市再生特別措置法の改正により『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考え方でまちづくりを進めるための「立地適正化計画制度」が創設された。 ・人口減少社会を見据え、総合計画で示すまちづくりの基本的な考え方“コンパクトでメリハリの効いたまちづくり”に基づき、拠点ネットワーク型都市構造の実現を目指すため、都市機能及び居住の立地の適正化を図る「立地適正化計画」を策定する。 ・本方針は立地適正化計画を策定する上での基本的な考え方を示すものである。 ・庁内11部25課からなる検討会により、学識経験者や市民代表、関係団体の意見聴取を実施しながら、基本方針(案)を策定した。 				
対象の区協議会	全ての区協議会				
内 容	<p>拠点ネットワーク型都市構造の実現に向け、これからのまちづくりの方針や都市の骨格構造の考え方、都市機能及び居住の誘導区域の設定方針等、本市の立地適正化計画の基本的な考え方を示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. 浜松市の現状と将来動向より抽出される課題 3. 立地の適正化に関する基本的な方針 4. 都市機能誘導に関する方針 5. 居住誘導に関する方針 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	都市計画課	担当者	今田雄	電話	457-2644

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市立地適正化計画の基本方針（案）概要

1. はじめに

(1)立地適正化計画の制度化

都市を取り巻く社会経済情勢の変化の中、持続可能な都市経営等に取り組むためには都市構造全体の集約化が必要であることから、国は都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を創設。

(2)浜松市立地適正化計画策定に向けて

浜松市総合計画に掲げられる「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」の考え方に基づき、本市の都市計画マスタープランで示す将来都市構造の構築を推進し、市民の快適な暮らしを支えるために、立地適正化計画を策定します。

また、本計画の内容は、平成32年に策定予定の新・都市計画マスタープランへ反映させます。

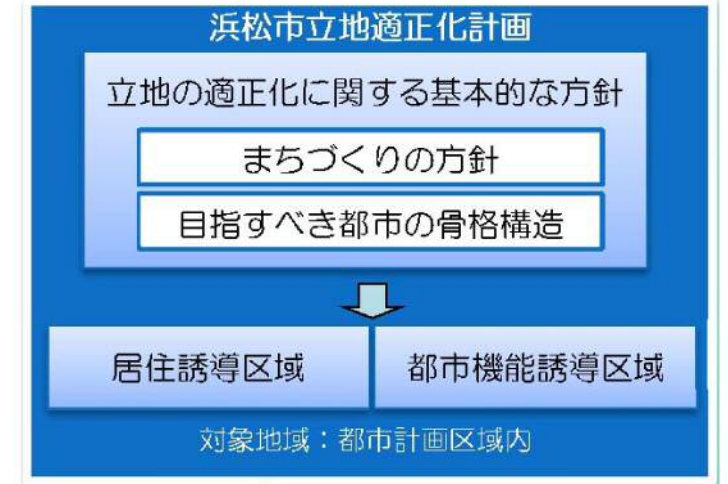


図 立地適正化計画の構成

2. 浜松市の現状と将来動向より抽出される課題

1 生活サービスや公共交通を維持し、安心して暮らしやすい市街地の形成

- 1)市民の暮らしを支える公共交通や、医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスを維持するため、市街地の拡大の抑制と人口密度の維持が必要。
- 2)市内には、災害の危険性の高い地域が存在するため、安全で安心して暮らせる居住地の確保が必要。
- 3)高齢者が健康で歩きやすく安心できる暮らしの実現のため、身近な生活サービス・公共交通の維持が必要。
- 4)将来的な世帯構成の変化等に伴う住宅需要の変化に対応することが必要。
- 5)一般家庭から出る温室効果ガス排出量を削減するため、日常の交通手段の転換や人の日常的な移動距離の短縮、住宅の低炭素化など、地球環境に優しい暮らしの実現が必要。
- 6)市内に複数ある飛び地の市街化区域は、地域特性に応じ、そのあり方について検討をしていくことが必要。

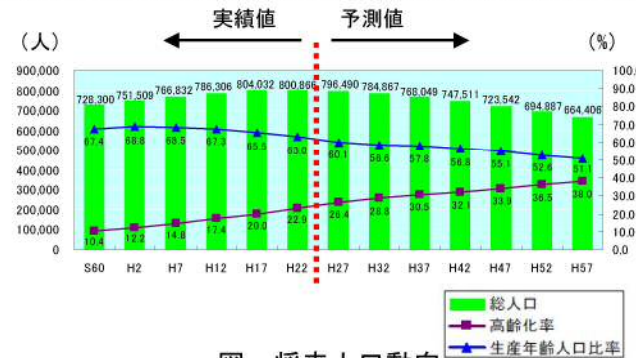


図 将来人口動向
資料:国勢調査、浜松市将来人口推計

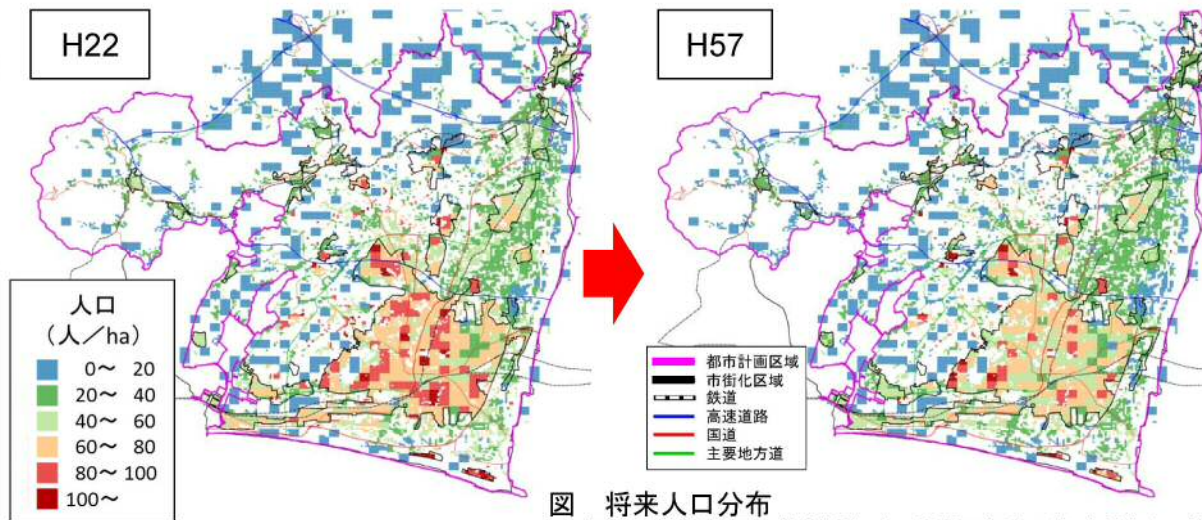


図 将来人口分布
資料:国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、浜松市将来人口推計

3 長期将来の都市構造を見据えて、社会資本の効率的配置と活用を促進

- 1)今後の人口規模に合わせた公共施設の統廃合や再配置、また、保有財産の利活用について、まちづくりと連携しながら更に進めることが必要。
- 2)人口減少下においては、膨大なインフラの維持管理や整備について優先順位をつけ、実施していくことが必要。

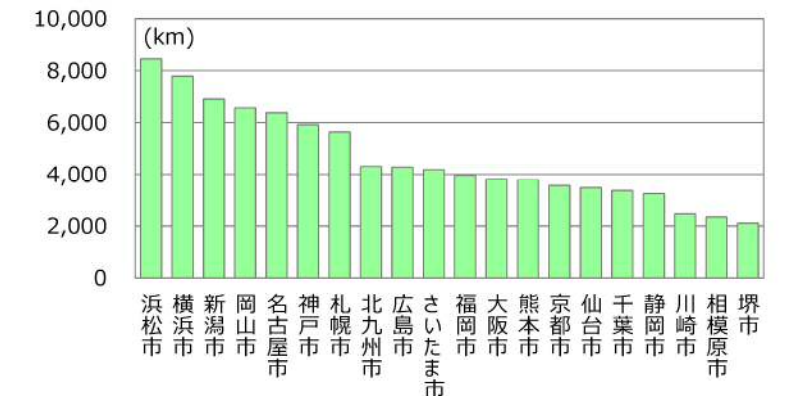


図 政令指定都市における道路実延長の比較
資料:大都市比較統計年表(H25)

2 産業振興を支援するまちづくり

- 1)工業の内陸部への立地に伴い想定される住宅需要に対応した居住地の確保が必要。
- 2)ものづくりのまちである本市では、市街化区域内でまとまった工業用地を確保し、職住近接を図ることが必要。
- 3)良好な農地の保全を図るため、郊外地においては農業と工業とのバランスある土地利用が必要。

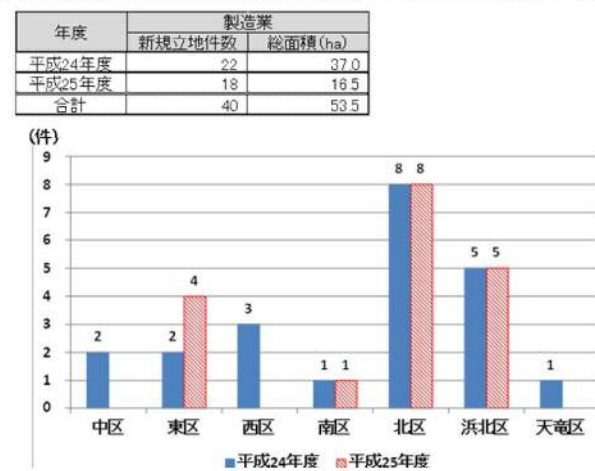


図 区別の製造業の立地状況

資料:浜松市産業振興課

4 多様な世代が住まい、活動する、賑わいある都心の再生

- 1)都心およびその周辺部で一定程度の人口の確保を図るため、高齢者だけでなく、若者がまちなかに住みたい・住み続けたい、と思える環境づくりが必要。
- 2)様々な移動手段（公共交通、自動車、自転車、徒歩など）で都心へアクセスできる環境の整備や、都心へアクセスしやすい地域への居住促進が必要。様々な都市サービスを楽しむ賑わいのある都市空間を創出し、都心の再生を図ることが必要。
- 3)都心で増加している空き地や空き家を有効活用したリノベーション等により、都心の更なる活性化を図ることが必要。

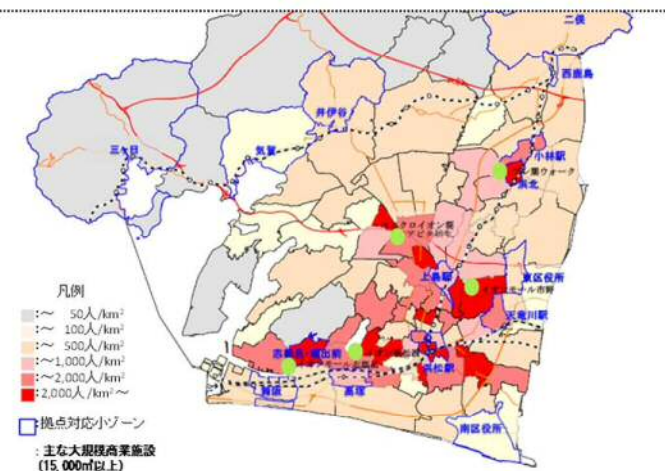


図 買い物目的の地区別トリップ密度
資料:第四回西遠PT調査

3. 立地の適正化に関する基本的な方針

1 まちづくりの方針

浜松市の課題に対応したまちづくりを進めるため、現行の都市計画マスタープランに示す都市計画の5つの基本理念に基づき、まちづくりの方針を示します。

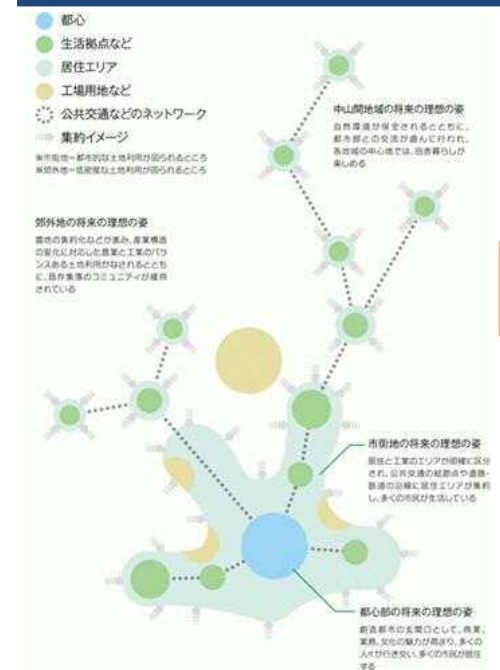
(1)まちづくりの理念

自然環境と共生した持続可能な都市の実現	都市活力の持続と向上	地域特性を活かしたまちづくりと相互連携の強化	市民生活の質の向上	市民の参加・協働によるまちづくりの推進
---------------------	------------	------------------------	-----------	---------------------

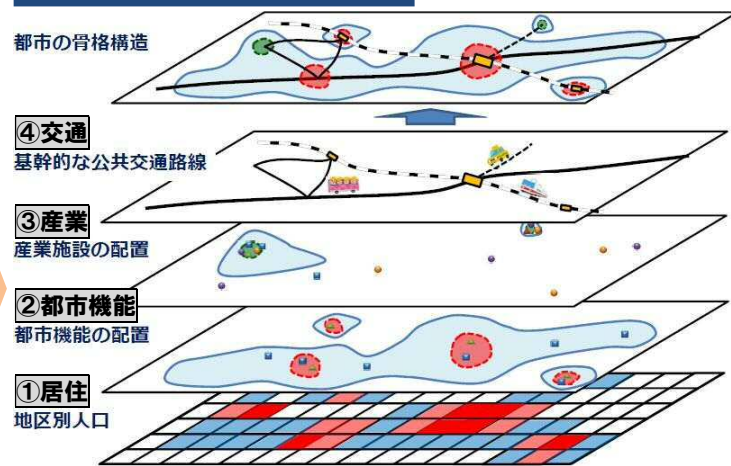
(2)まちづくりの基本的な考え方

浜松市総合計画において示す「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」に基づき、まちづくりの理念の実現を目指します。

コンパクトでメリハリの効いたまちづくり



都市の骨格構造の構成イメージ



「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」を構成する4つの要素の立地の適正化に関する基本的な方針を示し、浜松市が目指すべき都市の骨格構造の指針とします。

2 都市の骨格構造の指針

①居住

生活サービスや公共交通の維持のため、一定の人口密度を確保できるような居住の集約を図る

○居住の促進を図る地域

- 公共交通の利便性が高く、都市機能の集積した場所へのアクセスが容易な地区
 - 産業の集積動向等を踏まえ、既存の市街化区域の中で、働く場所に通勤しやすい地区
 - 災害リスクが低く、より安全な地域
 - 都心及びその周辺部
- 人口密度にメリハリをつけ、都市基盤整備の優先順位を明確化。市民生活の質の向上と行政コストの低減の両立を目指します。

○それ以外の地域

- 郊外地のうち鉄道駅徒歩圏内で都市機能へのアクセス性が高い地域
- 地域活性化の視点から適切な土地利用を目指します。
- 上記以外の地域
- 原則、居住の立地を促進しません。既存ストックをいかにしながら地域特性に応じたゆとりある住環境を確保し、多様な暮らし方を支えます。

②都市機能 拠点や居住地の利便性向上のため、都市機能の集約を図る

○都市機能集積の促進を図る地域

- 都心
- 市内外から人を集める市の顔として、広域から人を集客する都市機能の集積を促進し、賑わいのある都心の再生を図ります。
- 居住の促進を図る地区
- 公共交通結節点等に都市サービス及び生活サービスの集積を促進し、魅力あるまちづくりを進めます。

③産業

産業振興、交通利便性や防災性の観点から、産業機能の適正な立地を支援し、計画的な秩序ある土地利用を図る

- 産業振興、交通利便性や防災性の観点から、産業の適正な立地を支援
- 市街地
 - まとまった産業用地と居住を促進する地域とを明確に区分し、メリハリの効いた土地利用を展開します。
 - 郊外地
 - 農業・工業のバランスある土地利用を展開します。

④交通

運行頻度の高い公共交通サービスの維持と、今後の居住、都市機能、産業立地を踏まえたネットワークの形成を図る

- 利便性が高い鉄道およびバス路線
- 沿線への居住誘導、交通結節点等への都市機能の集積により、公共交通サービスの維持を図ります。
- 新たに産業集積が進む内陸部の公共交通
- 居住地と勤務地との位置関係や物流交通の分布等に留意し、道路混雑の緩和や公共交通利用への転換を進め、産業活力活性化のための交通ネットワークを形成します。

4. 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定方針

誘導する都市機能の種類と集積を図る地域（都市機能誘導区域）について以下に示します。

表 都市機能の種類と集積を図る地域

都市機能の種類	誘導施設の例	集積を図る地域
広域から人を集客する都市機能: 市域全体や市内外からの集客が見込まれる施設	病院、大型商業施設、コンベンションセンター、市役所本庁舎など	都心及び副都心 ⇒ 広域都市機能誘導区域
都市サービス: 行政区内程度の範囲からの集客が見込まれる施設	区役所、文化センター、地域図書館など	公共交通結節点等 ⇒ 生活都市機能誘導区域
生活サービス: 中学校区程度の範囲からの集客が見込まれる生活に身近な施設	小中学校、診療所(内科・小児科)、通所型高齢者施設、保育園・幼稚園(民営)、スーパー、コンビニ、銀行、郵便局など	

※本表における誘導施設の例は都市機能を種類別に分類したものであり、浜松市の立地適正化計画における誘導施設を示すものではありません。

浜松市では都市機能の種類に応じて広域と生活の2種類の都市機能誘導区域を設定し、区域ごとに必要な誘導施設の誘導を目指します。また、広域都市機能誘導区域は生活都市機能誘導区域を兼ねるものとします。

5. 居住誘導区域の設定方針

3つの視点から長期的な居住地としての適正性を判断し、居住誘導区域を設定します。居住の誘導により人口密度にメリハリをつけ、都市基盤整備の優先順位を明確化し、市民生活の質の向上と行政コストの低減の両立を目指します。

表 居住誘導区域設定の視点と方針

視点	市の方針
1.生活利便性	サービスレベルの高い鉄道駅やバス停の徒歩圏内で、一定の都市機能の集積が見られる地域を居住誘導区域に設定します。
2.災害リスク	国の都市計画運用指針で示される災害リスクの高い地域は居住誘導区域に含めません。
3.新たな産業集積への対応	浜松市では、今後新東名高速道路の浜松 SA スマートインターチェンジの周辺地域(以下、都田地域とします。)へ新たな工業集積地を整備する予定です。工業集積により新たな居住ニーズの発生や交通需要の増大による交通環境の悪化が見込まれています。そこで、都田地域で新たに発生する居住ニーズに適切に対応し、働く場や都市拠点へのアクセス性が高い地域を居住誘導区域に設定します。

具体的な居住誘導区域はその他の条件から居住誘導区域に含めるべきでないと判断される地域や、現況の地形地物等を考慮しながら設定します。

浜松市立地適正化計画の基本方針(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市立地適正化計画の基本方針(案)」とは

人口減少を見据え、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、浜松市のこれからのまちづくりの方針や都市の骨格構造の考え方、都市機能及び居住の誘導区域の設定方針等、本市の立地適正化計画の基本的な考え方を示すものです。本方針を踏まえ、浜松市は平成30年度に「浜松市立地適正化計画」を策定する予定です。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

平成28年8月1日(月)～平成28年8月30日(火)

3. 案の公表先

都市計画課、北部都市整備事務所、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	都市計画課(ノーススタービル浜松5階)まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0946 浜松市中区元城町216-4 ノーススタービル浜松5階 都市計画課あて
③電子メール	toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2164(都市計画課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、平成28年9月末に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

都市整備部都市計画課(TEL 053-457-2644)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要……………	P 3
●浜松市立地適正化計画の基本方針（案）	
1.はじめに……………	P 6
2.浜松市の現状と将来動向より抽出される課題……………	P 13
3.立地の適正化に関する基本的な方針……………	P 18
4.都市機能誘導に関する方針……………	P 23
5. 居住誘導に関する方針……………	P 25
●意見提出様式（参考）……………	P 28

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市立地適正化計画の基本方針（案）								
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少・少子高齢化等の社会情勢を見据え、持続可能で効率的な「拠点ネットワーク型都市構造」の実現を目指すため、都市機能及び居住の立地の適正化を図るための「浜松市立地適正化計画」を平成 30 年度に策定する。本方針は、これからのまちづくりの方針や都市の骨格構造の考え方、都市機能及び居住の誘導区域の設定方針等、本市の立地適正化計画の基本的な考え方を示すものである。 								
策定（見直し）に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少社会を見据え、総合計画で示すまちづくりの基本的な考え方“コンパクトでメリハリの効いたまちづくり”に基づき、拠点ネットワーク型都市構造の実現が必要である。 ・平成 26 年 8 月の都市再生特別措置法の改正により「立地適正化計画制度」が創設された。 								
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・浜松市の現状及び将来動向からまちづくりの課題を整理し、基本方針（案）を策定した。 ・検討を進めるにあたり、庁内 11 部 25 課からなる検討会を開催し、また、学識経験者や市民代表、関係団体の意見を聴取した。 								
案のポイント （見直し事項など）	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針では立地適正化計画で居住や都市機能を誘導する具体的な区域やそのための施策等を設定するための基本的な考え方を以下の項目に沿って示す。 <ul style="list-style-type: none"> ○浜松市の現状と将来動向より抽出される課題 ○立地の適正化に関する基本的な方針 ○都市機能誘導に関する方針 ○居住誘導に関する方針 								
関係法令・ 上位計画など	<p>関係法令：都市再生特別措置法第 81 条</p> <p>上位計画：浜松市総合計画、浜松都市計画区域の整備、開発及び保全の方針など</p>								
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成 28 年 8 月</td> <td>案の公表・意見募集</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 9 月</td> <td>意見募集結果及び市の考え方を公表</td> </tr> <tr> <td>平成 28 年 9 月</td> <td>浜松市立地適正化計画の基本方針公表</td> </tr> <tr> <td>（平成 30 年度</td> <td>浜松市立地適正化計画公表）</td> </tr> </table>	平成 28 年 8 月	案の公表・意見募集	平成 28 年 9 月	意見募集結果及び市の考え方を公表	平成 28 年 9 月	浜松市立地適正化計画の基本方針公表	（平成 30 年度	浜松市立地適正化計画公表）
平成 28 年 8 月	案の公表・意見募集								
平成 28 年 9 月	意見募集結果及び市の考え方を公表								
平成 28 年 9 月	浜松市立地適正化計画の基本方針公表								
（平成 30 年度	浜松市立地適正化計画公表）								

浜松市立地適正化計画の基本方針 (案)

平成 28 年 月

浜松市 都市整備部 都市計画課

目次

1. はじめに.....	1-1
1 背景・目的.....	1-1
(1) 立地適正化計画の制度化.....	1-1
(2) 浜松市立地適正化計画策定に向けて.....	1-1
2 立地適正化計画の概要.....	1-2
(1) 都市再生特別措置法の改正.....	1-2
(2) 立地適正化計画の概要.....	1-3
(3) 立地適正化計画検討の流れ.....	1-4
(4) 立地適正化計画における記載事項.....	1-4
3 立地適正化計画の位置付け.....	1-5
(1) 計画の位置づけ.....	1-5
(2) 関連計画・制度における立地適正化計画の連携.....	1-6
(3) 目標年次と計画対象区域.....	1-7
2. 浜松市の現状と将来動向より抽出される課題.....	2-1
3. 立地の適正化に関する基本的な方針.....	3-1
1 まちづくりの方針.....	3-1
(1) まちづくりの理念.....	3-1
(2) まちづくりの基本的な考え方.....	3-2
2 目指すべき都市の骨格構造.....	3-3
(1) 都市の骨格構造の構成.....	3-3
(2) 都市の骨格構造の指針.....	3-4
4. 都市機能誘導に関する方針.....	4-1
1 都市機能誘導区域の設定方針.....	4-1
(1) 都市機能誘導区域の設定方針.....	4-1
2 誘導施設の設定方針.....	4-2
(1) 都市の骨格構造の指針に示す都市機能.....	4-2
(2) 誘導施設の設定方針.....	4-2
5. 居住誘導に関する方針.....	5-1
1 居住誘導区域の設定方針.....	5-1
(1) 居住誘導区域設定の視点.....	5-1
(2) 居住誘導区域の設定方針.....	5-1

1.はじめに

1 背景・目的

(1) 立地適正化計画の制度化

日本の都市における今後のまちづくりは、人口の急激な減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっており、これは本市も例外ではありません。

これらに対し、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えで進めていくことが重要だとされています。

この『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の実現には、行政だけでなく、地域住民を含めた様々な主体の協力が不可欠です。そのため、行政と住民や民間事業者が一体となってコンパクトなまちづくりに取り組むことを意図して、都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画が制度化されました。

(2) 浜松市立地適正化計画策定に向けて

本市においてもこれまで人口増加を背景として市街地が拡大されてきましたが、今後は、急激な人口減少・少子高齢化が想定されています。このような中で、浜松市総合計画においては、まちづくりの基本的な考え方として、“コンパクトでメリハリの効いたまちづくり”を掲げています。これは、市民が居住するエリアを公共交通の結節点や道路・鉄道の沿線に集約し、人口密度にメリハリのつけた“拠点ネットワーク型都市構造”を目指すものです。

この、まちづくりの基本的な考え方をもとに、本市の都市計画マスタープランで示す将来都市構造の構築を推進し、市民の快適な暮らしを支えるために、立地適正化計画を策定します。

2 立地適正化計画の概要

(1) 都市再生特別措置法の改正

平成 26 年 8 月に改正都市再生特別措置法（以下「法」）が施行され、地方都市におけるコンパクトなまちづくりを推進する立地適正化計画制度が創設されました。

法では、市町村は、都市計画区域内の区域において、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。)の立地の適正化を図るための計画（以下「立地適正化計画」という。）を作成することができるものと規定されています。

【参考】都市再生特別措置法（抜粋）

(立地適正化計画)

第八十一条 市町村は、都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域内の区域について、都市再生基本方針に基づき、住宅及び都市機能増進施設(医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。以下同じ。)の立地の適正化を図るための計画(以下「立地適正化計画」という。)を作成することができる。

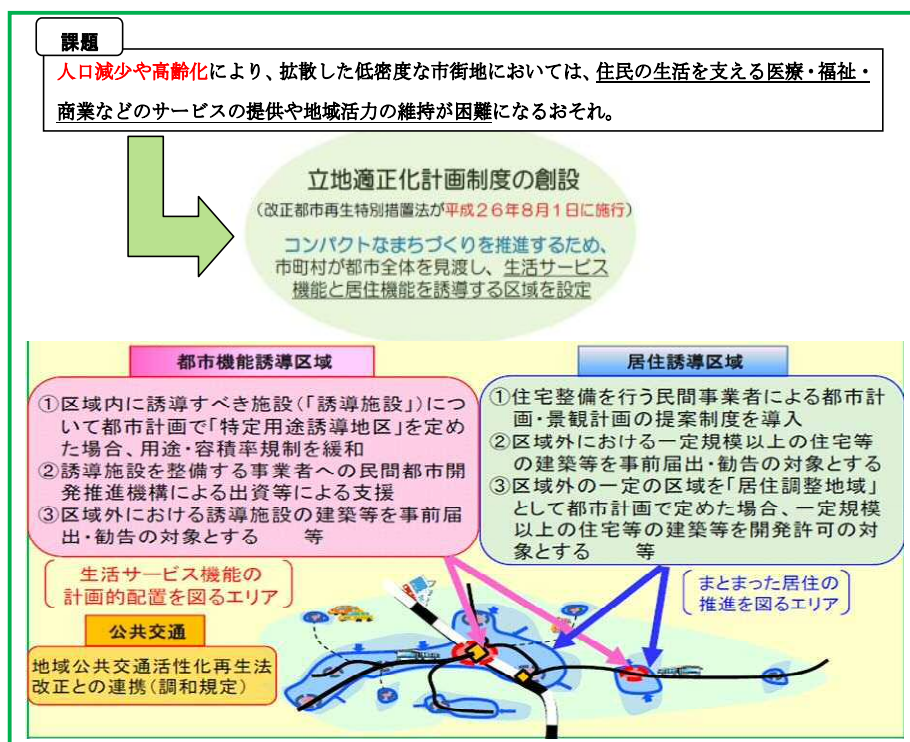
- 2 立地適正化計画には、その区域を記載するほか、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
 - 二 都市の居住者の居住を誘導すべき区域(以下「居住誘導区域」という。)及び居住環境の向上、公共交通の確保その他の当該居住誘導区域に都市の居住者の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項
 - 三 都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域(以下「都市機能誘導区域」という。)及び当該都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設(以下「誘導施設」という。)並びに必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策に関する事項(次号に掲げるものを除く。)
 - 四 都市機能誘導区域に誘導施設の立地を図るために必要な次に掲げる事業等に関する事項
 - イ 誘導施設の整備に関する事業
 - ロ イに掲げる事業の施行に関連して必要となる公共公益施設の整備に関する事業、土地区画整理事業その他国土交通省令で定める事業
 - ハ イ又はロに掲げる事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事務又は事業
 - 五 第二号若しくは第三号の施策又は前号の事業等の推進に関連して必要な事項
 - 六 前各号に掲げるもののほか、住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るために必要な事項

(2) 立地適正化計画の概要

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急激な人口減少及び高齢者の増加が見込まれます。拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた公共交通や、医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。このような人口動向に加え、高度経済成長期に集中的に整備された社会資本の老朽化についても、厳しい財政制約の下での対応が必要な状況にあります。

このような社会情勢の中、高齢者など誰もが歩きやすく健康で快適な生活を確保すること、子育て世帯などの若年層にも魅力的なまちにすること、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすること、低炭素型の都市構造を実現すること、さらには災害に強いまちづくりの推進をすること等が求められています。そして、これらの課題に対応するためには、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要だとされています。

上記のような背景を受けて、「立地適正化計画」では、従来の都市計画法に基づく都市計画に加え、住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地を一定の区域に誘導することで、人口減少社会においても市街地の一定の人口密度を維持し、日常生活に必要なサービスが住まいなどの身近に存在するコンパクトなまちづくりを推進するものです。



出典：国土交通省

図【立地適正化計画制度の創設】

(3) 立地適正化計画検討の流れ

立地適正化計画策定のために以下の検討を行います。

①現状・将来人口動向を踏まえた課題の抽出

—長期的な展望において、今後、どのような課題が想定されるか。

②まちづくりの方針

—どのようなまちづくりを目指すのか。

③目指すべき都市の骨格構造と誘導方針の検討

—どこを都市の骨格にするのか。どこにどのような機能を誘導するのか。

④居住誘導区域、都市機能誘導区域と誘導施設の設定と誘導施策の検討

—具体的な区域、施設をどう設定するのか。

④の区域設定を行うために、②のまちづくりの方針、及び③の都市の骨格構造や誘導方針の検討が必要だとされています。そのため、本資料においては、特に、②③の検討に重点をおいて検討します。

(4) 立地適正化計画における記載事項

立地適正化計画においては、都市全体を見渡しながらか居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載することとされています。具体的には以下のとおりです。

主な記載事項

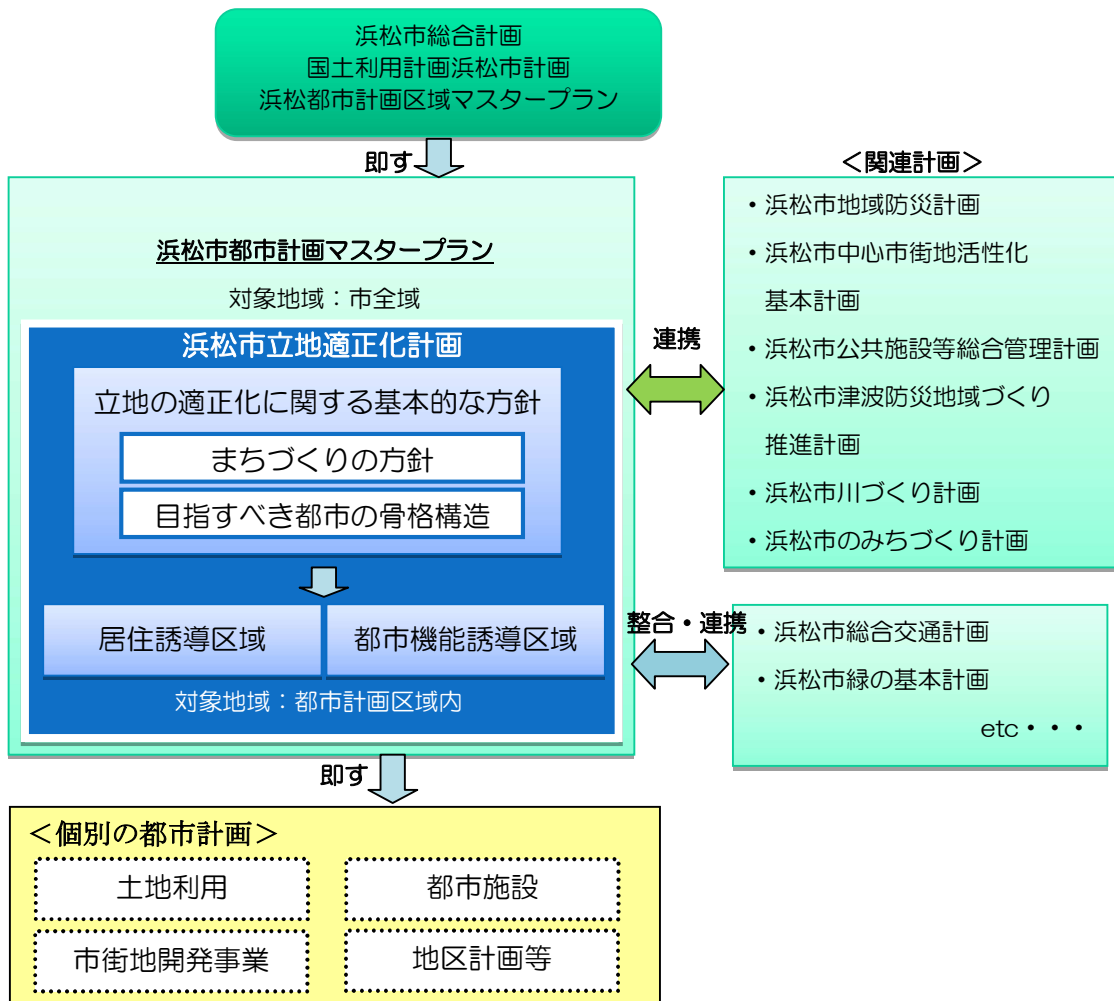
- ・立地適正化計画の区域
- ・立地の適正化に関する基本的な方針
- ・都市機能誘導区域（具体的な区域や市が講ずる施策）
- ・誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定等）
- ・居住誘導区域（具体的な区域や市が講ずる施策）

3 立地適正化計画の位置付け

(1) 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本計画の内容は、平成 32 年に策定予定の新・都市計画マスタープランへ反映させます。



図【立地適正化計画の位置付け】

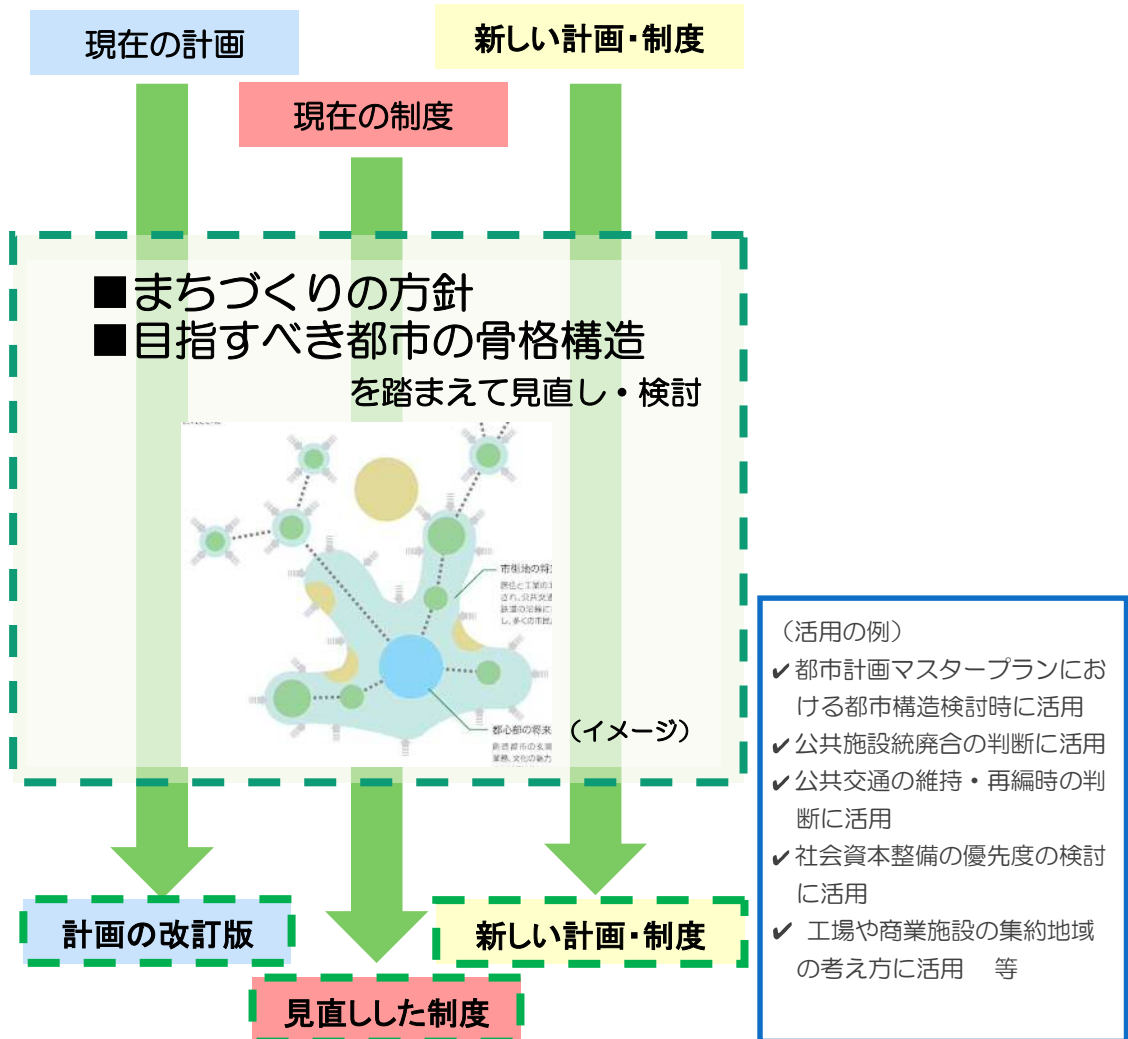
(2) 関連計画・制度における立地適正化計画の連携

立地適正化計画における「まちづくりの方針」とは、本市の都市計画区域における今後のまちづくりの方針を示すものです。また、「目指すべき都市の骨格構造」は今後、まちの形を考える際の基本的な方針となる考え方です。

そのため、立地適正化計画における「まちづくりの方針」と「目指すべき都市の骨格構造」に則って今後のまちづくりを進めていきます。

本方針は、都市計画マスタープランの見直し時に、都市構造検討の材料とする他、産業、交通、医療、福祉等の各分野における検討の際にまちづくりの方針として考慮するものです。

■関連計画・制度における立地適正化計画の連携イメージ

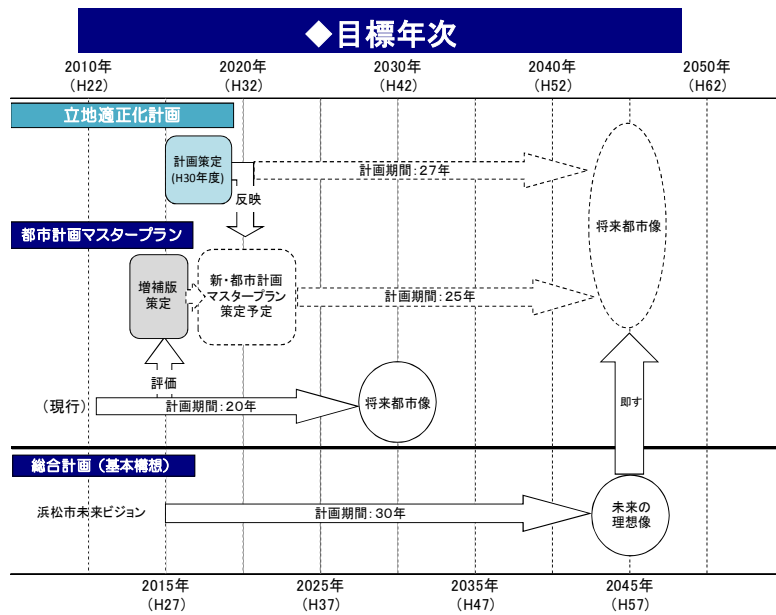


図【立地適正化計画の連携イメージ】

(3) 目標年次と計画対象区域

本計画の目標年次は、浜松市総合計画に定める都市の将来像（2045年）との整合を図るため、また、長期的な見通しをもって定める必要性を考慮し2045年とします。

なお、計画対象区域については、都市再生特別措置法において本計画を作成することができる区域として規定のある、都市計画区域（都市計画法第四条第二項「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」）を対象とします。



図【立地適正化計画の目標年次】

◆計画対象区域

計画対象区域	→	都市計画区域
区都市域内計画		市街化区域
		市街化調整区域



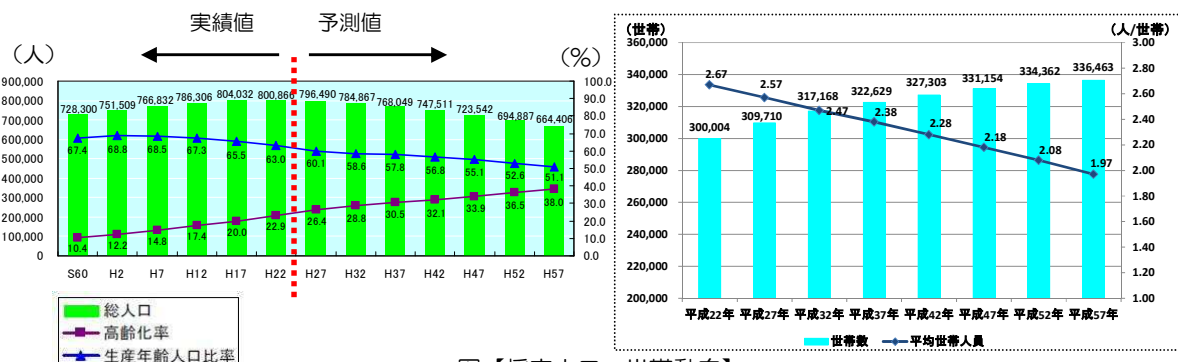
図【立地適正化計画の対象区域】

2.浜松市の現状と将来動向より抽出される課題

浜松市の現状及び将来の人口動向に基づき、抽出される課題を、以下に示します。

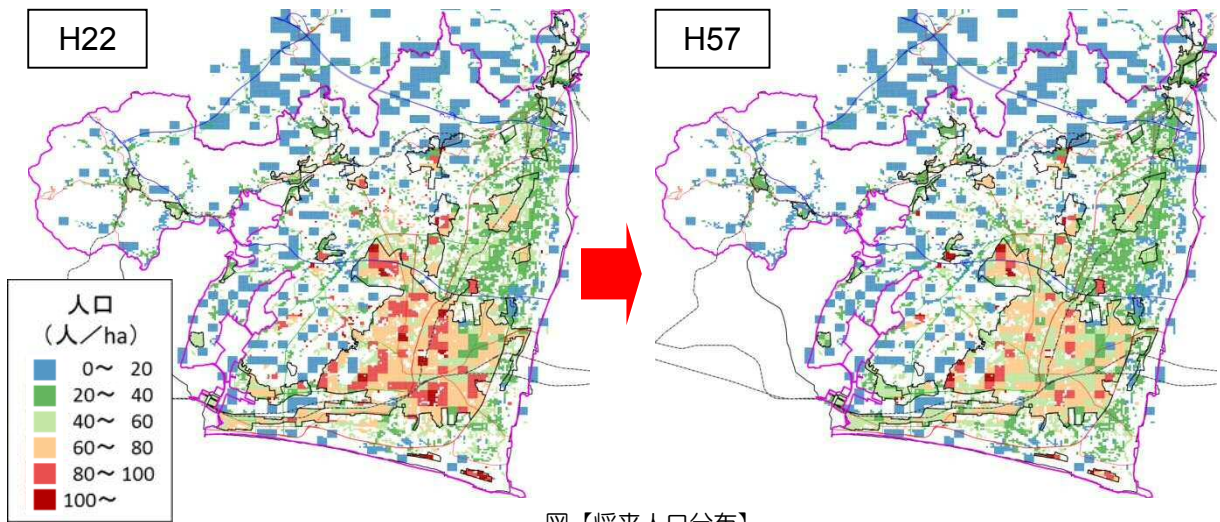
1 生活サービスや公共交通を維持し、安心して暮らしやすい市街地の形成

- 1) これまでは、人口増加を背景に市街地が拡大してきましたが、今後、拡大した市街地のまま人口が減少し、低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療、福祉、子育て支援、商業等の生活サービスや公共交通の提供が将来困難になることが懸念されるため、市街地の拡大の抑制と人口密度の維持が必要です。
- 2) 市内には、津波想定浸水区域や土砂災害危険区域など、災害の危険性の高い地域が存在するため、市民の生命・財産を守るためにも、安全で安心して暮らせる居住地の確保が必要です。
- 3) 今後、生産年齢人口の減少や、高齢者の増加が想定される中、医療・福祉等のサービスの不足が懸念されます。高齢者が健康で出歩きやすく安心できる暮らしの実現のため、身近な生活サービス・公共交通の維持が必要です。
- 4) 今後、人口減少・少子高齢化が予測される一方で、世帯数は増加が見込まれているため、平均世帯人員が減少し、核家族や単身世帯が増加することが予想されます。将来的には世帯構成の変化等に伴う、住宅需要の変化への対応が必要です。
- 5) 一般家庭から出る温室効果ガス排出量を削減するため、日常の交通手段の転換や人の日常的な移動距離の短縮、住宅の低炭素化など、地球環境に優しい暮らしの実現が必要です。
- 6) 一団の開発による飛び地の市街化区域は住民の年齢階層が固定されやすく、長期的には地域全体として高齢化や子供世代の流出による人口減少が進行します。また、住宅や施設の老朽化も顕在化し、地域の活力低下が懸念されます。地域特性に応じ、こうした地域のあり方について検討をしていくことも重要な課題です。



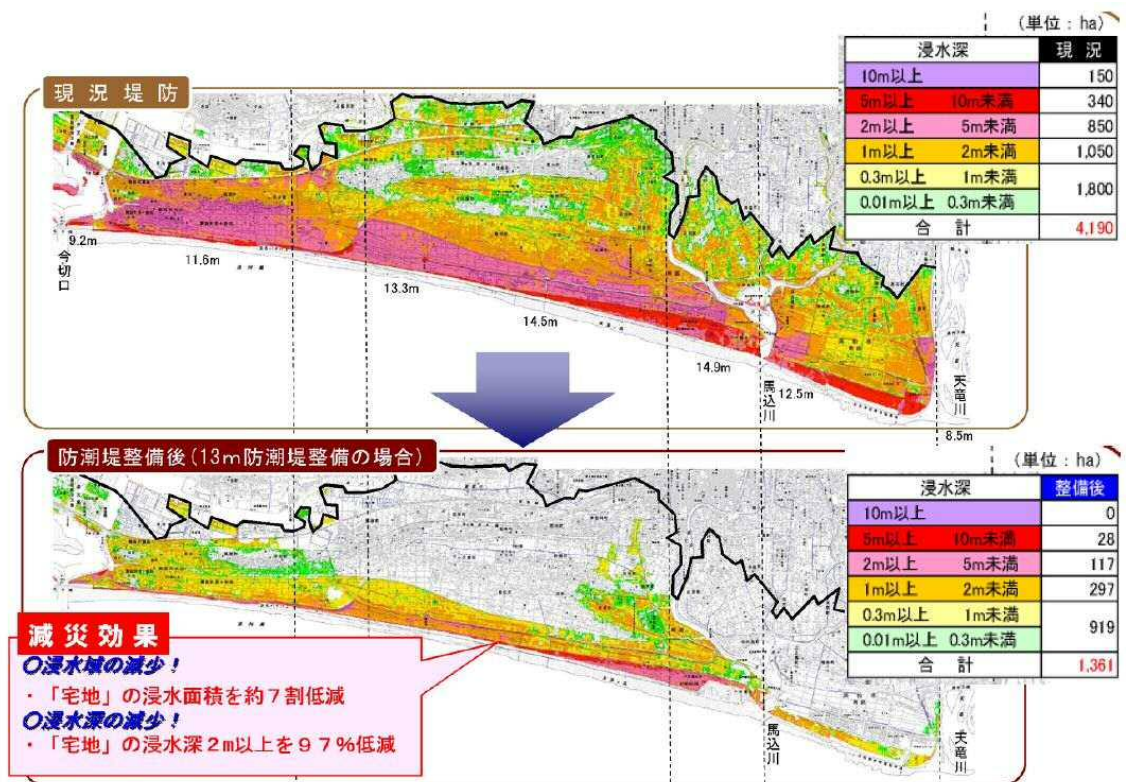
図【将来人口・世帯動向】

資料：国勢調査、浜松市将来人口推計



図【将来人口分布】

資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所、浜松市将来人口推計

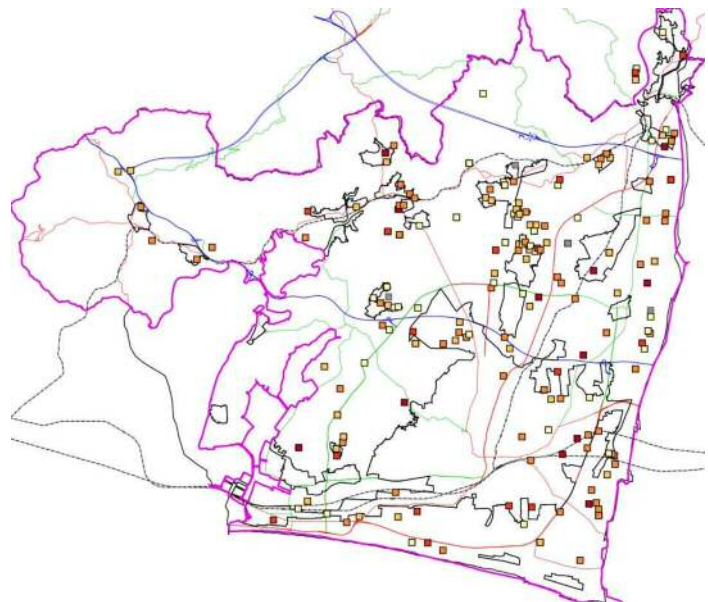


資料：静岡県提供資料（静岡県独自試算結果）

図【防潮堤整備による減災効果】

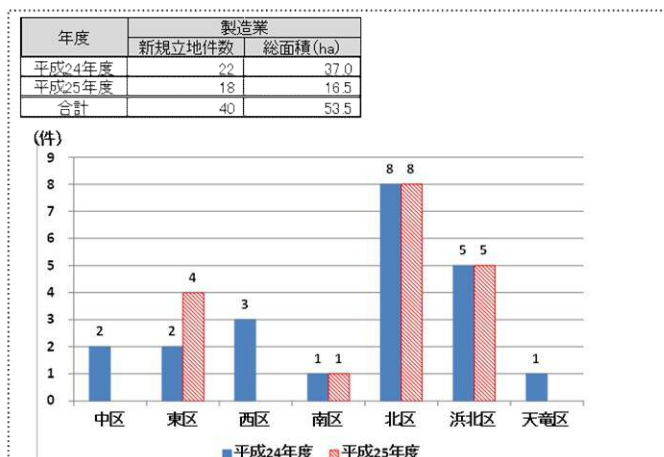
2 産業振興を支援するまちづくり

- 1) 東日本大震災の発生や、新東名高速道路の開通を受けて、近年、工業の内陸部への立地意向が高まっており、今後、これに伴う新たな居住地の需要が想定されるため、これらに対応した居住地の確保が必要です。
- 2) 市街化区域内の工業系用途地域において住居・商業用地としての利用が多く見られるとともに、市街化調整区域への工業立地も見られることから、市街化区域内の住・商・工が混在した土地利用を解消し、まとまった工業用地を確保することで、市街化区域内への工業立地を誘発し、職住近接を図ることを検討する必要があります。
- 3) 第1次産業の就業割合が他政令市より高く、全国でも指折りの農業都市でもある本市においては、引き続き農業振興を図っていくことが重要であり、良好な農地の保全を図るため、郊外地においては農業と工業とのバランスある土地利用が必要です。



資料：工場立地法による届け出

図【工場の立地状況及び従業者数】

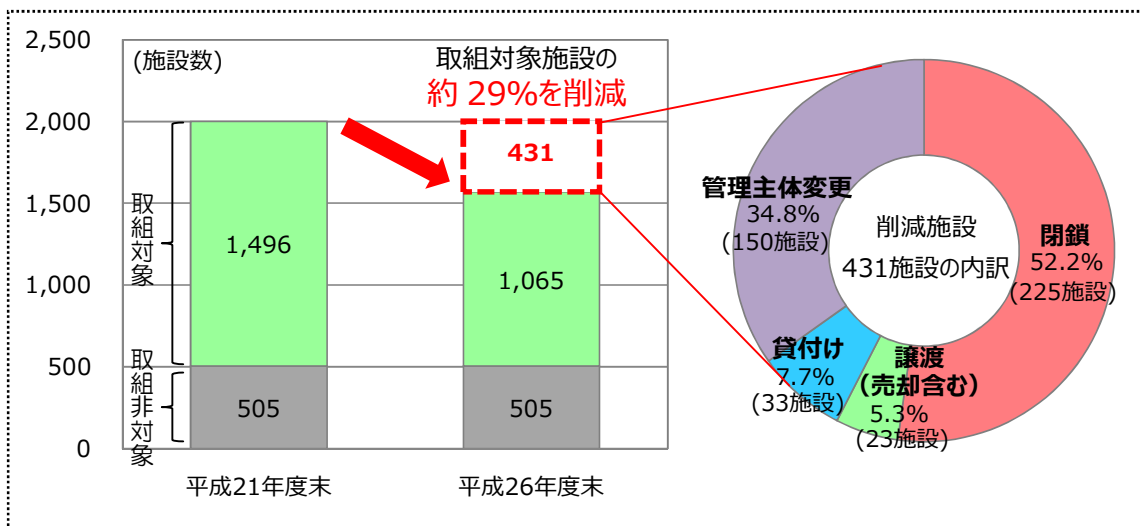


資料：浜松市産業振興課

図【区別の製造業の立地状況】

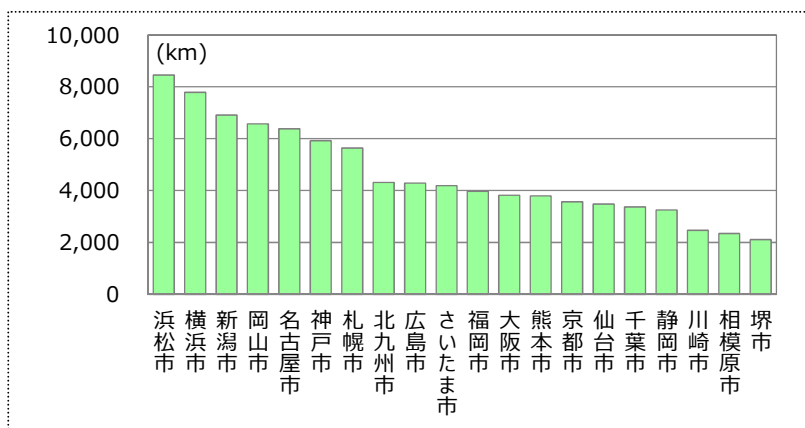
3 長期将来の都市構造を見据えて、社会資本の効率的配置と活用を促進

- 1) 市町村合併により公共施設を多く抱える本市においては、利用用途が類似している施設や低利用化している施設が存在していたため、施設の統廃合や再配置を進めてきました。今後、人口規模に合わせた施設の統廃合や再配置、また、保有財産の利活用について、まちづくりと連携しながら更に進める必要があります。
- 2) 広大な市域を有する本市においては、多くのインフラを抱えており、今後の人口減少に伴い税収の増加が見込まれないなか、これらの適正な維持管理が必要となります。人口減少下においては、インフラの維持管理や整備について優先順位をつけ、実施していく必要があります。



資料：浜松市資産のすがた(H27)より作成

図【公共施設再編の取り組み】

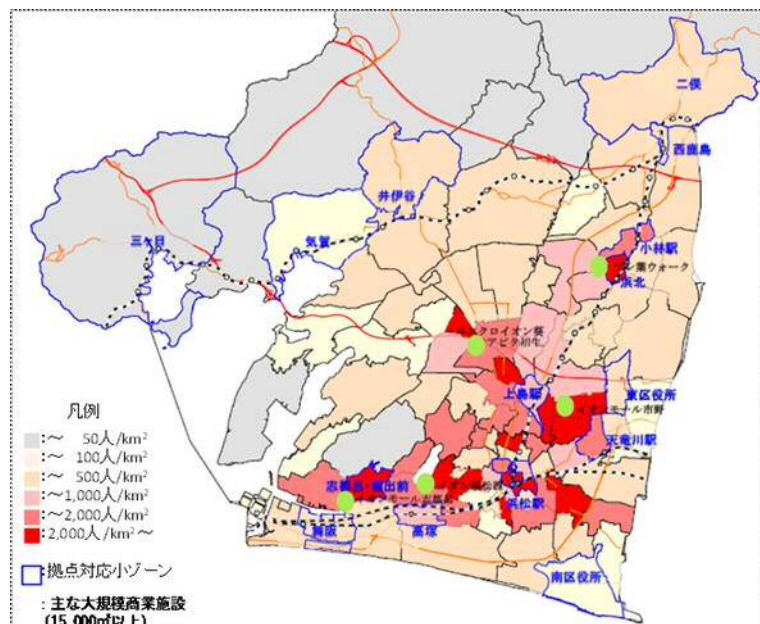


資料：大都市比較統計年表 (H25)

図【政令指定都市における道路実延長の比較】

4 多様な世代が住まい、活動する、賑わいある都心の再生

- 1) 浜松市全体として少子高齢化が進行していく中、都心およびその周辺部で特に20歳未満人口の減少が見られ、若者の転入が図られていないことが窺えます。都心およびその周辺部で一定程度の人口の確保を図るため、高齢者だけでなく、若者がまちなかに住みたい・住み続けたい、と思える環境づくりが必要です。
- 2) 中心市街地の休日歩行者数が減少傾向であることや、都心以外で買い物目的のトリップ密度が高くなっていることから、本市における活動の場は多様化していると考えられます。一方で、都心への来訪者が減少することで、広域圏を対象とした都市機能や店舗の多様性が失われてしまうことが懸念されます。そのため、様々な移動手段（公共交通、自動車、自転車、徒歩など）で都心へアクセスできる環境の整備や、都心へアクセスのよい地域への居住促進が必要です。様々な都市サービスを楽しむ賑わいのあるまち並みを創出し、都心の再生を図る必要があります。
- 3) 本市の都心においては、建築物等の老朽化や空き地及び空き床の増加により、防災面、環境面の課題、更には賑わいの喪失にも繋がること懸念されています。平成26年4月に「浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例（浜松市都市再生促進条例）」を施行し、所有者等による適正管理や活用を促進しているところですが、今後は、空き地や空き家を有効活用したリノベーション等により、都心の更なる活性化を図る必要があります。



※赤い地域ほど多くの方が買い物目的で訪れていることを示す。

資料：第四回西遠PT調査

図【買い物目的の地区別トリップ密度】

3.立地の適正化に関する基本的な方針

1 まちづくりの方針

(1) まちづくりの理念

都市計画マスタープラン（平成 22 年）における都市計画の基本理念を踏襲しつつ、インフラや都市機能の維持や行政コストの低減といった社会経済情勢の変化により顕著化している新たな都市課題に対応するために、基本理念の一部を見直し、まちづくりの理念とします。

まちづくりの理念

◇自然環境と共生した持続可能な都市の実現

豊かな自然の恵みを市民生活に活かし、また、深刻化する地球環境問題の克服に貢献するため、無秩序な都市機能の拡散を抑制し、効率的な土地利用を図り、将来世代に引き継ぐ、自然環境と共生した持続可能な都市を目指します。

◇都市活力の持続と向上

三遠南信地域や県西部地域などの広域圏の発展をけん引する都市として、ふさわしい都市活力を生み出していくため、これまでの本市の発展を支えてきた工業や農業をはじめ、多様な産業が更に活発に展開されるとともに、交流人口の拡大につながるまちづくりを目指します。また、人口減少下においてもインフラや都市機能の効率的な配置により、都市活力を持続的に支えます。

◇地域特性を活かしたまちづくりと相互連携の強化

都市機能が集積する地域から自然環境豊かな地域までそれぞれの役割を明確にした上で、地域固有の産業基盤や自然資源、歴史・文化・風土などの地域特性を活かしたまちづくりを目指します。また、人・もの・情報のネットワークを活かして地域相互の連携を強化することにより、都市としての一体性を確保します。

◇市民生活の質の向上

市民一人一人の暮らしが充実し、市民生活の質の向上が実感できるよう、日常生活の利便性や都市の防災性を確保し、ユニバーサルデザインに配慮するなど、安全・安心なまちづくりを目指します。

◇市民の参加・協働によるまちづくりの推進

地域の実情に応じた創意工夫による個性的なまちづくりを推進するため、市民・NPO・企業などが参加し、協働できる仕組みと体制を強化します。

(2) まちづくりの基本的な考え方

浜松市総合計画において示されている、まちづくりの基本的な考え方～コンパクトでメリハリの効いたまちづくり～に基づき、まちづくりの理念の実現を目指します。

まちづくりの基本的な考え方

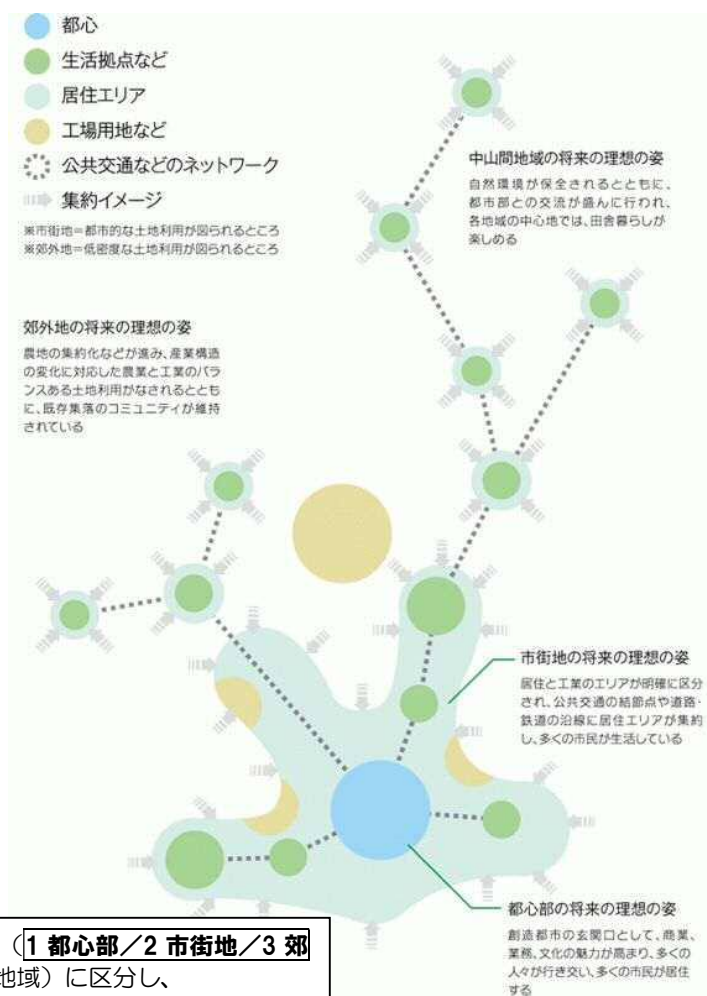
～コンパクトでメリハリの効いたまちづくり～

市民が**居住するエリアを、公共交通の結節点や道路・鉄道の沿線に集約**します。これらの居住エリアは、農業や工業などの**産業を振興するエリアと、自然環境を保全するエリアとを明確に区分**し、市域全体にわたって、**人口密度にメリハリをつけた拠点ネットワーク型都市構造**を目指します。

人口密度を高めることにより、店舗や病院などの民間活力を誘発し、便利で快適なまちへと移り変わる好循環を生み出します。また、**道路や上下水道などの公共インフラについても見直しを進め、人口規模に応じた最適化**を図ります。

また、中山間地域においては、田舎暮らしを促進するとともに、交通ネットワークの強化によって都市部との交流を促します。

『コンパクトでメリハリの効いたまちづくり』を基本的な考え方として、持続可能な最適化されたまちを市民とともに目指します。



「まち」を4つ（**1 都心部**/**2 市街地**/**3 郊外地**/**4 中山間地域**）に区分し、それぞれの「まち」に応じた将来の理想の姿（基本的な考え方）を示します。

□：立地適正化計画の検討に関わる要素

出典：浜松市総合計画 基本計画 浜松市未来ビジョン 第1次推進プラン

2 目指すべき都市の骨格構造

(1) 都市の骨格構造の構成

浜松市総合計画において示す「コンパクトでメリハリの効いたまちづくり」は以下の4つの要素から構成されていると考えられます。これらの4つの要素の立地の適正化に関する基本的な方針を示し、浜松市が目指すべき都市の骨格構造の指針とします。

①居住

- ー（浜松市総合計画において関連する主な記載項目）
「～居住するエリアを、公共交通の結節点や道路・鉄道の沿線に集約～」
「～人口密度にメリハリをつけた拠点ネットワーク型都市構造～」

②都市機能

- ー（浜松市総合計画において関連する主な記載項目）
「～人口密度を高めることにより、店舗や病院などの民間活力を誘発～」
「～道路や上下水道などの公共インフラについても見直しを進め、人口規模に応じた最適化～」

③産業

- ー（浜松市総合計画において関連する主な記載項目）
「～農業や工業などの産業を振興するエリアと、自然環境を保全するエリアとを明確に区分～」
市街地の将来の理想の姿「～居住と工業のエリアが明確に区分～」

④交通

- ー（浜松市総合計画において関連する主な記載項目）
「～居住するエリアを、公共交通の結節点や道路・鉄道の沿線に集約～」
「～人口密度にメリハリをつけた拠点ネットワーク型都市構造～」

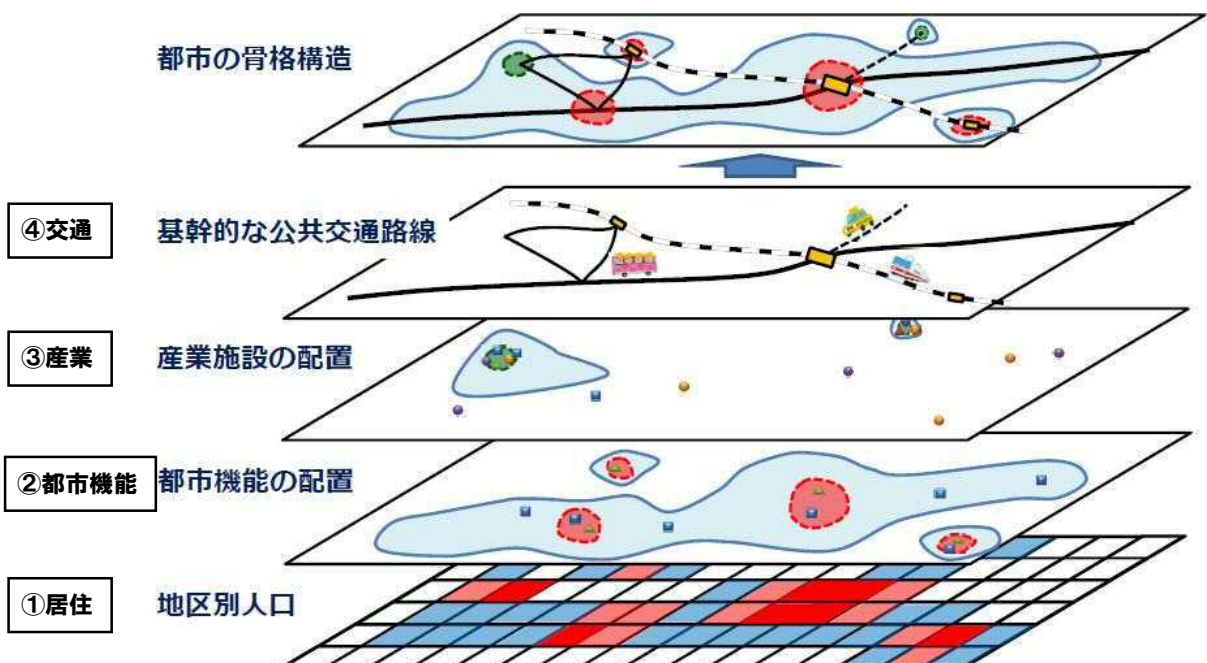


図 都市の骨格構造の構成イメージ

(2) 都市の骨格構造の指針

都市の骨格構造の指針にしたがってまちづくりを進めることで、居住・都市機能・産業の立地の適正化を図ります。また、居住・都市機能・産業が公共交通を基本として有機的に結びつくことによって低炭素都市や効率的な都市経営が可能となるコンパクトでメリハリの効いた拠点ネットワーク型都市構造の実現につなげていきます。



図 都市の骨格構造の構成要素の関係性

① 居住

生活サービスや公共交通の維持のため、一定の人口密度を確保できるよう居住の集約を図る

○居住の促進を図る地域

鉄道沿線等、公共交通の利便性が高く、都市機能の集積した場所へのアクセスが容易な地区への居住を促進します。

また、産業の集積動向等を踏まえ、既存の市街化区域の中で、働く場所に通勤しやすい地区への居住を促進します。

また、市民の生命・財産を守る観点からも災害リスクが低くより安全な地域への居住を促進します。

賑わいのある都心の再生のため、多様な世代の都心及びその周辺部への居住を促進します。

居住の促進により人口密度にメリハリをつけ、都市基盤整備の優先順位を明確化し、市民生活の質の向上と行政コストの低減の両立を目指します。

○それ以外の地域

郊外地ながら、鉄道駅の徒歩圏内で交通利便性や都市機能へのアクセス性が高い地域では、地域活性化の視点から適切な土地利用を目指します。

上記以外の地域は原則として居住の立地を促進しないこととし、既存ストックをいかしながら地域特性に応じたゆとりある住環境を確保し、多様な暮らし方を支えます。

②都市機能

居住地や拠点の利便性や都市活力向上のため、 都市機能の集約を図る

○都市機能集積の促進を図る地域

都心は市内外から人を集める市の顔として、広域から人を集客する都市機能(※1)の集積を促進し、賑わいのある都心の再生を図ります。

居住の促進を図る地区では、公共交通結節点等に都市サービス(※2)及び生活サービス(※3)の集積を促進し、魅力あるまちづくりを進めます。

※1 広域から人を集客する都市機能：市域全体や市内外からの集客が見込まれるコンベンション機能を持つシンボリックな施設や大型商業施設、病院等の施設です。

※2 都市サービス：行政区内程度の範囲からの集客が見込まれる区役所や文化センター、地域図書館等の施設です。

※3 生活サービス：中学校区程度の範囲からの集客が見込まれる小中学校、保育園、診療所、スーパーなどの生活に身近な施設です。

③産業

産業振興、交通利便性や防災性の観点から、 産業機能の適正な立地を支援し、計画的な秩序ある土地利用を図る

産業振興、交通利便性や防災性の観点から、産業の適正な立地を支援します。市街地においては、まとまった産業用地を確保すべき地域と居住を促進する地域とを明確に区分し、メリハリの効いた土地利用を展開します。

郊外地においては、良好な農地の保全及び農業振興のため、農業・工業のバランスある土地利用を図ります。

④交通ネットワーク

利便性の高い公共交通サービスの維持と、 今後の居住、都市機能、産業立地を踏まえたネットワークの形成を図る

利便性が高い鉄道およびバス路線については、沿線への居住誘導とあわせて、交通結節点の利便性向上や都市機能の集積を図り、公共交通サービスの維持を図ります。

新たに産業集積が進む内陸部においては、居住地と勤務地との位置関係や物流交通の分布に留意し、道路混雑の緩和や公共交通利用への転換を進め、産業活力活性化のための交通ネットワークを形成します。

4.都市機能誘導に関する方針

1 都市機能誘導区域の設定方針

(1) 都市機能誘導区域の設定方針

都市機能に関する都市の骨格構造の指針に基づき、都市機能誘導区域を設定します。誘導する都市機能の種類と集積を図る地域について以下に示します。

表 都市機能の種類と集積を図る地域

都市機能の種類	集積を図る地域
広域から人を集客する都市機能	都心及び副都心 ⇒『 広域都市機能誘導区域 』とする。
都市サービス及び生活サービス	公共交通結節点等 ⇒『 生活都市機能誘導区域 』とする。

浜松市では都市機能の種類に応じて『広域』と『生活』の2種類の都市機能誘導区域を設定します。また、それぞれの区域の性質を考慮し、『広域都市機能誘導区域』は『生活都市機能誘導区域』を兼ねるものとします。

2 誘導施設の設定方針

(1) 都市の骨格構造の指針に示す都市機能

都市機能に関する都市の骨格構造の指針では立地を促進すべき都市機能の種類を定めています。そこで、その種類ごとの誘導施設の例を示します。

表 都市機能別の誘導施設例

都市の骨格構造の指針に示す都市機能の種類	誘導施設の例
広域から人を集客する都市機能：市域全体や市内外からの集客が見込まれる施設です。	病院、大型商業施設、コンベンションセンター、市役所本庁舎など
都市サービス：行政区内程度の範囲からの集客が見込まれる施設です。	区役所、文化センター、地域図書館など
生活サービス：中学校区程度の範囲からの集客が見込まれる生活に身近な施設です。	小中学校、診療所（内科・小児科）、通所型高齢者施設、保育園・幼稚園（民営）、スーパー、コンビニ、銀行、郵便局など

※本表は都市機能を種類別に分類したものであり、浜松市の立地適正化計画における誘導施設を示すものではありません。

(2) 誘導施設の設定方針

(1)で示した都市機能の種類に基づき、先に示した都市機能誘導区域ごとの誘導施設の設定方針を示します。

●誘導施設設定方針

『広域都市機能誘導区域』：『広域から人を集客する都市機能』を誘導施設に設定します。

『生活都市機能誘導区域』：『都市サービス』及び『生活サービス』を誘導施設に設定します。

誘導区域内では誘導施設に指定した都市機能の多様なサービスが享受できる都市環境の確保を目指します。

具体的な誘導施設の設定は、本方針に従いながら現状の施設立地状況や、市民ニーズ、市場動向などを考慮し検討します。

5. 居住誘導に関する方針

1 居住誘導区域の設定方針

(1) 居住誘導区域設定の視点

居住に関する都市の骨格構造の指針にしたがって、居住誘導区域を設定するために、以下の3つの視点から長期的な居住地としての適正性を判断します。

居住の誘導により人口密度にメリハリをつけ、都市基盤整備の優先順位を明確化し、市民生活の質の向上と行政コストの低減の両立を目指します。

- 視点1：生活利便性
- 視点2：災害リスク
- 視点3：新たな産業集積への対応

(2) 居住誘導区域の設定方針

1) 視点1：生活利便性

サービスレベルの高い鉄道駅やバス停の徒歩圏内で、一定の都市機能の集積が見られる地域を居住誘導区域に設定します。

2) 視点 2：災害リスク

国の都市計画運用指針で示される災害リスクの高い地域は居住誘導区域に含めません。

表：災害リスクに対する居住誘導の考え方

国の指針	区域の種類
居住誘導区域に含まれない区域	災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域（★）
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	土砂災害特別警戒区域
	災害危険区域（★を除く）
	地すべり防止区域
	急傾斜地崩壊危険区域
各区域のリスク回避・低減対策等の状況や見込等を総合的に勘案し、居住誘導が適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	土砂災害警戒区域
	浸水想定区域 (洪水浸水想定区域)※平成 27 年水防法改正に伴い用語修正
	土砂災害防止法に基づく基礎調査により判明した災害の発生のおそれのある区域
	その他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域

※都市計画運用指針で示される区域の内、浜松市で該当しない津波災害特別警戒区域、津波災害警戒区域、都市洪水想定区域、都市浸水想定区域、津波防災地域づくり法に基づく津波浸水想定区域を除いています。

3) 視点 3：新たな産業集積への対応

浜松市では、今後新東名高速道路の浜松 SA スマートインターチェンジの周辺地域（以下、都田地域とします。）へ新たな工業集積地を整備する予定です。工業集積により新たな居住ニーズの発生や交通需要の増大による交通環境の悪化が見込まれています。そこで、都田地域で新たに発生する居住ニーズに適切に対応し、働く場や都市拠点へのアクセス性が高い地域を居住誘導区域に設定します。

4) その他

具体的な居住誘導区域はその他の条件から居住誘導区域に含めるべきでないと判断される地域や、現況の地形地物等を考慮しながら設定します。

居住誘導区域に含めるべきでないと判断される地域の例	工業専用地域、生産緑地地区 等
---------------------------	-----------------



浜松市立地適正化計画の基本方針（案）

浜松市都市整備部都市計画課
平成 28 年〇月

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市立地適正化計画の基本方針(案)
意見募集期間	平成28年8月1日(月)～平成28年8月30日(火)
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 都市計画課あて

住所 : 〒430-0946 浜松市中区元城町216-4 ノーススタービル浜松5階

FAX : 053-457-2164

E-mail : toshikei@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市

皆さんからの
ご意見
お待ちしております
おるのじゃ！




第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	区制度の検討状況について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 浜松市では、市議会での議論を経て、「区制度検討に係る工程表」を平成28年3月に策定した。 ➤ 平成28年6月までは、12市町村合併から政令指定都市移行を経て現在に至る、「これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括」について議論を進めてきた。 ➤ 現在は、検証・総括を踏まえ、将来における地域課題の解決など住民自治や行政サービスのあり方について、協議・検討を行っている。 				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>1 「区制度検討に係る工程表」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 協議・検討スケジュールの説明 <p>2 「これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取りまとめた資料の一部を区政だよりに掲載し、8/5に全戸配布した。 ➤ 総括・検証資料は、市公式ホームページのほか、区役所・協働センター・図書館などで閲覧することができる。 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	企画課	担当者	川西	電話	457-2241

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

区制度検討に係る工程表

項目	内容	平成 28 年度				平成 29 年度				平成 30 年度				平成 31 年度			
		4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
Step1 住民自治、行政サービスのあり方	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 様々な角度から市の現状を客観的に判断できる資料を作成し、これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括。 ▶ 検証・総括を踏まえ、今後の住民自治(地域課題の解決方法など)、行政サービスのあり方を協議検討。 	 これまでの検証・総括	 今後のサービス等のあり方を協議検討の上、提示														
Step2 行政区再編の決定	<ul style="list-style-type: none"> ▶ Step1 を踏まえ、人口減少下における持続可能な行政区、行政サービス提供体制(案)作成。 ▶ 案を市民の皆様様に説明、意見聴取した後、最終案を作成。 ▶ 【決定】行政区再編の有無、新たな行政サービス提供体制。 			 新たな行政区、行政サービス提供体制(案)作成・提示		 案に対する意見聴取		 最終案作成・提示		 行政区再編の決定							
Step3 新体制への移行	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 必要があれば条例改正。 ▶ 平成 32 年 1 月 1 日、新体制に移行。 									 行政区画等審議会	 区設置等条例改正 関係機関との調整	 新体制の周知				新体制に移行	

区制度検討に係る工程表【詳細】

Step1

住民自治、行政サービスのあり方

【内容】

- 12市町村合併から政令指定都市移行に至る経緯、政令指定都市移行後の変化、本市を取り巻く状況など、様々な角度から本市を客観的に判断できる資料を作成し、これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括を行う。
- 検証・総括を踏まえ、今後の住民自治(地域課題の解決方法など)、行政サービスのあり方を協議検討し、「あり方」を示す。
- 必要に応じ、区役所や協働センターなどの行政サービスに関し、現状における課題や困りごとなどの意識調査等の実施を検討する。

【スケジュール】

H28	3月	区制度等の検証・総括
	4月	↓
	5月	↓
	6月	↓ / 議会報告①
	7月	今後のサービス等検討 / 区政だより①
	8月	↓
	9月	↓
	10月	↓ / 議会報告②
	11月	↓
	12月	「今後の住民自治、行政サービスのあり方」提示 / 区政だより②

- 議会報告①：これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括
- 区政だより①：検証結果報告、FAX・Eメールによる意見募集など
- 議会報告②：今後の住民自治、行政サービスのあり方
- 区政だより②：今後の住民自治、行政サービスのあり方の報告、FAX・Eメールによる意見募集など

Step2

行政区再編の決定

【内容】

- Step1「住民自治、行政サービスのあり方」における結果などを踏まえ、人口減少下における持続可能な行政区(必要があれば区割り案及び新たな区の名称案を示す)、行政サービス提供体制(案)を作成する。
- 案については、パブリックコメントを実施するとともに、区協議会に諮問する。
- また、これらに加え、地区自治会、市民活動団体などを対象に上記案を説明し、意見聴取を行う。

【ヒアリング対象】

地区自治会(50(13+6+8+7+6+5+5))、市民活動団体など

【説明者】

市民部長、市民協働・地域政策課長、企画調整部長、企画課長、総務部長、人事課長が分担して実施

- パブリックコメント意見などを反映させ、新たな行政区、行政サービス提供体制を公表する。 ⇒ 行政区再編の有無、新たな行政サービス提供体制の決定

【スケジュール】

H29	1月	新たな行政区、行政サービス提供体制(案)作成	
	2月	↓	
	3月	↓	／ 議会報告③
	4月	↓	
	5月	↓	
	6月	↓	／ 議会報告④
	7月	↓	
	8月	↓	
	9月	新たな行政区、行政サービス提供体制(案)提示	／ 議会報告⑤
	10月	意見聴取	／ 区政だより③
	11月	↓	
	12月	↓	
H30	1月	↓	
	2月	↓	
	3月	↓	
	4月	↓	／ パブリックコメント
	5月	↓	／ 区協議会諮問
	6月	↓	↓
	7月	意見等取りまとめ及び最終案作成	
	8月	↓	
	9月	↓	
	10月	↓	
	11月	↓	／ 議会報告⑥
	12月	↓	

H31	1月		↓
	2月	議会報告⑦ →	【決定】行政区再編の有無、新たな行政サービス提供体制
	3月	区政だより④	

- 議会報告③：新たな行政区、行政サービス提供体制(案)説明(第1回)
- 議会報告④：新たな行政区、行政サービス提供体制(案)説明(第2回)
- 議会報告⑤：新たな行政区、行政サービス提供体制(案)説明(第3回)
- 区政だより③：案公表、パブリックコメント・ヒアリングの告知
- 議会報告⑥：パブリックコメントなどの結果説明、最終案説明(第1回)
- 議会報告⑦：最終案説明(第2回)
- 区政だより④：パブリックコメントなどの結果、行政区再編の有無、新たな行政サービス提供体制公表

Step3

新体制への移行

【内容】

- 行政区再編の必要があれば、「浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例」改正の準備を進める。
- 平成 32 年 1 月 1 日、新体制に移行。

【スケジュール】

H31	2月	[諮問]浜松市行政区画等審議会
	3月	[答申]浜松市行政区画等審議会
	4月	関係機関との調整
	5月	↓
	6月	区設置等に関する条例改正
	7月	新体制の周知
	8月	↓
	9月	↓
	10月	↓
	11月	↓
	12月	↓
H32	1月	新体制に移行

区制度について考える

～ 今後の住民自治、行政サービスのあり方についてみんなで考えよう～



編集・発行：浜松市企画調整部企画課
所在地：〒430-8652 浜松市中区元城町103番地の2 浜松市役所本館5階 TEL.053-457-2241
E-mail : kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

区政だより



《「区政だより」について》

浜松市では、市議会での議論を経て、「区制度検討に係る工程表」を平成28年3月に策定しました。

「区政だより」は、工程表に基づく検討状況をお知らせし、今後の住民自治、行政サービスのあり方などについて、広く市民の皆様にご意見を伺いたいと考えています。

※ 工程表は、広報はままつ2016年4月号に掲載。工程表の期間は、平成28年3月～平成32年1月。

《住民自治、行政サービスのあり方》

本年6月までは、12市町村合併から政令指定都市移行を経て現在に至る、「これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括」について議論を進めてきました。

現在は、検証・総括を踏まえ、将来における地域課題の解決など住民自治や行政サービスのあり方について、協議・検討を行っています。

【区制度検討に係る工程表（抜粋）】

項目	内容	平成28年度			
		4月	7月	10月	1月
Step1 住民自治、行政サービスのあり方	<ul style="list-style-type: none">▶ 様々な角度から市の現状を客観的に判断できる資料を作成し、これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括。▶ 検証・総括を踏まえ、今後の住民自治（地域課題の解決方法など）、行政サービスのあり方を協議検討。	これまでの検証・総括	今後のサービス等のあり方を協議検討の上、提示		

次の項目からは、6月に取りまとめた検証・総括の一部をご紹介します。

検証・総括の全文については、以下に掲載するアドレスから市公式ホームページにアクセスしていただくか、最寄りの区役所区振興課、協働センター、図書館の窓口にて配付する閲覧用冊子をご覧ください。

[これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括]

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/step1.html>



《これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括》

検証・総括の目的は、合併、政令指定都市移行を経て現在に至るまでの本市における行財政などの経営状況の推移と市民生活の変化を振り返ることで、本市の今後の行政サービス提供体制などを考える基礎とするものです。

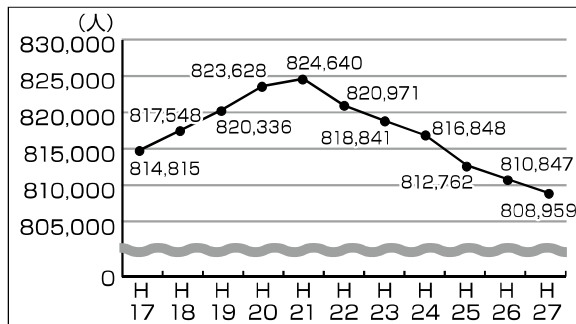
1 浜松市の沿革

◆合併から政令指定都市移行の経緯

年月日	内容
H15.9.29	天竜川・浜名湖地域合併協議会設置
H16.12.10	合併協定書調印
H17.7.1	新「浜松市」誕生
H19.4.1	政令指定都市移行

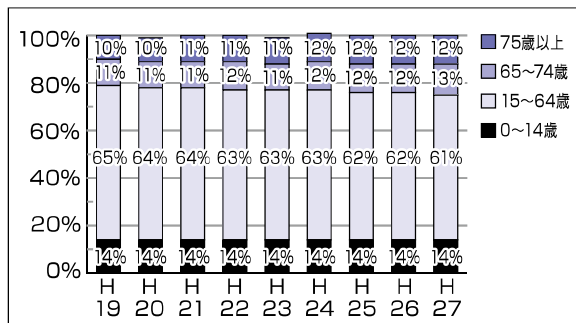
◆人口推移

▶平成21年度の824,640人をピークに、年々減少しています。



◆年齢階級別人口構成比推移

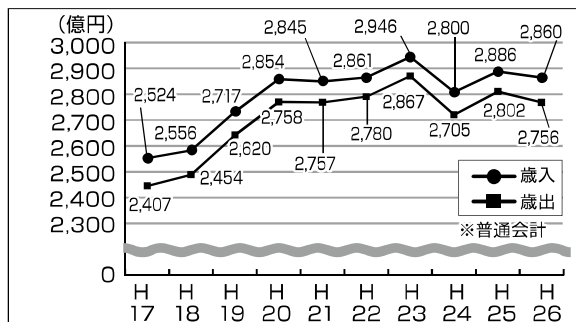
▶働く世代の人口が減少する一方で、高齢者の人口は増加の一途を辿っています。



2 浜松市の経営状況

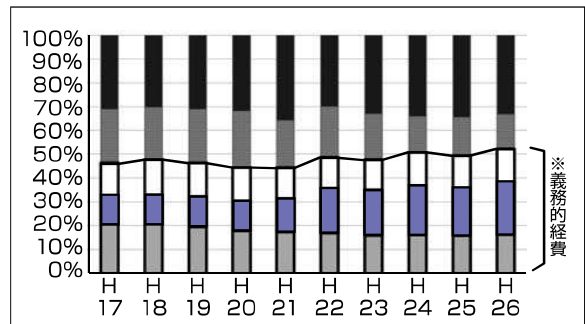
◆歳入・歳出の推移

▶政令指定都市移行後、歳入は約2,850億円、歳出は約2,750億円前後で推移しています。



◆歳出決算額の構成比の推移

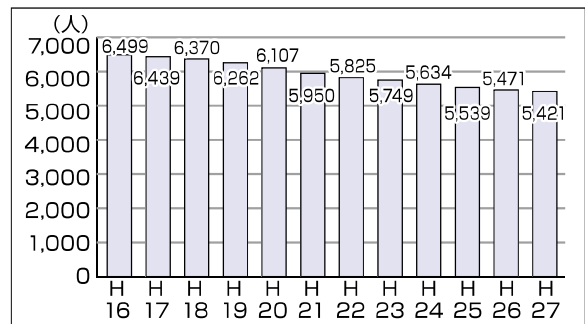
▶社会保障制度の拡充、高齢化の進展に伴う社会保障費などの急伸により扶助費が増加しています。



- その他経費：物件費(消耗品費等)や補助費(各種団体への助成金等)など
 - 投資的経費：道路や施設など、目に見えて残る社会資本を整備するための経費
 - 公債費：借金の返済金など
 - 扶助費：社会福祉費や生活保護費など
 - 人件費：職員の給料など
- ※義務的経費とは支出することが制度的に義務づけられている経費

◆職員数の推移

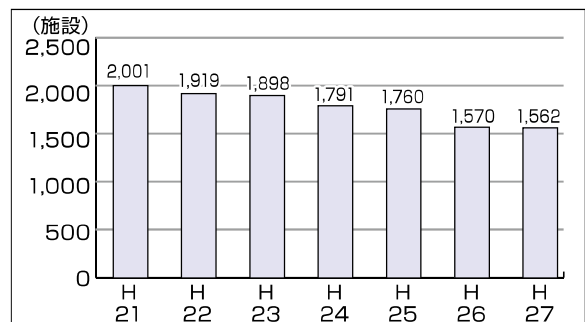
▶定員適正化計画に基づき、新たな行政需要に対応した職員配置を行いつつ、アウトソーシングの活用などにより適正化を図っています。



◆施設数の推移

▶公共施設再配置計画に基づき、効率的な公共施設の運営・管理と市民サービスの向上の両立に取り組んでいます。

※施設とは市役所や区役所、協働センターなどのいわゆるハコモノ資産を指す

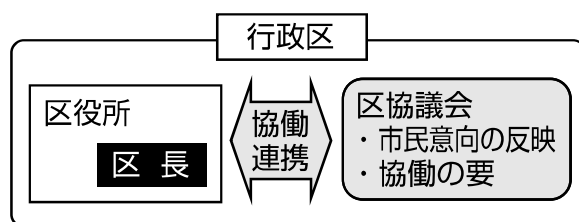


◆住民自治の仕組みについて

年月	内容
H17.7~ H19.3	旧12市町村を単位として地域自治区を設置
H19.4~ H24.3	各行政区に区協議会を設置 地域自治区は存続（一部廃止・新設）
H24.4~	地域自治区を廃止

〈区協議会の役割〉

- ①地域における市民協働の要
- ②諮問事項などに対して意見を述べる



◆区役所組織の考え方について

▶当初は「小さな市役所、大きな区役所」としてスタートし、その後サービスの効率化と最適化を目指して、次の基本方針などを踏まえて区役所組織の見直しを行ってきました。

年月	内容
H19.4	区役所設置
H21.12	「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について」策定 ▶土木や税務などを本庁業務として集約
H23.11	「区出先機関再構築の基本方針」策定 ▶公民館とサービスセンターに地域づくりの機能を付加し、協働センターに再編

3 市民生活の変化

◆施設利用料が市内で統一され、居住地による料金格差が解消されました。

◇スポーツ施設（全57施設）

料金格差が解消された施設数 **11** 施設

施設例	域外住民料金 (域内住民料金との比較)
舞阪乙女園グラウンド	2倍→同額
引佐総合体育館	2倍→同額
三ヶ日運動場	約2.4倍→同額

◇文化センター等（全12施設）

料金格差が解消された施設数 **4** 施設

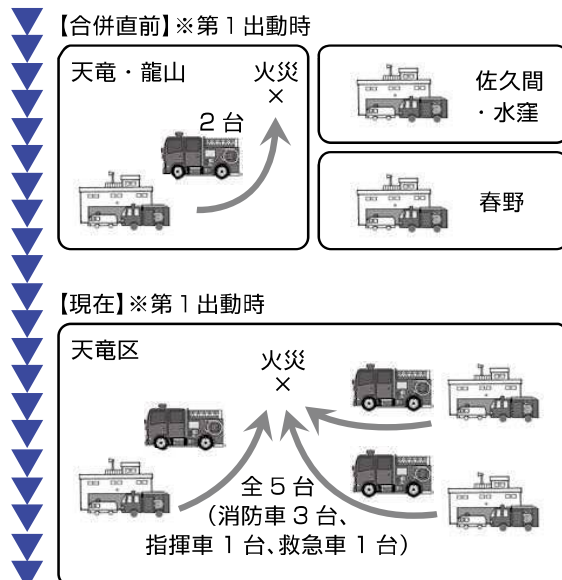
施設例	域外住民料金 (域内住民料金との比較)
浜北文化センター	5割増→同額
みをつくし文化センター	5割増→同額
佐久間歴史と民話の郷会館	2割増→同額

※域外住民…施設の存する旧市町村外に居住する住民
※施設数は合併時点数値（現在廃止施設除く）

◆消防出動体制が充実し、地域の安全・安心が高まりました。

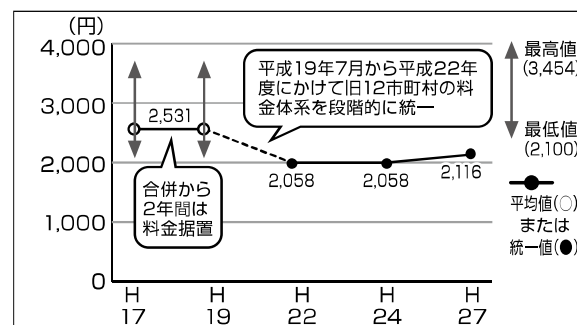
▶旧市町村の枠組みを超えた消防連携が可能になり、天竜区の出動体制が大幅に充実。

〈天竜区における建物火災常備消防出動体制〉



◆水道料金が市内で統一され低料金になりました。

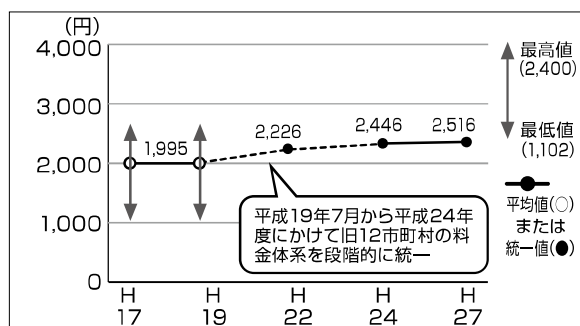
▶合併から2年間は料金を据え置き、段階的に料金体系を統一。



※水道料金（1か月）の推移
1か月に20㎡（メーター口径13mm）使用

◆下水道使用料金が市内で統一されました。

▶合併から2年間は使用料を据え置き、段階的に使用料体系を統一。



※下水道使用料（1か月）の推移 1か月に20m³使用

●合併から10年以上の時が流れ、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく特例措置なども終盤を迎えつつあり、合併による組織のスリム化、事業の見直しについて、更に取り組む必要があります。

●「今後の住民自治、行政サービスのあり方」の検討に際しては、「合併・政令市の検証」を踏まえ、持続可能な都市経営に向け、次の視点に留意し、現在の市民サービス提供体制などをゼロベースで見直します。



4 合併・政令市の検証に係る総括

- 12市町村合併、政令指定都市移行から現在に至るまで、リーマンショックや東日本大震災など、社会経済環境の変化や市民ニーズを踏まえ、行政サービスの維持・質の向上のため、地域特性に配慮した組織改正、事務事業の見直しなどを進め、現状に基づく最適化を図ってきました。
- 現在、30年後の理想の姿を描いた総合計画に基づく市政運営を進めています。理想の未来を実現するためには、これまでに経験したことがない人口急減・超高齢化に立ち向かわなければなりません。また、低迷する出生率、老朽化が進む膨大なインフラの維持・更新、拡大が続く社会保障費など、課題は山積しています。

考慮すべき社会環境など

- ◆急速な人口減少、超高齢化
- ◆社会保障費の拡大や道路・公共施設などの維持・更新費用
- ◆民間活力の導入などによる行政サービス担い手の変化
- ◆ICTの急速な進展、独り暮らし世帯の増加など社会環境の変化

- 住民自治と市民協働の推進
- 現在のサービス提供体制(業務体制)に捉われないゼロベースの見直し
- 持続可能な仕組みづくり - 市民満足と事務効率の均衡 -
- 将来の拠点ネットワーク型都市構造を視野に入れ、地域特性に配慮
- 社会環境の変化に合わせ、ICTなどを積極的に活用



ご意見をお寄せください!!



区役所サービスなど「区政のあり方」に関するご意見について、Fax 又は E-Mail にて下記お問い合わせ先までお寄せください。ご意見は、今後の区制度を検討する上での参考とさせていただきます。

お問い合わせ先 浜松市企画調整部企画課
Tel.053-457-2241 Fax.050-3730-1867
E-mail : kikaku@city.hamamatsu.shizuoka.jp

合併・政令市の検証

～12市町村合併と政令指定都市移行を経た浜松市の行財政と市民サービスの変化～

浜松市

はじめに

平成17年7月の12市町村の大合併は、関係市町村の行財政上の課題を解決する最大の行財政改革であるとともに、県並みの権限を有する政令指定都市となることで本市の自治力と自立性の向上を図ることまでを目指したものでした。

この資料は、この大合併と平成19年の政令指定都市移行を経て現在に至るまでの本市における行財政等の経営状況の推移と市民生活の変化を振り返ることで、本市の今後の行政サービス体制を考えるための素材とするものです。

目 次

1 浜松市の沿革について

- (1) 合併から政令指定都市移行の経緯
- (2) 合併の概要
- (3) 区割りの概要
- (4) 人口推移

2 浜松市の経営状況について

- (1) 歳入・歳出の推移
- (2) 財政力指数の推移
- (3) 経常収支比率の推移
- (4) 市民一人当たりの負債
- (5) 合併特例債
- (6) 政令指定都市移行に伴う事務・財源の移譲
- (7) 市議会議員定数の推移
- (8) 常勤特別職の職員数の推移
- (9) 一般職員数の推移
- (10) 施設数の推移
- (11) 都市内分権
- (12) 住民自治の仕組み
- (13) 組織内分権
- (14) 行政組織の変遷
- (15) 新市建設計画

3 市民生活の変化について

- (1) 合併により全市的に普及したサービス
- (2) 合併時の調整により変化したサービス
- (3) 地域固有事務（一市多制度）
- (4) 政令指定都市移行に伴い変化したサービス
- (5) 区をまたぐ学区
- (6) 主な税、使用料・手数料の変化

4 総括

1 浜松市の沿革について

(1) 合併から政令指定都市移行の経緯

年月日	内容	備考
平成14年7月17日	「環浜名湖政令指定都市構想」発表	浜松市が発表
平成14年10月7日	環浜名湖政令指定都市構想研究会発足	政令指定都市構想の実現に向け、調査・研究を目的として、構成市町村の助役による研究会を発足 ●メンバー：12市町村及び湖西市、新居町、オプザバー(磐南5市町村を代表して)磐田市、竜洋町 ●平成15年3月11日まで、計6回開催 ●都市ビジョン⇒『環境と共生するクラスター型政令指定都市』
平成15年6月10日	合併協議会設置準備会設置	研究会に参加した14市町村のうち、湖西市を除く13市町村で、合併協議会設置準備会を設置。以後、9月29日まで計4回開催
平成15年9月29日	天竜川・浜名湖地域合併協議会設置	●12市町村で、法定合併協議会を設置 ●10月6日の第1回合併協議会から平成17年6月21日まで、計19回開催 ●すり合わせ事務事業数 3,275件 ●政令指定都市移行に関する基本的な事項についても合わせて協議
平成16年12月10日	合併協定書調印式	●12市町村長が、協定書に調印 ●12月13日～22日にかけて、12市町村議会で廃置分合関係議案を可決 ●平成17年1月7日に県知事に対し、廃置分合申請書を提出
平成17年7月1日	新「浜松市」誕生	
平成19年4月1日	政令指定都市移行	

(2) 合併の概要

① 12市町村合併

平成17年7月1日 12市町村による合併

浜松市・浜北市・天竜市・舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町・春野町・佐久間町・水窪町・龍山村

天竜川や浜名湖、遠州灘、北遠の山々など、豊かで美しい自然環境と都市部が共存する80万人都市



(2) 合併の概要

②旧12市町村の状況



旧市町村名	人口(人)	面積(km ²)	職員数(人)	議員定数(人)	H16決算額(千円)
浜松市	608,341	256.88	4,208	46	172,166,494
浜北市	87,919	66.64	675	24	23,500,750
天竜市	22,601	181.65	284	18	9,763,803
舞阪町	12,077	4.63	122	16	4,719,847
雄踏町	14,221	8.15	133	16	5,800,022
細江町	22,296	34.18	151	16	7,534,472
引佐町	14,810	121.18	162	16	7,482,396
三ヶ日町	16,147	75.65	143	16	5,428,001
春野町	6,248	252.17	130	14	4,532,640
佐久間町	5,587	168.53	202	13	4,493,910
水窪町	3,386	271.28	90	12	3,286,652
龍山村	1,182	70.23	42	9	2,040,992
一部事務組合	-	-	157	-	-
合計	814,815	1,511.17	6,499	216	250,749,979

※人口:住民基本台帳登録人数と外国人登録者数の計(平成17年6月30日現在)
 ※面積:平成15年「全国都道府県市町村別面積調」(国土地理院)
 ※H16決算額は普通会計

※職員数:一般職員の実数(平成16年4月1日現在)
 ※議員定数:平成16年6月1日現在

(2) 合併の概要

③旧12市町村の経営状況

※総務省地方財政状況調査(H16決算カード)より抜粋

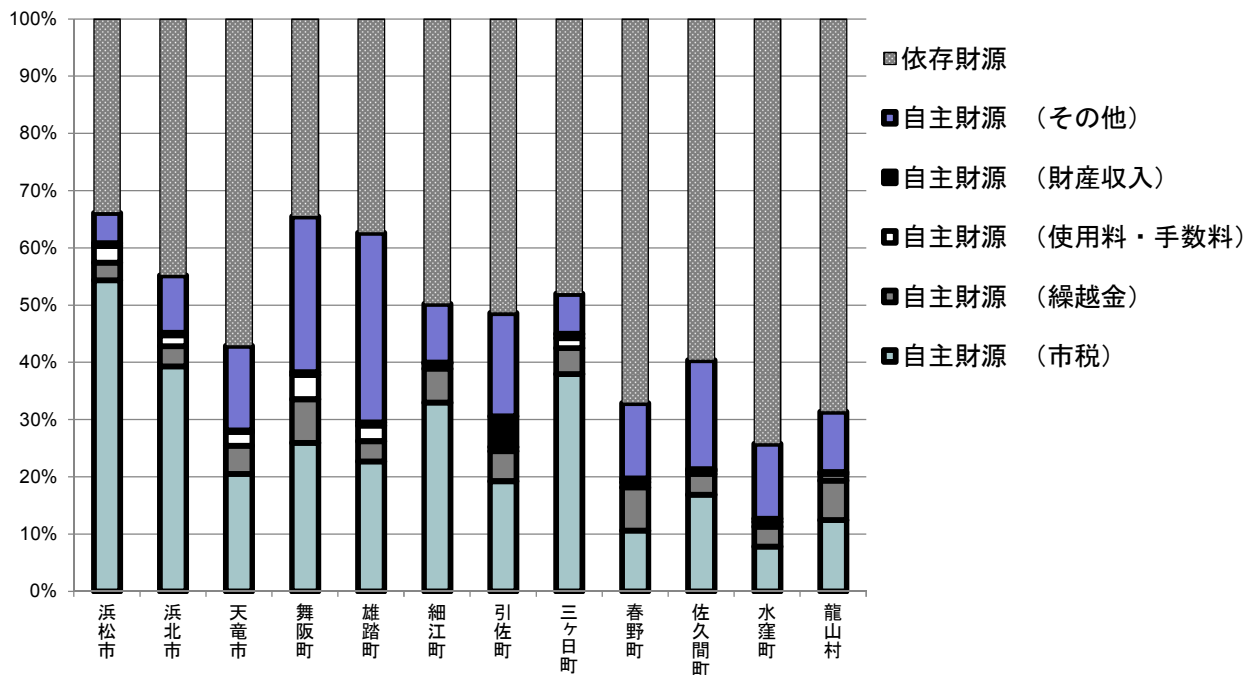


旧市町村名	財政力指数	経常収支比率(%)	実質収支比率(%)	経常一般財源比率(%)	公債費比率(%)	公債費負担比率(%)	起債制限比率(%)
浜松市	0.92	81.0	5.2	100.0	15.5	16.8	11.0
浜北市	0.77	82.3	5.5	98.5	17.4	17.0	10.1
天竜市	0.42	88.8	7.6	99.2	20.6	17.5	12.2
舞阪町	0.60	88.3	6.5	100.2	9.8	8.0	5.5
雄踏町	0.57	87.7	7.7	96.5	9.8	8.6	4.7
細江町	0.70	87.6	7.9	93.9	8.0	8.3	4.9
引佐町	0.46	84.8	9.4	98.6	10.4	10.8	4.3
三ヶ日町	0.63	80.8	12.1	102.8	14.5	13.8	10.0
春野町	0.24	82.1	12.6	102.4	14.8	17.0	8.1
佐久間町	0.32	87.7	6.7	104.3	12.5	15.2	7.0
水窪町	0.19	91.1	12.3	101.1	16.8	19.1	10.1
龍山村	0.30	97.4	16.9	105.3	15.6	18.5	11.4

- ・財政力指数:財源の豊かさの目安となる指数で、収入と支出を国の基準に基づいて計算したもの。この指数が1に近い(あるいは1を超える)ほど財政に余裕があるとされている。
- ・経常収支比率:分子を人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に充当した一般財源、分母を地方税、地方交付税、地方譲与税を中心とする一般財源総額とする指標。財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられ、比率が低いほど、弾力性があるといえる。
- ・実質収支比率:標準財政規模(一般財源の標準規模)に対する実質収支額(歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した決算額)の割合
- ・経常一般財源比率:標準財政規模に対する経常一般財源(毎年収入される財源のうち用途が特定されていないもの)の割合
- ・公債費比率:市税などの毎年決まって収入することが見込まれる経費に対するその年度の公債費(借金返済の経費)の割合。低いほど財政構造が弾力的であるといえる。
- ・公債費負担比率:公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合
- ・起債制限比率:公債費(交付税措置のないもの)の標準的な一般財源などに占める割合

(2) 合併の概要

④旧12市町村における歳入決算額の構成比(H16)

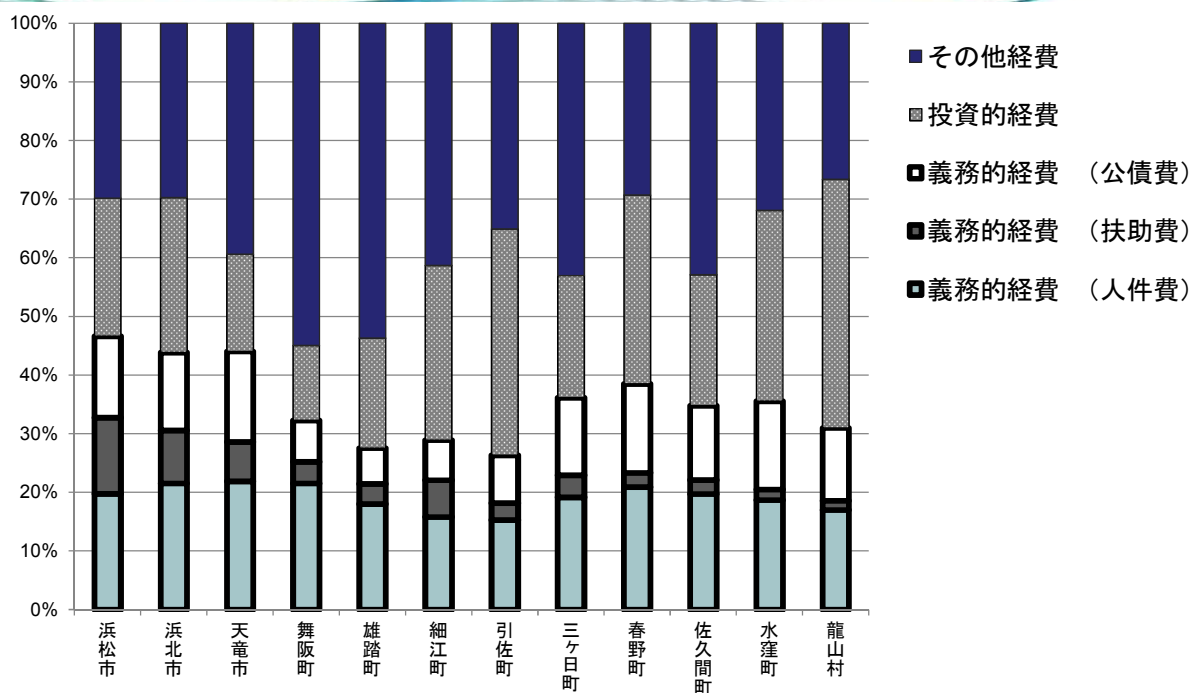


※自主財源: 地方公共団体の財源のうち、国や県に依存しないで独自に調達できるもの

※依存財源: 地方公共団体の財源のうち、国や県に依存するかたちで調達する財源
地方交付税、国庫支出金、県支出金など。

(2) 合併の概要

⑤旧12市町村における歳出決算額の構成比(H16)



※義務的経費: 支出することが制度的に義務づけられている経費

職員の給料や生活保護費、国からの借金の返済金などを指す。

※投資的経費: 道路や施設など、目に見えて残る社会資本を整備するための経費

※その他経費: 物件費(消耗品費等)や補助費(各種団体への助成金等)など

(3) 区割りの概要

平成19年4月1日 政令指定都市移行 7行政区施行

区割りについては、合併協議会で議論され、内定した。

<行政区を編成する上での留意点>

- ①人口規模(1行政区当たり10万人程度など)
- ②地形・地物(河川、道路、鉄道、主要道路など)
- ③地域コミュニティ(町字、自治会など)
- ④歴史的沿革(旧町村など)
- ⑤現市町村境
- ⑥郡・市町村同士のつながり
- ⑦通学区域
- ⑧交通体系
- ⑨社会的・経済的一体性(市街地、工業地域、商業地域、農村地域など)
- ⑩選挙区(国・県)
- ⑪面積規模
- ⑫国・県等の公共機関の管轄区域

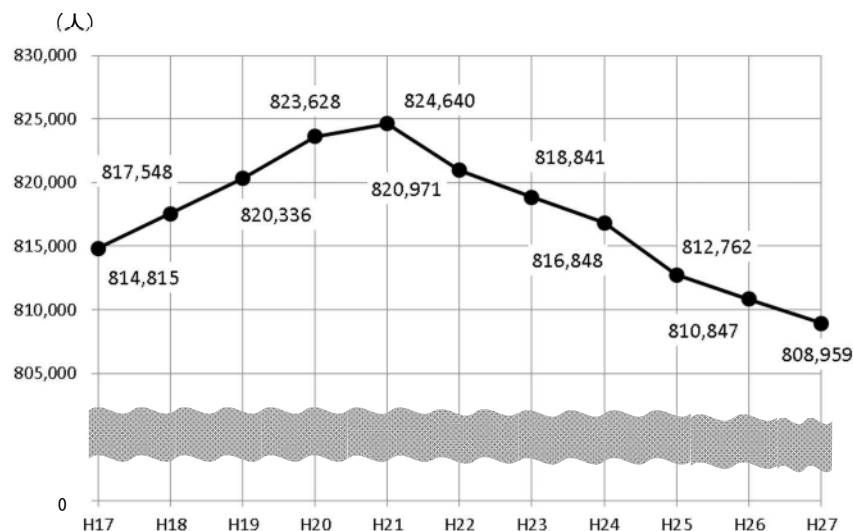
<区割りの内定に当たった考え方>

- ①北遠(5市町村)は分断しない。
- ②浜松市以外の市町村の区域は、分断しない。
- ③郡は分断しない。
- ④浜松市内は、36地区自治会連合会を単位とする。



(4) 人口推移

①浜松市の人口推移



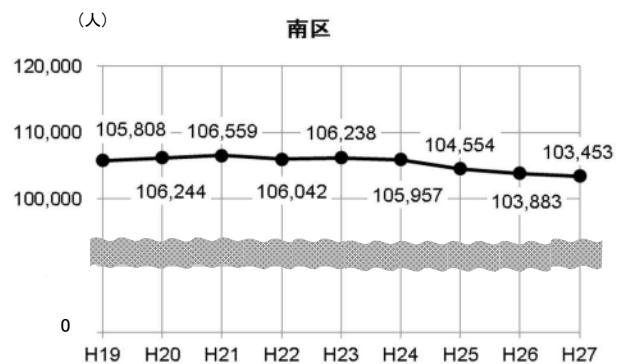
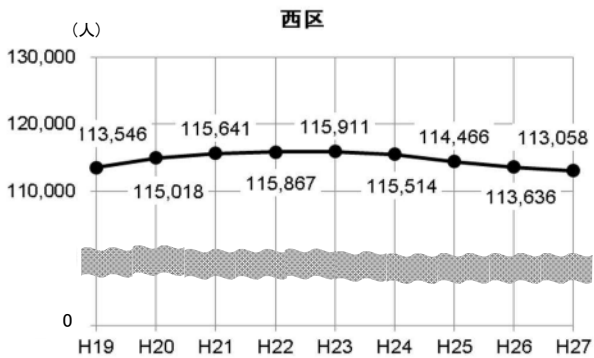
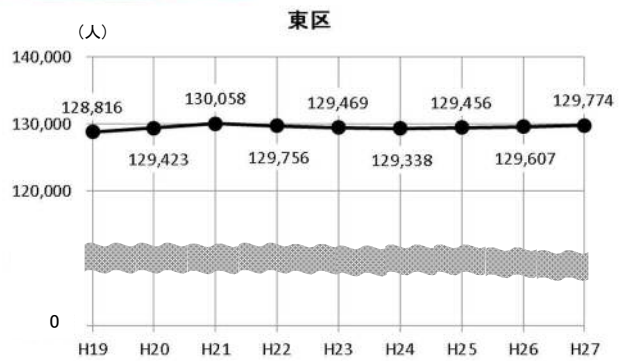
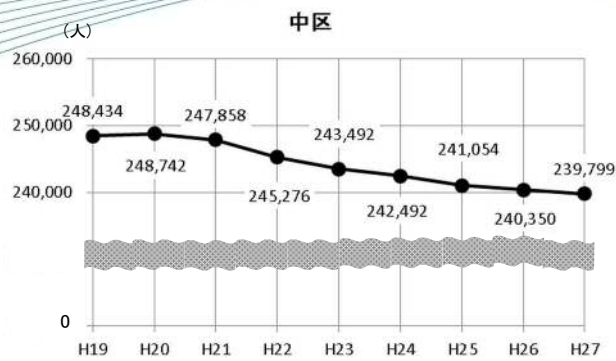
<H17.6.30時点の旧市町村の状況>

市町村名	H17.6.30(人)
1 浜松市	608,341
2 浜北市	87,919
3 天竜市	22,601
4 舞阪町	12,077
5 雄踏町	14,221
6 細江町	22,296
7 引佐町	14,810
8 三ヶ日町	16,147
9 春野町	6,248
10 佐久間町	5,587
11 水窪町	3,386
12 龍山村	1,182
計	814,815

※人口:住民基本台帳登録人数(外国人を含む)
 ※各年4月1日現在(ただし、H17は、H17.6.30現在)

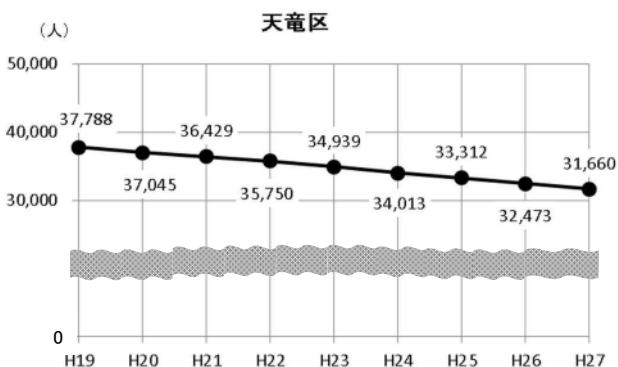
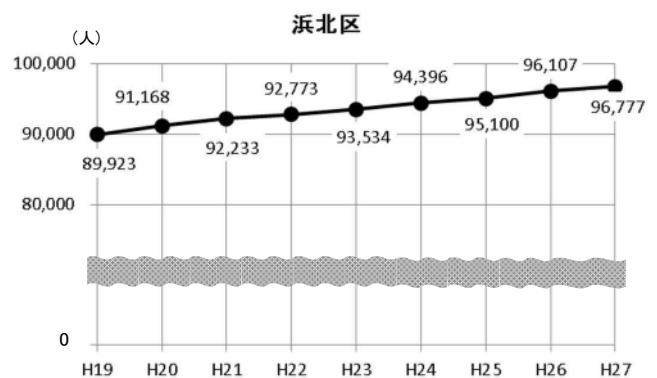
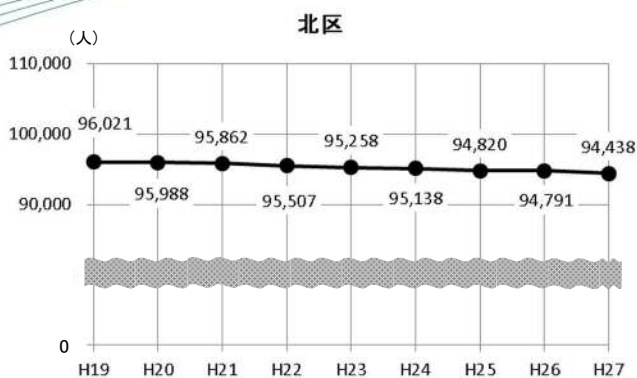
(4) 人口推移

② 区别人口推移 (H19~H27 ※ 各年4月1日現在)



(4) 人口推移

② 区别人口推移 (H19~H27 ※ 各年4月1日現在)

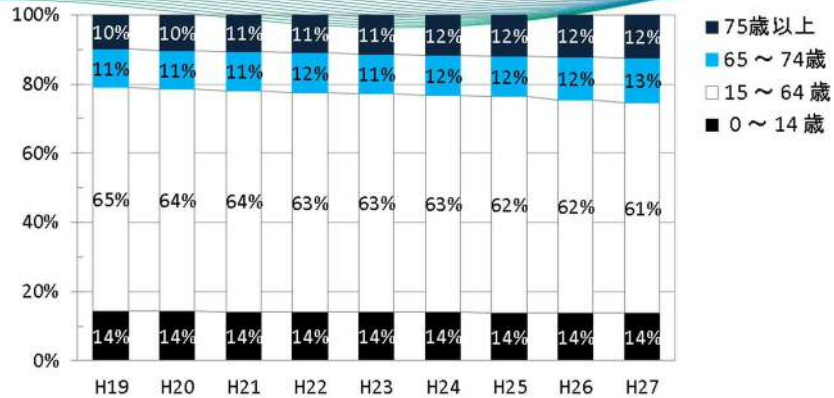


(4)人口推移

③年齢階級別人口構成比推移(H19~H27※各年4月1日現在)

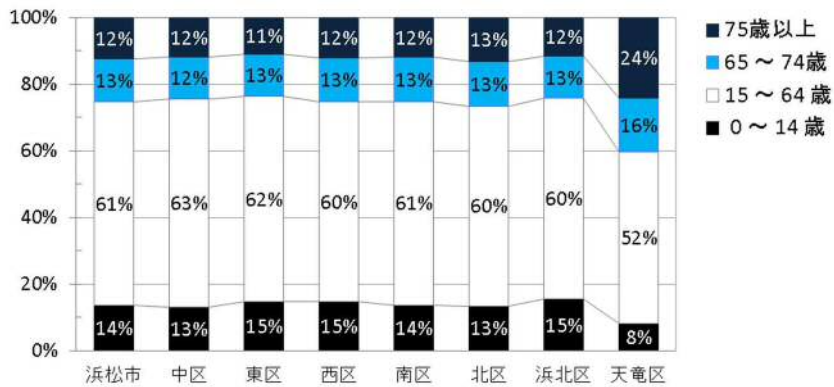
浜松市

H19~H27推移
 ※各年4月1日現在
 ※H24以前は
 住民登録数+外国人登録数
 (H24外国人登録法廃止)



区別

H27年4月1日現在
 ※H24以前は
 住民登録数+外国人登録数
 (H24外国人登録法廃止)

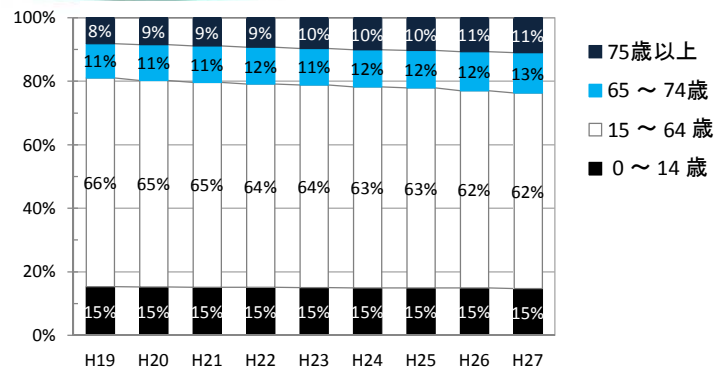
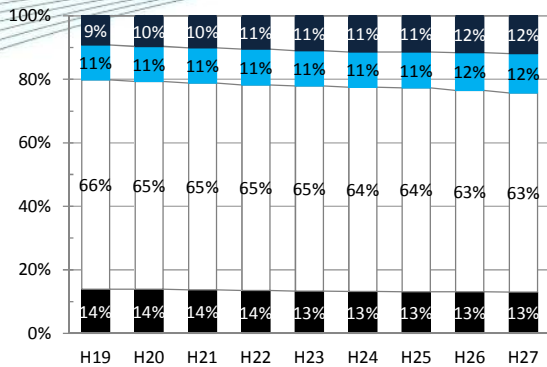


(4)人口推移

③年齢階級別人口構成比推移(H19~H27※各年4月1日現在)

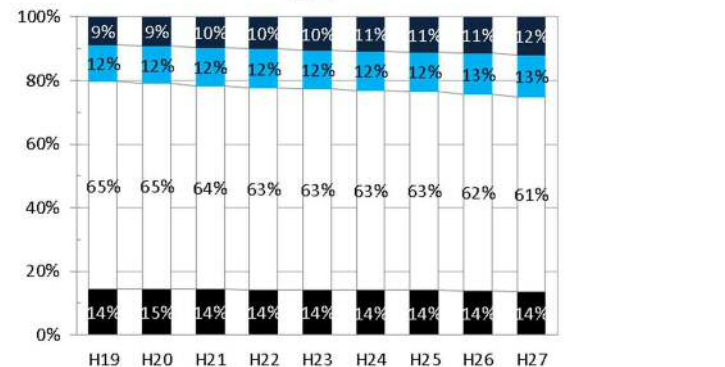
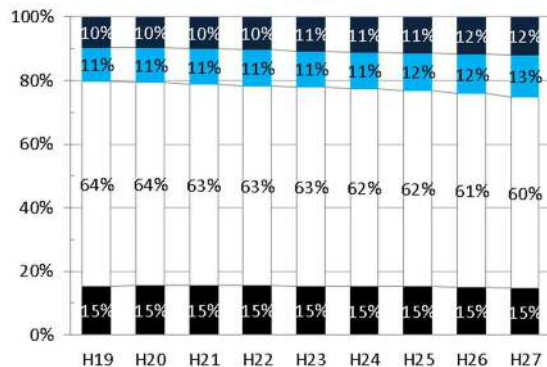
中区

東区



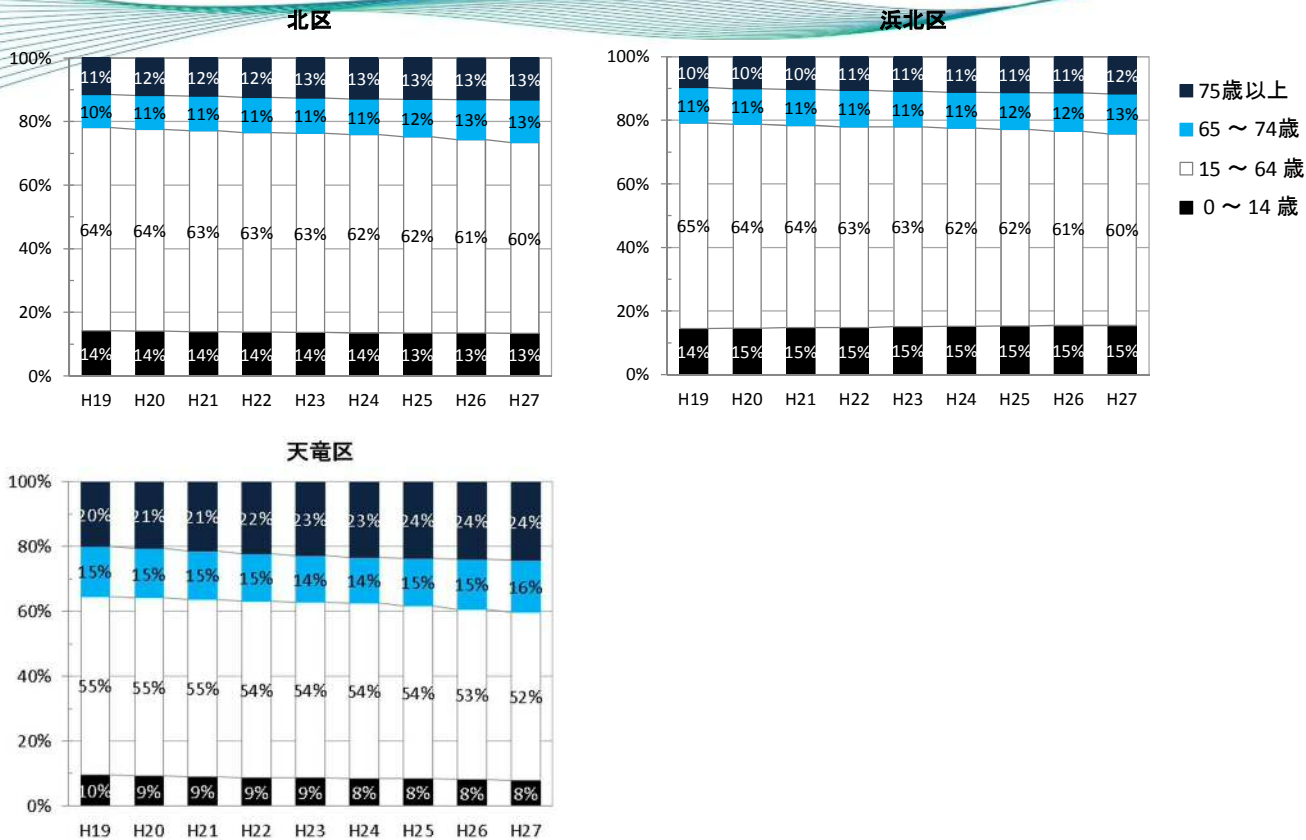
西区

南区



(4)人口推移

③年齢階級別人口構成比推移(H19~H27※各年4月1日現在)

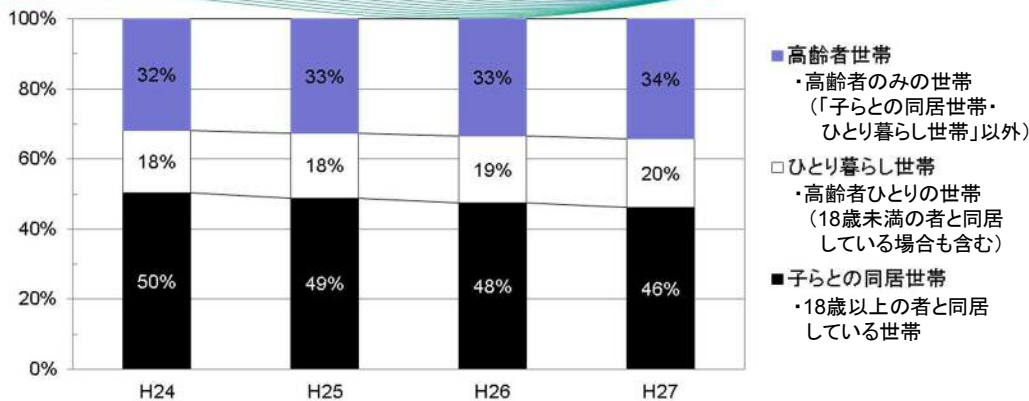


(4)人口推移

④世帯区別高齢者人口構成比

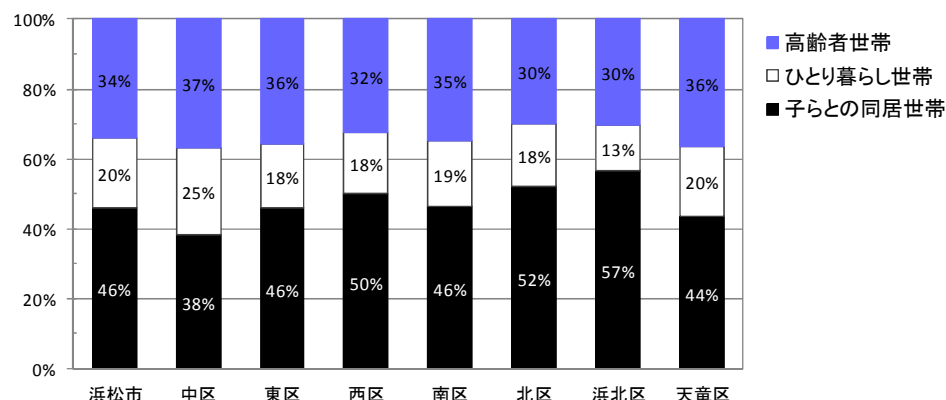
浜松市

H24~H27推移
※各年4月1日現在



区別

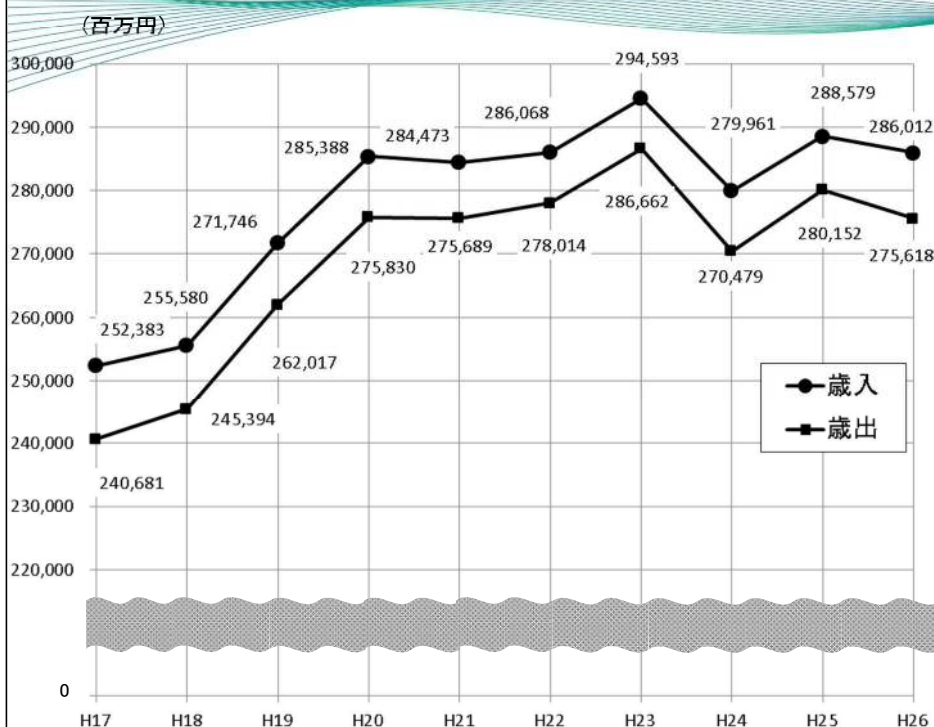
H27年4月1日現在



2 浜松市の経営状況 について

(1) 歳入・歳出の推移

① 浜松市の歳入・歳出の推移



※普通会計(百万円単位で四捨五入)

<参考: 合併前の旧市町村の歳入の状況>

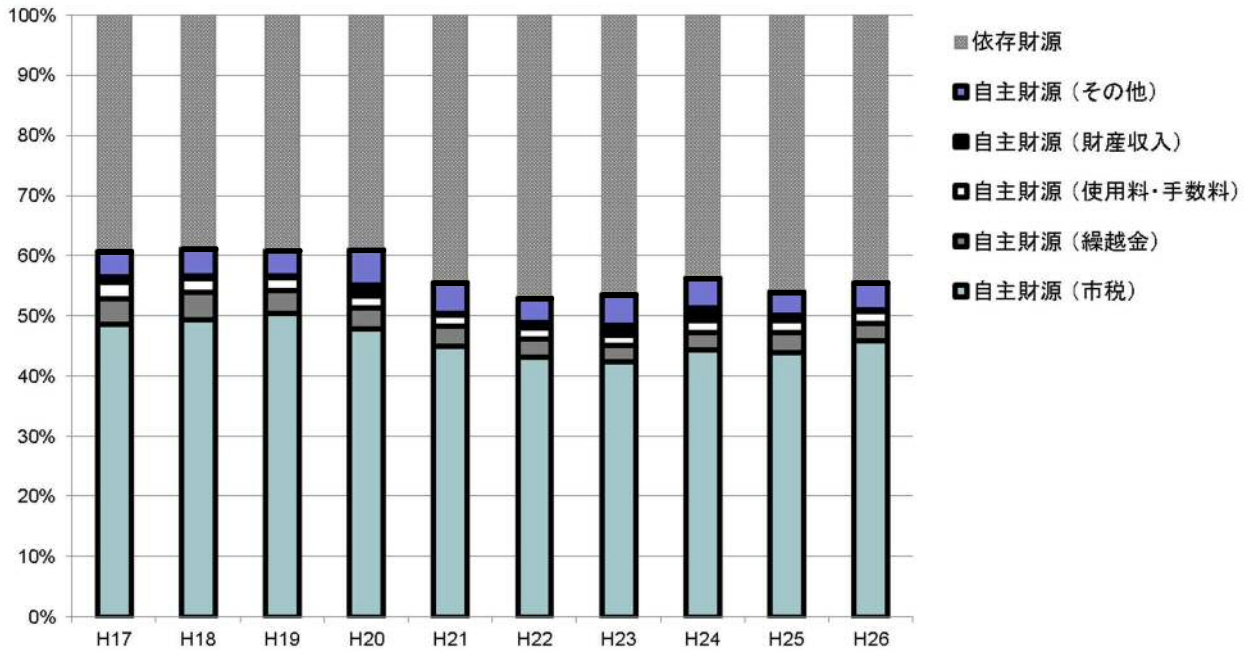
市町村名	H16(百万円)
1 浜松市	178,539
2 浜北市	24,448
3 天竜市	10,323
4 舞阪町	4,923
5 雄踏町	6,027
6 細江町	7,883
7 引佐町	7,873
8 三ヶ日町	5,881
9 春野町	4,886
10 佐久間町	4,757
11 水窪町	3,536
12 龍山村	2,167
計	261,243

<参考: 合併前の旧市町村の歳出の状況>

市町村名	H16(百万円)
1 浜松市	172,166
2 浜北市	23,501
3 天竜市	9,764
4 舞阪町	4,720
5 雄踏町	5,800
6 細江町	7,534
7 引佐町	7,482
8 三ヶ日町	5,428
9 春野町	4,533
10 佐久間町	4,494
11 水窪町	3,287
12 龍山村	2,041
計	250,750

(1) 歳入・歳出の推移

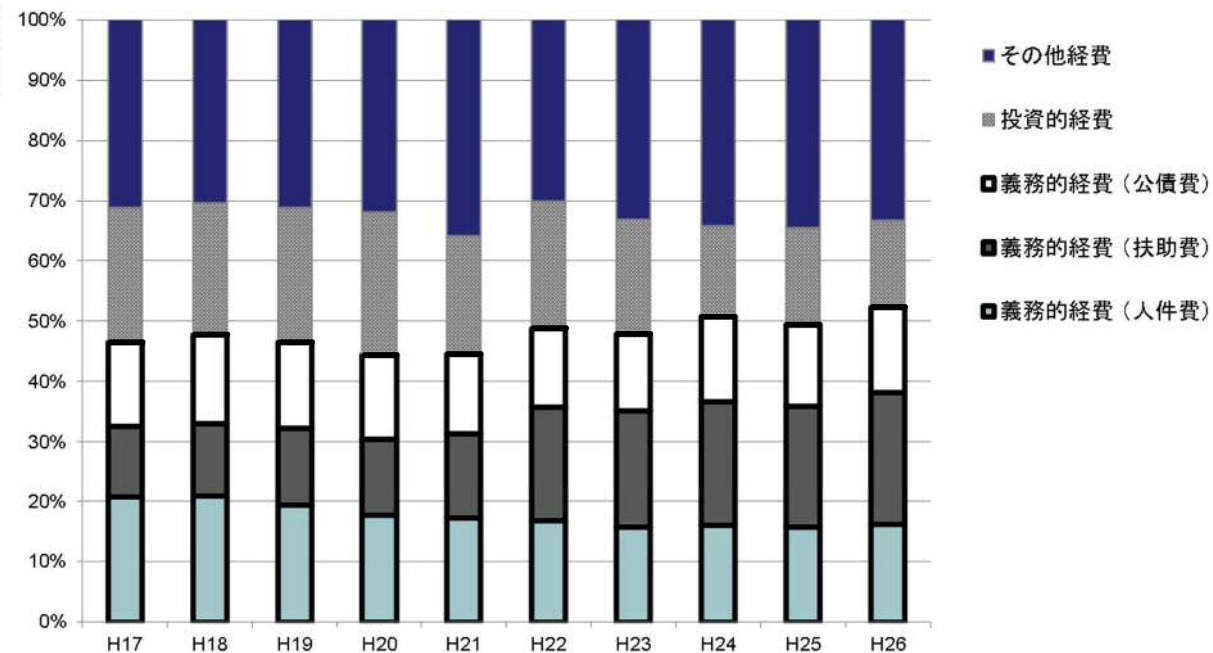
② 浜松市の歳入決算額の構成比の推移



※自主財源: 地方公共団体の財源のうち、国や県に依存しないで独自に調達できるもの
 ※依存財源: 地方公共団体の財源のうち、国や県に依存するかたちで調達する財源
 地方交付税、国庫支出金、県支出金など

(1) 歳入・歳出の推移

③ 浜松市の歳出決算額の構成比の推移



※義務的経費: 支出することが制度的に義務づけられている経費
 職員の給料や生活保護費、国からの借金の返済金などを指す。
 ※投資的経費: 道路や施設など、目に見えて残る社会資本を整備するための経費
 ※その他経費: 物件費(消耗品費等)や補助費(各種団体への助成金等)など

(1) 歳入・歳出の推移

④ 区別税収の状況(個人市民税・固定資産税・都市計画税)

(百万円)

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
市税	37,867	16,822	13,144	12,239	10,800	10,683	2,978	104,533
割合	36.2%	16.1%	12.6%	11.7%	10.3%	10.2%	2.9%	100.0%

※平成26年度調定額(H27.3.31現在)

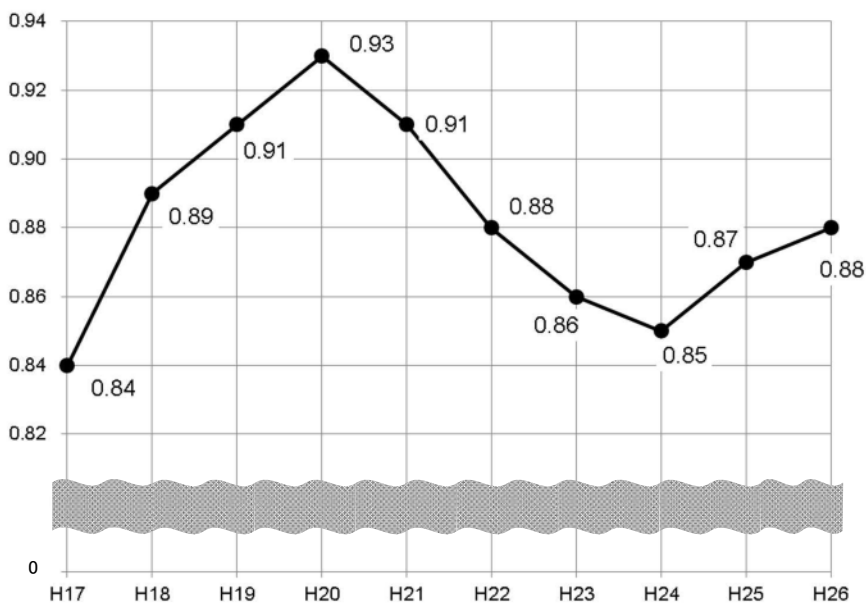
※個人市民税:住民の居住区により算出(特別徴収含む)

※固定資産税・都市計画税:物件(土地・建物)の所在区により算出

(2) 財政力指数の推移

財政力指数とは・・・

・財政の豊かさを表す指数。地方公共団体を運営する経費に対して、自前の収入がどれくらいあるかを示す数値で、財政力指数が1を超えると地方交付税の交付を受けないなど、国が地方公共団体に対する財政の程度を決定する際の指標として用いられる。



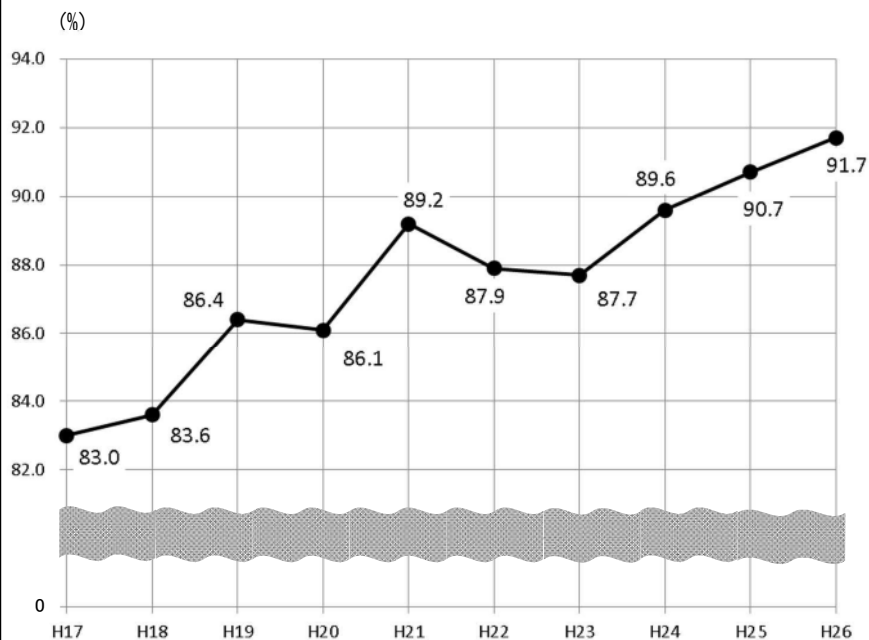
<参考:合併前の旧市町村の状況>

	市町村名	H16
1	浜松市	0.92
2	浜北市	0.77
3	天竜市	0.42
4	舞阪町	0.60
5	雄踏町	0.57
6	細江町	0.70
7	引佐町	0.46
8	三ヶ日町	0.63
9	春野町	0.24
10	佐久間町	0.32
11	水窪町	0.19
12	龍山村	0.30

(3) 経常収支比率の推移

経常収支比率とは・・・

職員の給料や生活保護費、国等からの借金の返済金など毎年どうしてもかかる費用が、毎年自由に使える収入に対しどれくらいあるかを示す指標。数値が低いほど財政に余裕があるといえる。



<参考：合併前の旧市町村の状況>

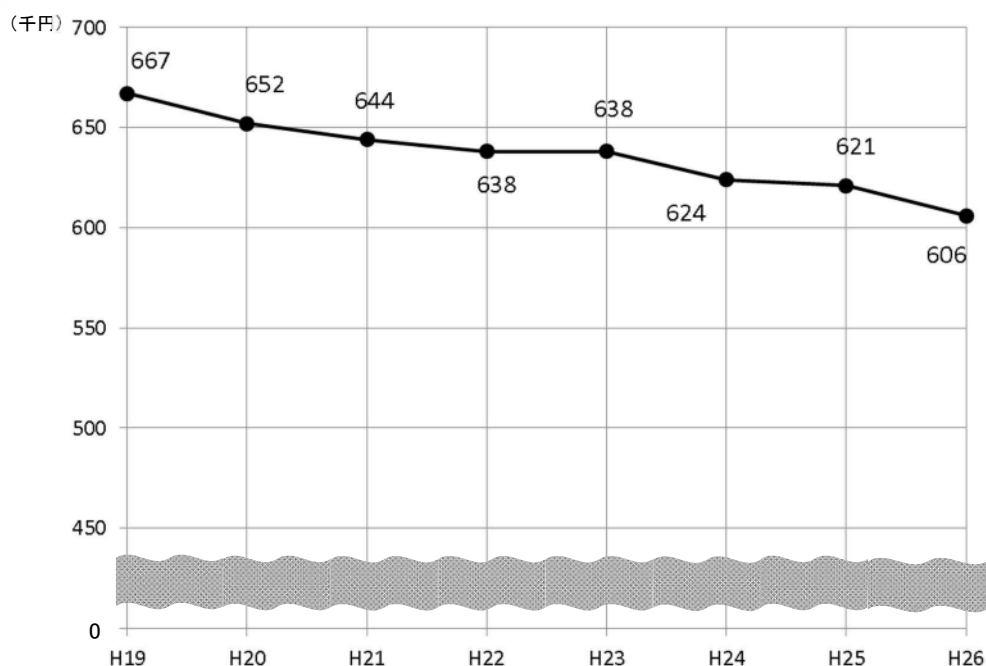
市町村名	H16
1 浜松市	81.0
2 浜北市	82.3
3 天竜市	88.8
4 舞阪町	88.3
5 雄踏町	87.7
6 細江町	87.6
7 引佐町	84.8
8 三ヶ日町	80.8
9 春野町	82.1
10 佐久間町	87.7
11 水窪町	91.1
12 龍山村	97.4

※経常一般財源に臨時財政対策債発行額を含む

(4) 市民一人当たりの負債

市民一人当たりの負債とは・・・

市債残高を住民基本台帳人口で割った額。市債残高は総会計（一般会計＋特別会計＋企業会計）の各年度末残高。



※市債残高は満期一括償還に備えた減債基金への積立金を償還したものとみなしたもの

(5) 合併特例債

<合併特例債の概要>

充当事業	①新市建設計画登載事業 ②基金造成
充当率	95%
交付税算入率	元利償還金の70%
期間	平成17年度～平成32年度(合併年度及びこれに続く15ヵ年度)
借入額	41,625百万円 ※H17～H26(10ヵ年度)

<主な充当事業>

事業名	総事業費	充当額	実施年度
南部清掃工場改修事業	8,056百万円	5,643百万円	H20～H25
企業立地推進事業	4,726百万円	4,490百万円	H23～
区役所建設事業	2,941百万円	2,787百万円	H18
平口スポーツ施設整備事業	1,924百万円	1,821百万円	H20～H25
浜北学校給食センター建設事業	1,732百万円	1,377百万円	H17～H18
浜松赤十字病院移転支援事業	1,600百万円	1,188百万円	H17～H18
消防ヘリコプター整備事業	1,666百万円	1,136百万円	H19～H21
浜松駅南口JR用地購入	1,431百万円	1,104百万円	H26～
浄化槽助成事業	1,580百万円	1,100百万円	H24～
地域振興等基金積立金	4,000百万円	3,800百万円	H23

27

(6) 政令指定都市移行に伴う事務・財源の移譲

①県からの移譲事務について(政令指定都市移行時)

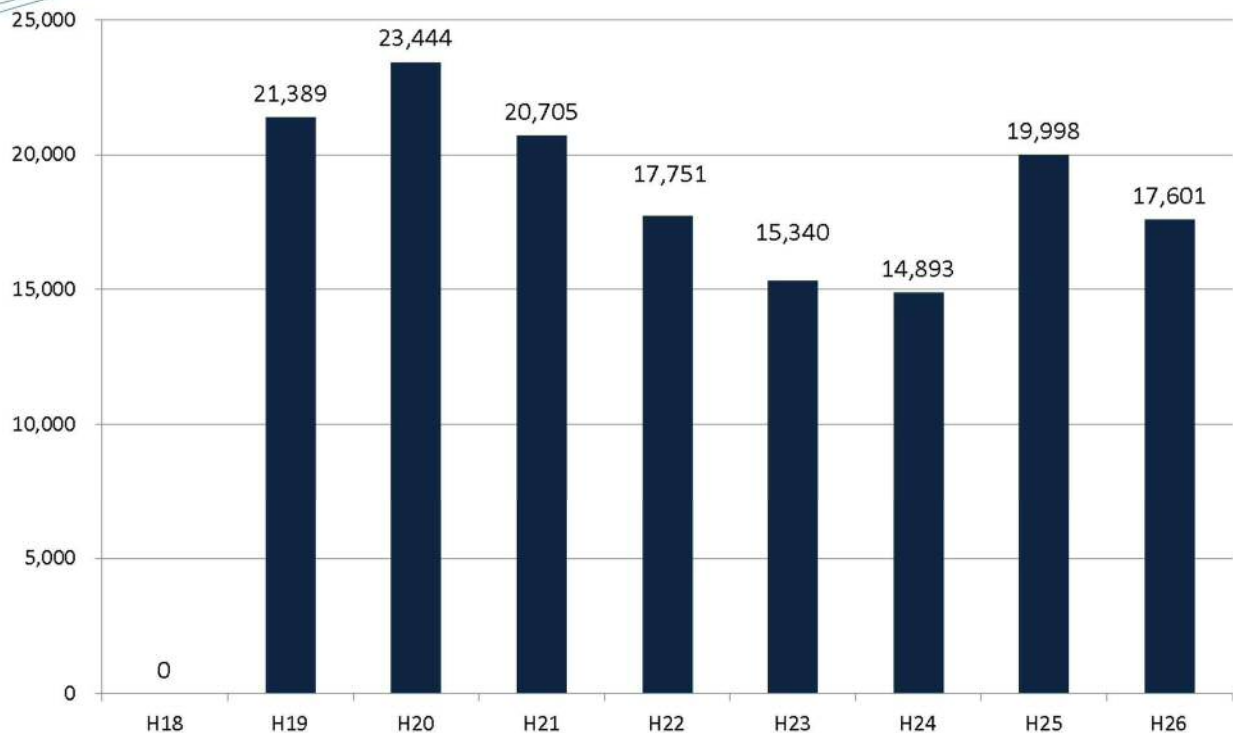
項目	根拠法令等	主な移譲事務
1 法令等に基づく移譲事務 ◎1,106事務	・個別法 ・地方自治法第252条の19 ・地方自治法施行令第174条の26～49等	・指定区間外の国道と県道の管理(道路法) 【道路延長】国道316km、県道729km ・河川の管理(河川法) 【4河川】北裏川、権現谷川、段子川、九領川 ・児童相談所(児童福祉法) ・身体障害者更生相談所の設置(身体障害者福祉法) ・精神保健福祉センターの設置(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)
2 事務処理特例条例による移譲事務 ◎383事務	・地方自治法第252条の17 ・静岡県事務処理の特例に関する条例第2条等	・NPO法人設立の認証(特定非営利活動促進法) ・森林組合の設立認可、指導監督(森林組合法) ・総合農協を除く農協等の設立認可(農業協同組合法) ・組合等の市街地再開発事業の認可(都市再開発法)
3 県単独助成事業 ◎60事業	県が事業を廃止し、市が代わりに実施する事業(市費負担) 49事業	・ファミリー・サポート・センター事業費助成 ・シルバー人材センター育成事業費助成 ・プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業費 ・文化財保存・管理費助成 など
	県が経過措置を設けて継続実施する事業(県費負担) 11事業	現在も県が実施している事業 6事業 ・静岡県バス路線維持費助成 ・中山間地域林業整備事業費助成 ・県単独治山事業費 ・県単独林道事業費 ・県単独農業農村整備事業費助成 ・中山間地域農業振興整備事業費助成

(6) 政令指定都市移行に伴う事務・財源の移譲

② 移譲事務に伴う財源の推移 (H18～H26)



(百万円)



※上表には、事務処理特例条例による権限移譲分を含まず。

(6) 政令指定都市移行に伴う事務・財源の移譲

③ 移譲事務に伴う財源 (H26決算)

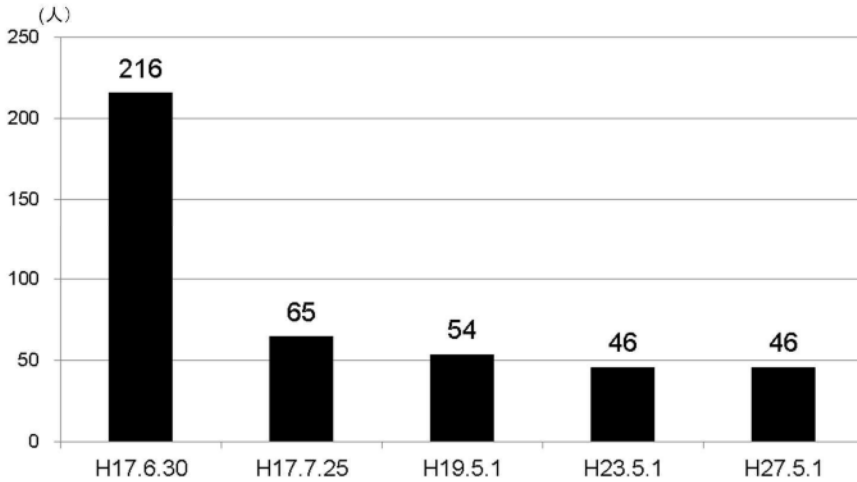
(単位: 百万円)



区分	26年度決算 (A)	27年度へ繰越 (B)	A+B	H26年度決算の主な内容
譲与税等	6,423	0	6,423	
地方譲与税	845	0	845	地方揮発油譲与税7.6億、石油ガス譲与税0.9億
交付金	5,578	0	5,578	軽油引取税交付金51.9億、交通安全対策特別交付金2.4億、自動車取得税交付金1.5億
国庫支出金	3,512	957	4,469	
投資的経費	2,323	867	3,190	国・県道移管分21.1億円、区画整理1.4億円、災害復旧0.6億円など
扶助費	1,062	0	1,062	精神障害者通院医療費公費負担5.1億円、児童保護事業4.7億円など
その他移譲事務	127	90	217	スクールカウンセラー27百万円、生活保護指導監査20百万円など
県支出金	686	0	686	
地震津波対策促進費交付金	685	0	685	地震・津波対策のために負担する額の22%
その他移譲事務	1	0	1	
諸収入	2,063	0	2,063	宝くじ20.6億円
市債	4,754	897	5,651	
国県道移管分	4,596	880	5,476	
その他移譲事務	158	17	175	区画整理1.1億、災害復旧0.5億
その他特定財源 使用料、負担金など	164	0	164	国・県道占用料1.5億円
合計	17,601	1,854	19,455	

※上表には、事務処理特例条例による権限移譲分を含まず。

(7) 市議会議員定数の推移

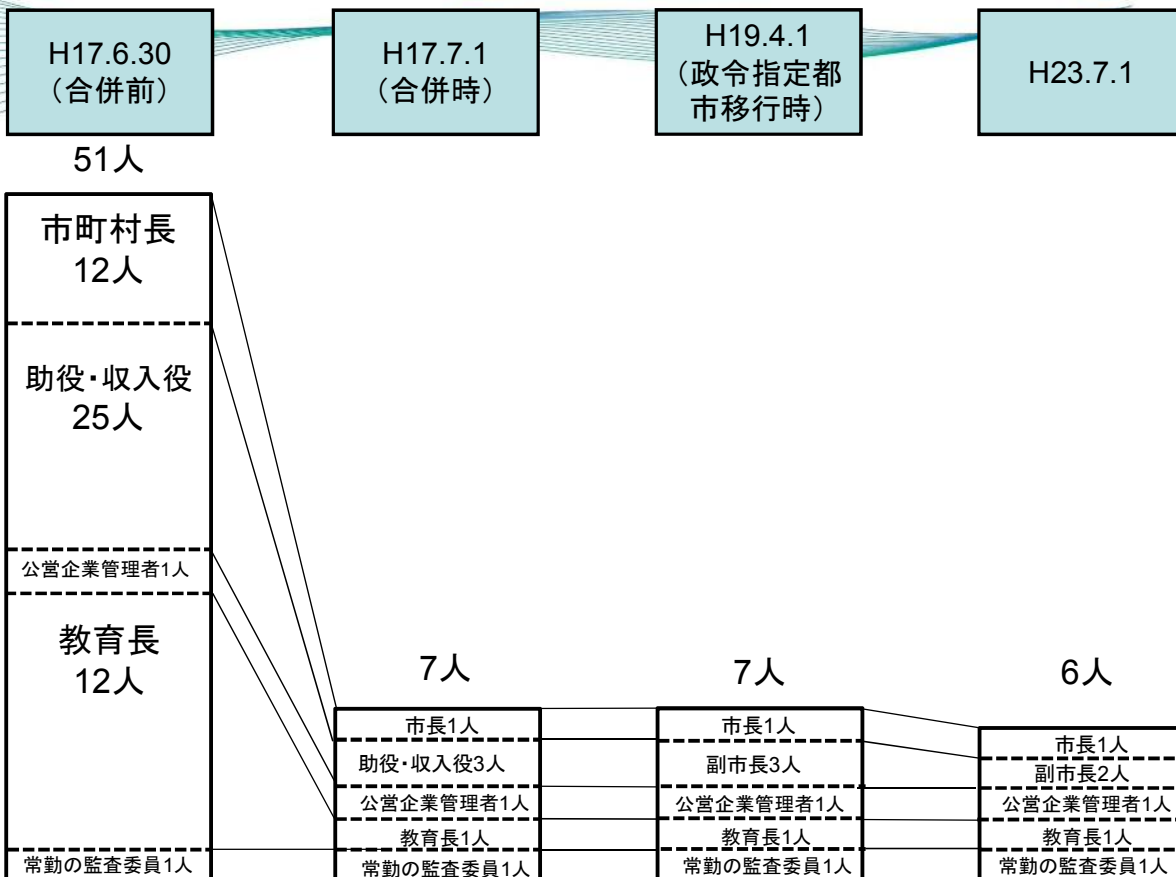


<H17.6.30時点の旧12市町村別の議員定数(人)>

市町村名	H17.6.30
1 浜松市	46
2 浜北市	24
3 天竜市	18
4 舞阪町	16
5 雄踏町	16
6 細江町	16
7 引佐町	16
8 三ヶ日町	16
9 春野町	14
10 佐久間町	13
11 水窪町	12
12 龍山村	9
計	216

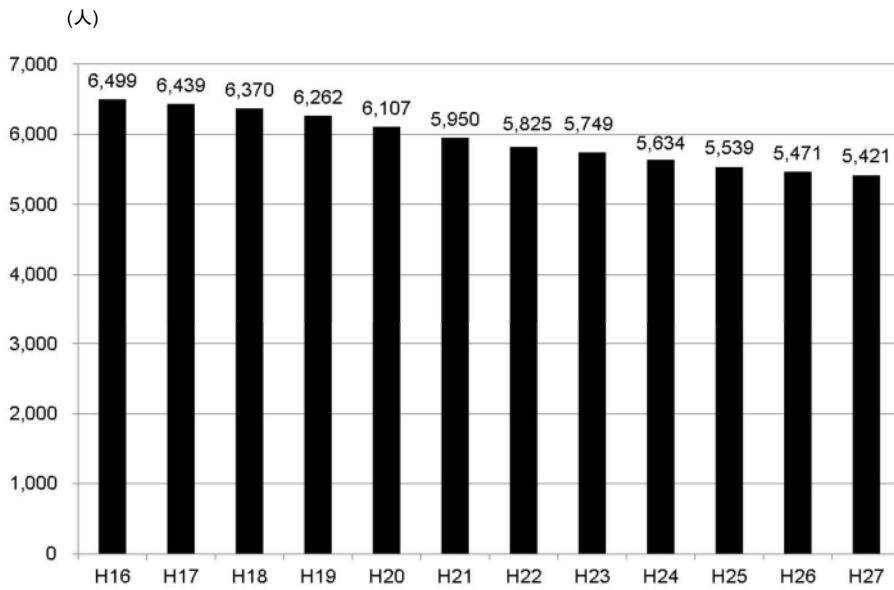
※H17.7.25: 編入合併特例定数

(8) 常勤特別職の職員数の推移 (※一般職の教育長を含む)



(9) 一般職員数の推移

① 浜松市の職員数の推移



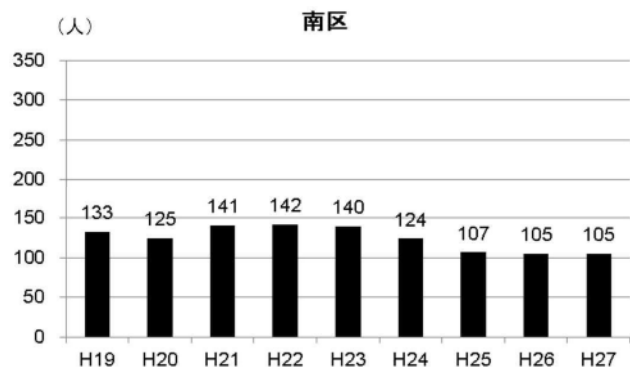
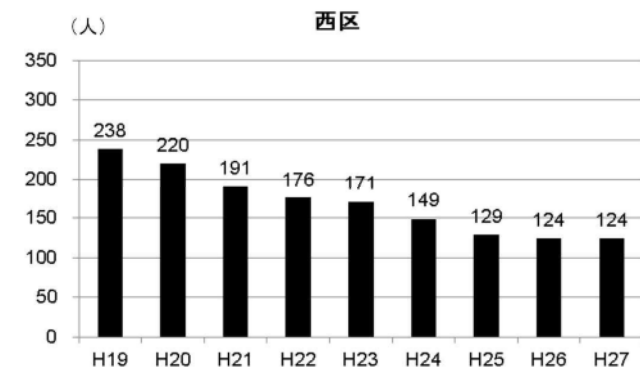
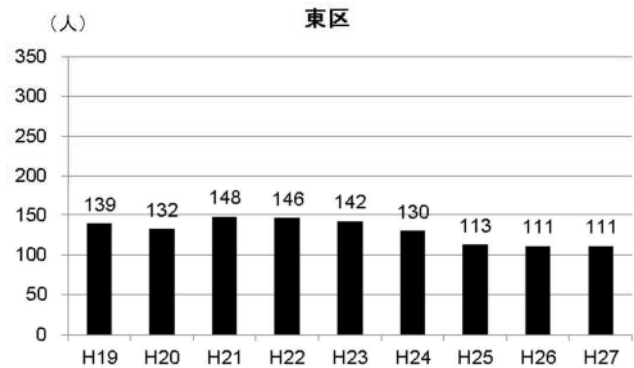
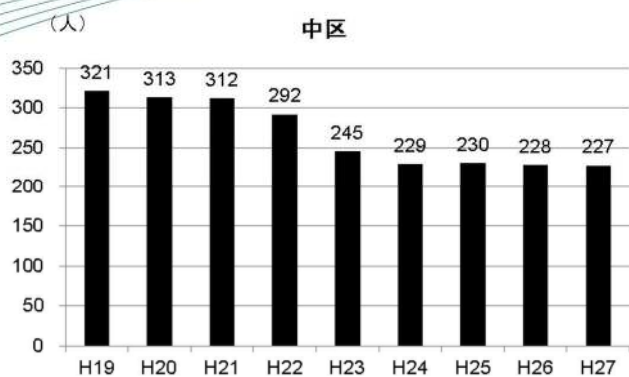
<H16.4.1時点の旧12市町村別の職員数(人)>

	市町村名	H16.4.1
1	浜松市	4,208
2	浜北市	675
3	天竜市	284
4	舞阪町	122
5	雄踏町	133
6	細江町	151
7	引佐町	162
8	三ヶ日町	143
9	春野町	130
10	佐久間町	202
11	水窪町	90
12	龍山村	42
13	一部事務組合	157
	計	6,499

※各年4月1日現在。ただし、H17は、7月1日現在

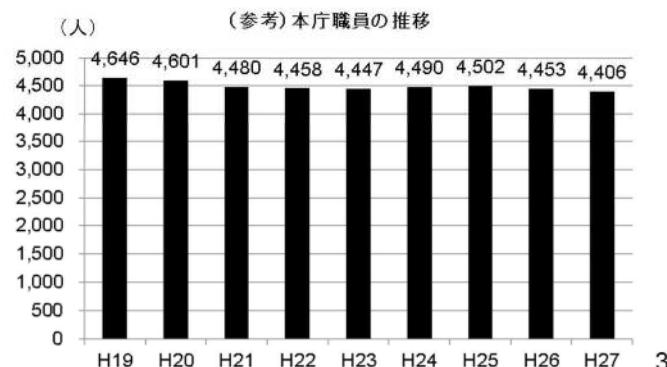
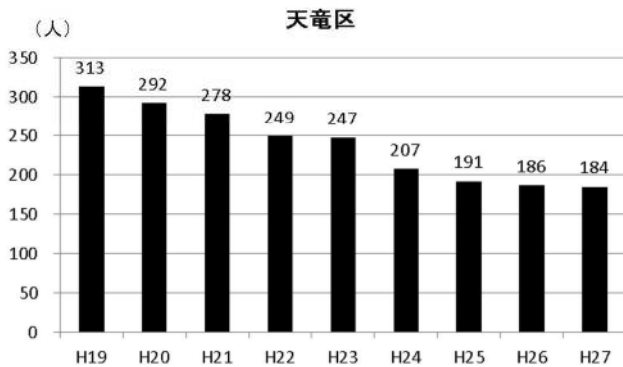
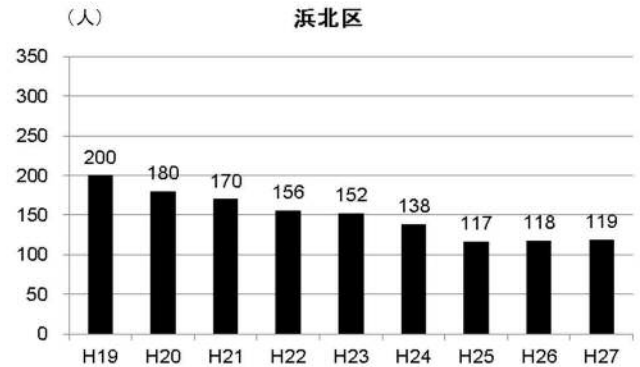
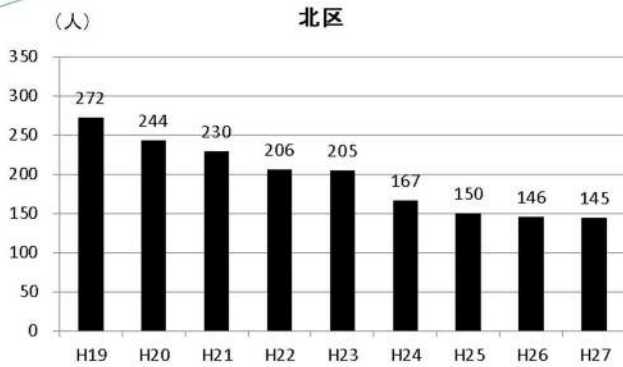
(9) 一般職員数の推移

② 区別職員数の推移(H19~H27) ※各年4月1日現在



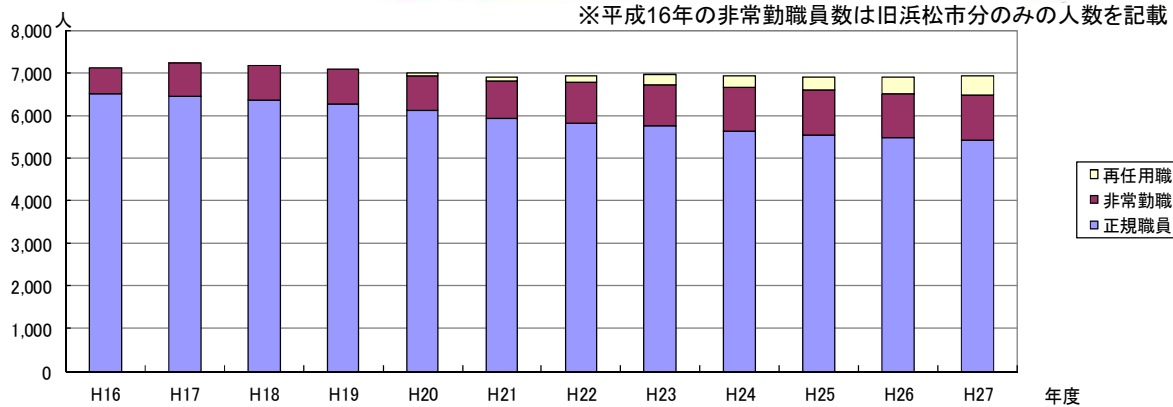
(9) 一般職員数の推移

② 区別職員数の推移 (H19～H27) ※各年4月1日現在



(9) 一般職員数の推移

③ 非常勤職員化、民間委託化等による職員数の推移



●職員数の推移

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
正規職員	6,499	6,439	6,370	6,262	6,107	5,950	5,825	5,749	5,634	5,539	5,471	5,421
非常勤職員	630	810	811	831	831	853	943	958	1,013	1,063	1,034	1,054
再任用職員	0	0	0	0	66	113	173	246	272	306	395	451
計	7,129	7,249	7,181	7,093	7,004	6,916	6,941	6,953	6,919	6,908	6,900	6,926

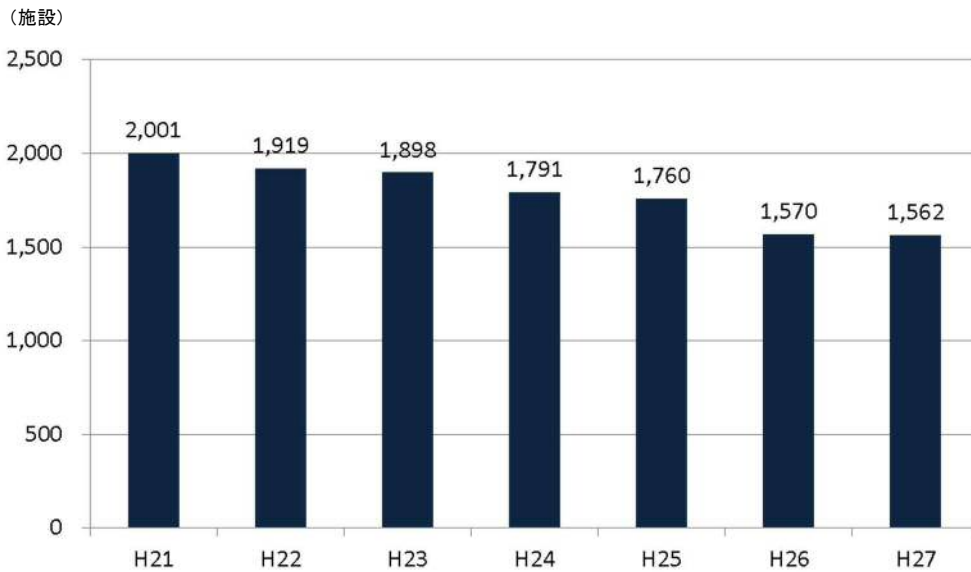
●正規職員の増減の内訳

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
増												
新たな行政需要への対応等	-	0	165	222	111	36	57	46	81	72	71	47
減												
事務事業の見直し等	-	△ 60	△ 117	△ 143	△ 121	△ 66	△ 88	△ 35	△ 110	△ 77	△ 50	△ 33
非常勤化・再任用化	-	0	△ 21	△ 14	△ 21	△ 48	△ 51	△ 36	△ 38	△ 41	△ 42	△ 36
アウトソーシングの活用	-	0	△ 96	△ 173	△ 124	△ 79	△ 43	△ 51	△ 48	△ 49	△ 47	△ 28

(10) 施設数の推移

①平成21年度を基準とした施設数の推移

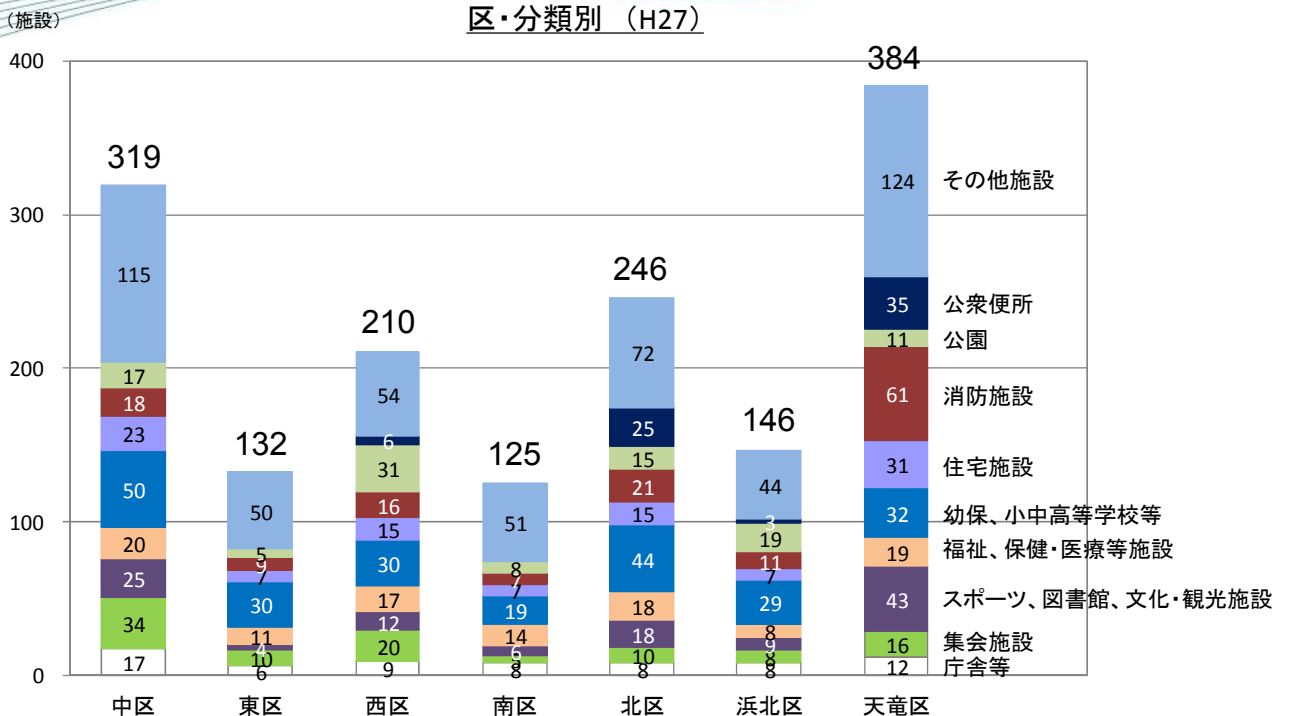
※施設とは、市役所や区役所、協働センター等のいわゆるハコモノ資産のことを指す。
 ※H20のデータの一元化時点におけるハコモノ資産2001施設のH21以降の推移を示している。



※年度末時点

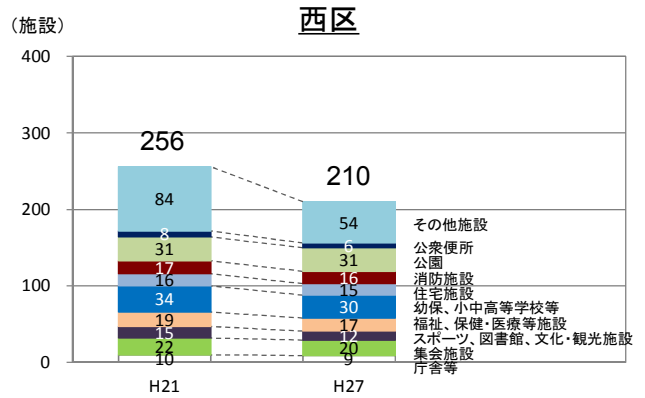
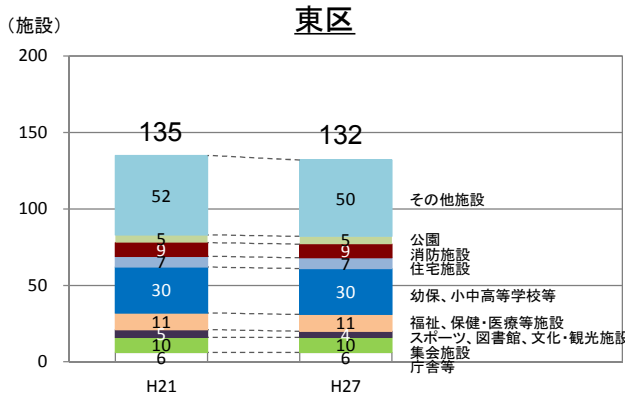
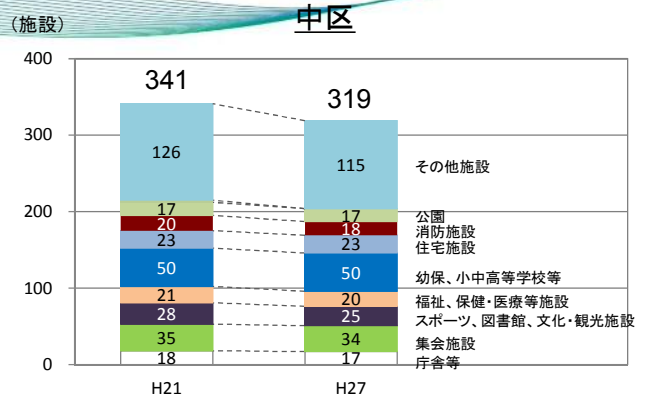
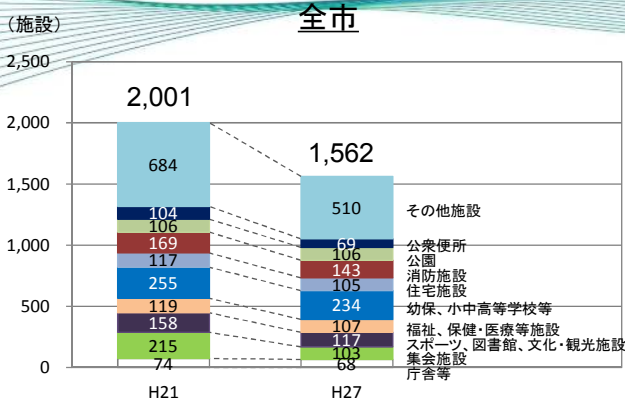
(10) 施設数の推移

②区単位分類別

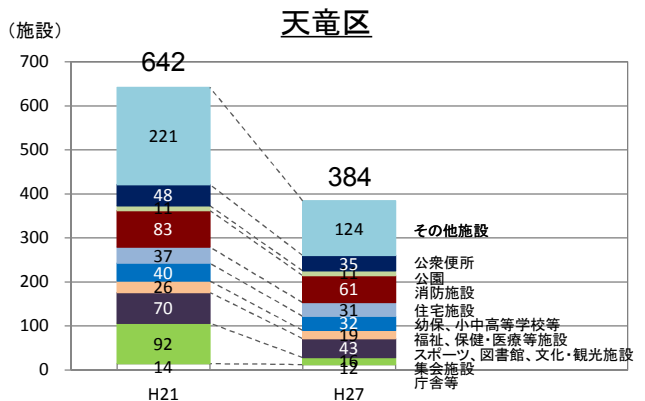
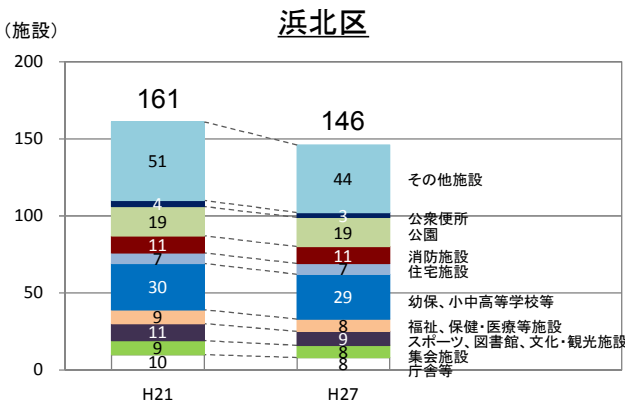
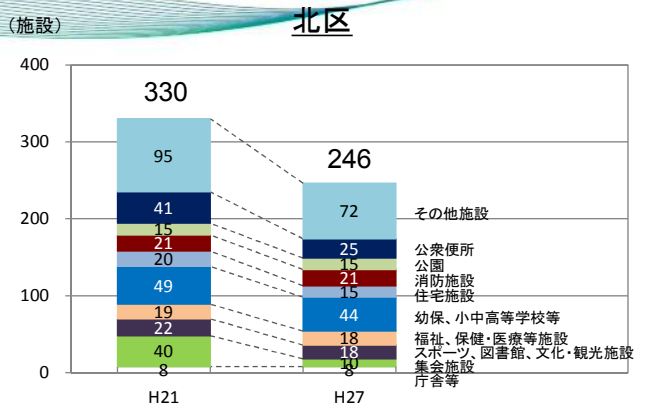
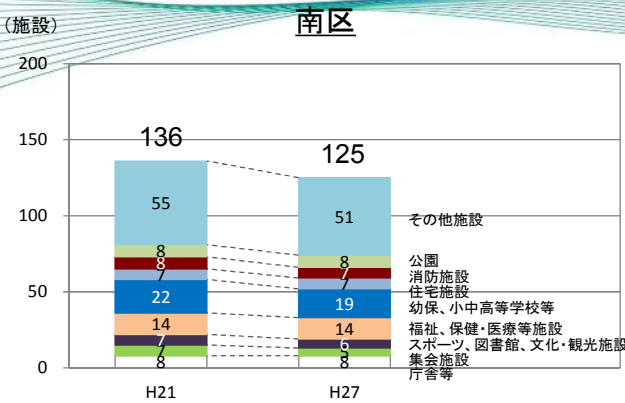


※H27年度末時点

(10) 施設数の推移
③ 分類別の推移(区別)



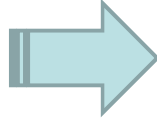
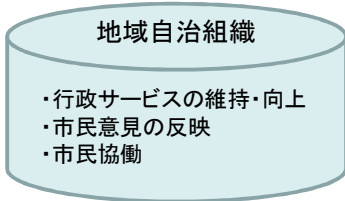
(10) 施設数の推移
③ 分類別の推移(区別)



(11) 都市内分権

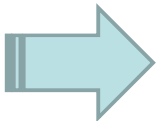
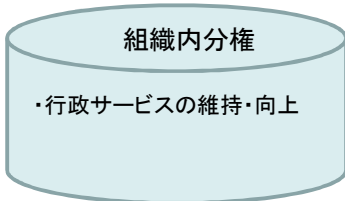
<天竜川・浜名湖地域合併協議会>

「環境と共生するクラスター型の政令指定都市」の実現に向けて、都市内分権を進めることとし、それを支えるため、次の3つを位置付けた。



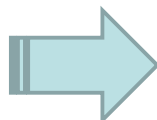
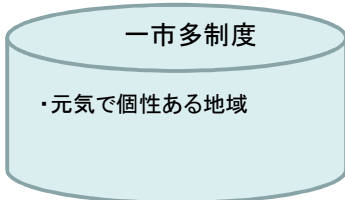
- ・合併時に旧市町村単位に地方自治法に基づく地域自治区を設置
- ・政令指定都市移行時に行政区を単位に区地域協議会を設置

2(12)住民自治の仕組み P42~47



区役所、地域自治センター等にできるだけ多くの権限を付与

2(13)組織内分権 P49



特定の地域に固有な制度や行政サービスの差異を存続

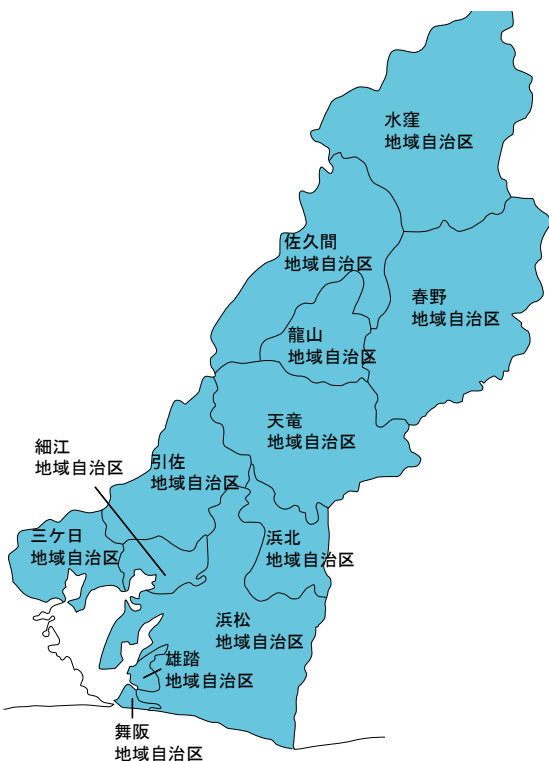
3(3)地域固有事務(一市多制度) P71

(12) 住民自治の仕組み

① 合併時における地域自治区の設置について

合併時に、旧12市町村を単位として地方自治法の規定に基づく地域自治区を設置

<平成17年7月～平成19年3月>



地域自治区

総合事務所

総合事務所長

協働
連携

地域協議会

- ・市民意向の反映
- ・協働の要

機能

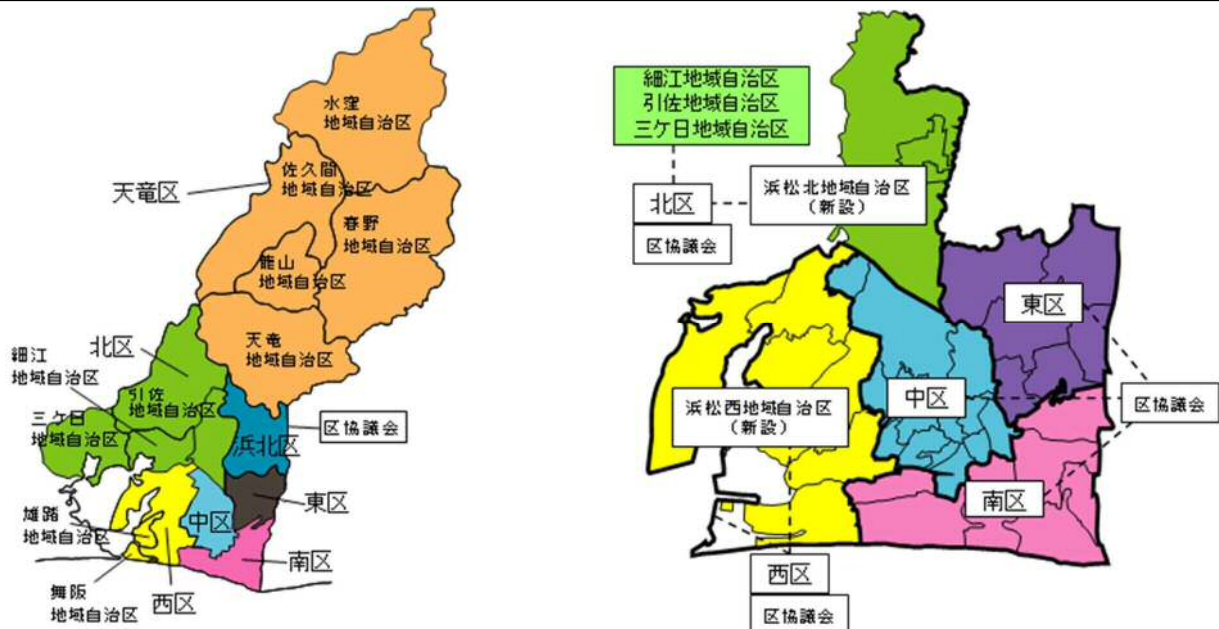
- ① 地域協議会との連携による住民意向の行政施策への反映
- ② 市民と行政との協働による地域自治の活動主体
- ③ 従来の支所・出張所機能

(12)住民自治の仕組み

②政令指定都市移行時における区協議会・地域自治区の設置について

＜平成19年4月～平成24年3月＞

- ・合併時に設置した地域自治区は、浜松地域自治区及び浜北地域自治区を除いて政令指定都市移行後も存続
- ・全ての行政区に、区協議会を設置
- ・旧浜松市内においては、西区内の旧浜松市の区域及び北区内の旧浜松市の区域に新規に地域自治区を設置

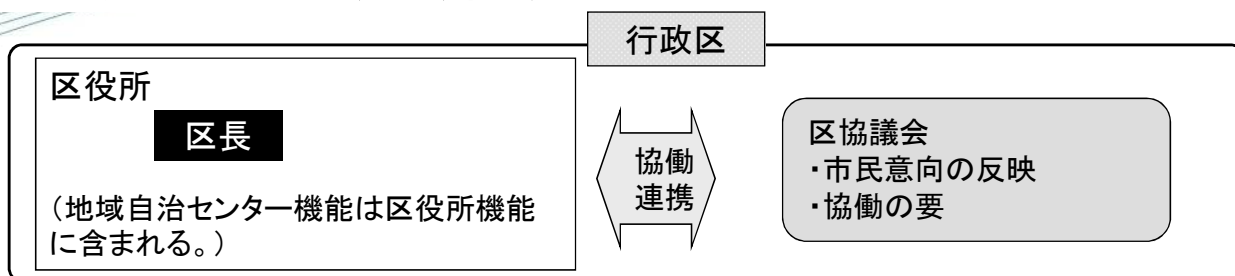


(12)住民自治の仕組み

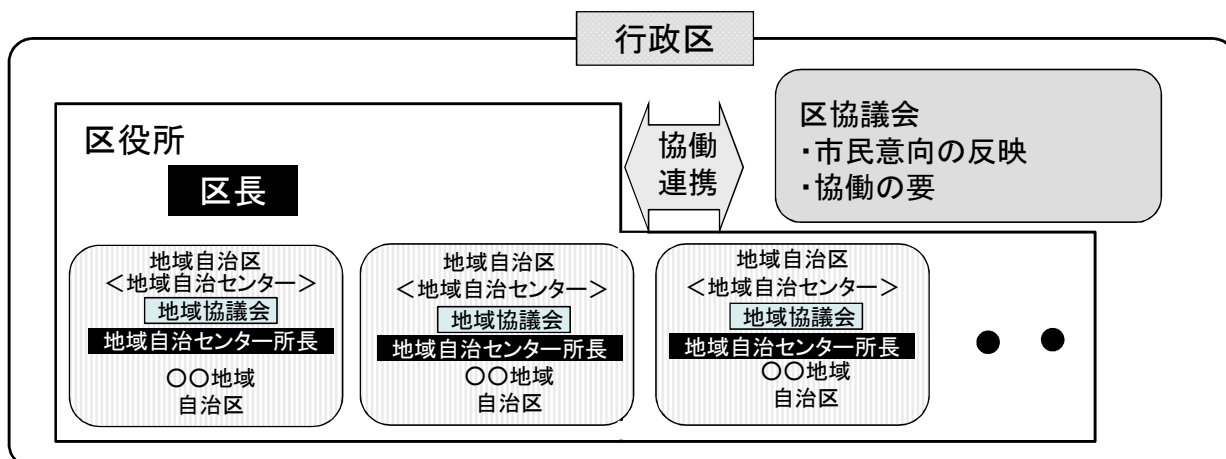
②政令指定都市移行時における区協議会・地域自治区の設置について

＜平成19年4月～平成24年3月＞

ア 区協議会のみ(中区、南区、東区、浜北区)



イ 区協議会と地域協議会が併存(西区、北区、天竜区)



(12) 住民自治の仕組み

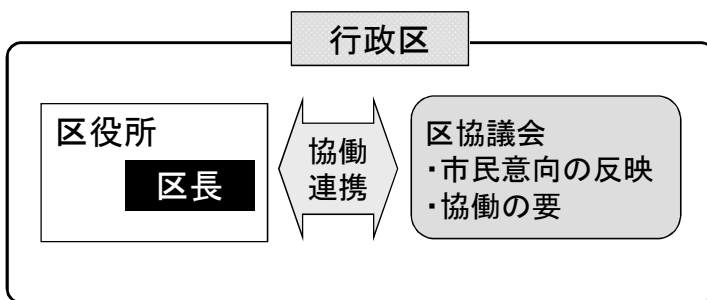
③ 地域自治区の廃止

< 廃止の経緯 >

時期	内容
平成20年3月	区協議会・地域協議会に関するアンケート調査を実施
5月	地域協議会ヒアリングを実施(すべての地域協議会)
平成21年9月	9月市議会定例会にて、浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例の一部改正 可決
平成24年3月	地域自治区の廃止



< 平成24年4月 ~ >



地域協議会が廃止となる区は、委員定数を5人増加

区名	委員定数
中区	20人
東区	20人
西区	25人
南区	20人
北区	25人
浜北区	20人
天竜区	25人

(12) 住民自治の仕組み

④ 区協議会・地域協議会における諮問・協議・報告件数

区協議会

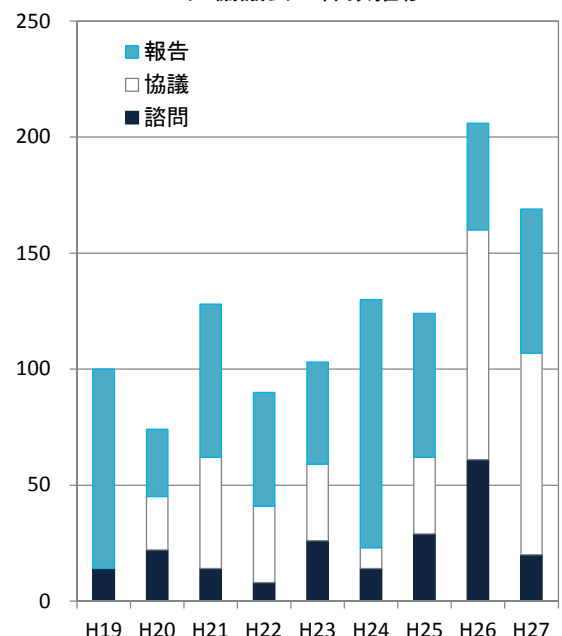
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
諮問	14	22	14	8	26	14	29	61	20
協議	—	23	48	33	33	9	33	99	87
報告	86	29	66	49	44	107	62	46	62

地域協議会

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
諮問	133	214	42	61	39	19	22
協議	—	—	—	26	51	61	65
報告	235	551	197	67	72	73	45

※協議：H20から設定

区協議会の件数推移



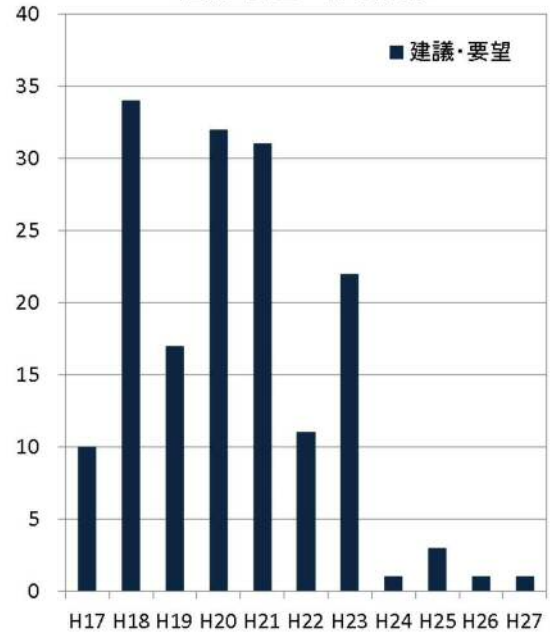
(12) 住民自治の仕組み

⑤ 区協議会・地域協議会における建議・要望件数

	H17	H18	H19	H20	H21	H22
建議・要望	10	34	17	32	31	11

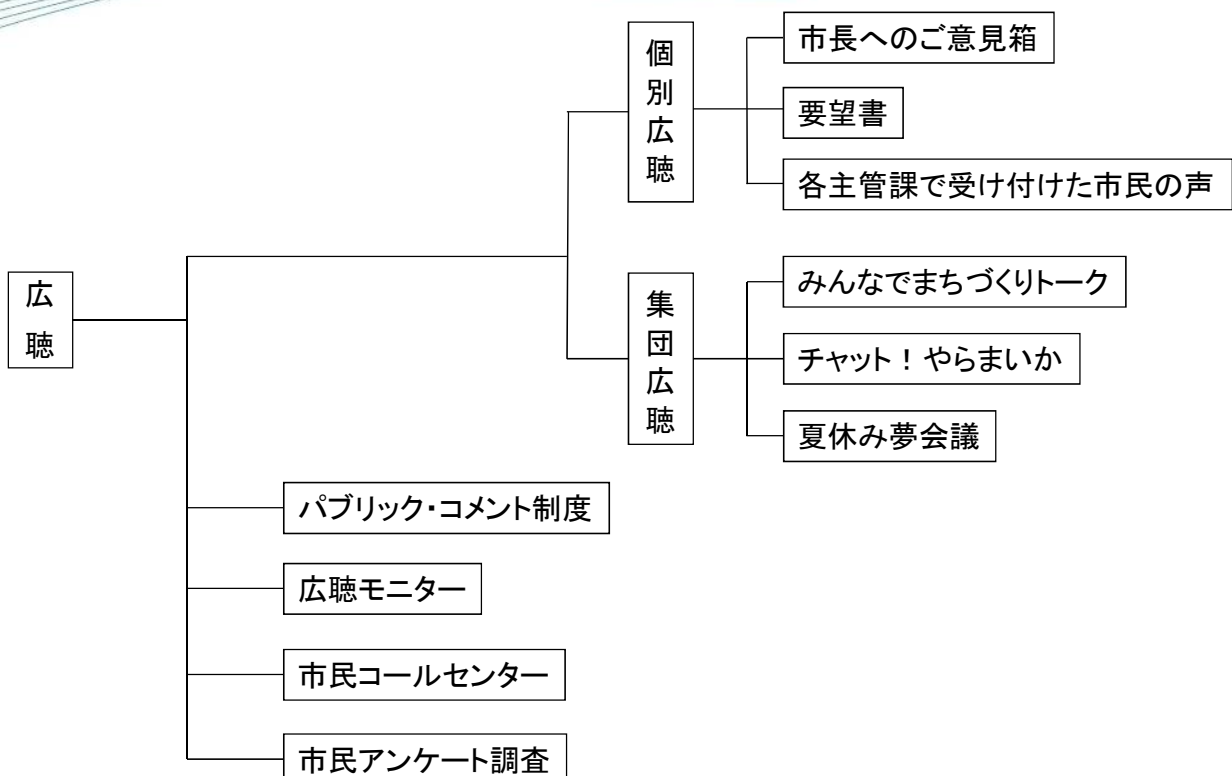
	H23	H24	H25	H26	H27
建議・要望	22	1	3	1	1

建議・要望の件数推移



(12) 住民自治の仕組み

⑥ その他の仕組み(広聴の体系)



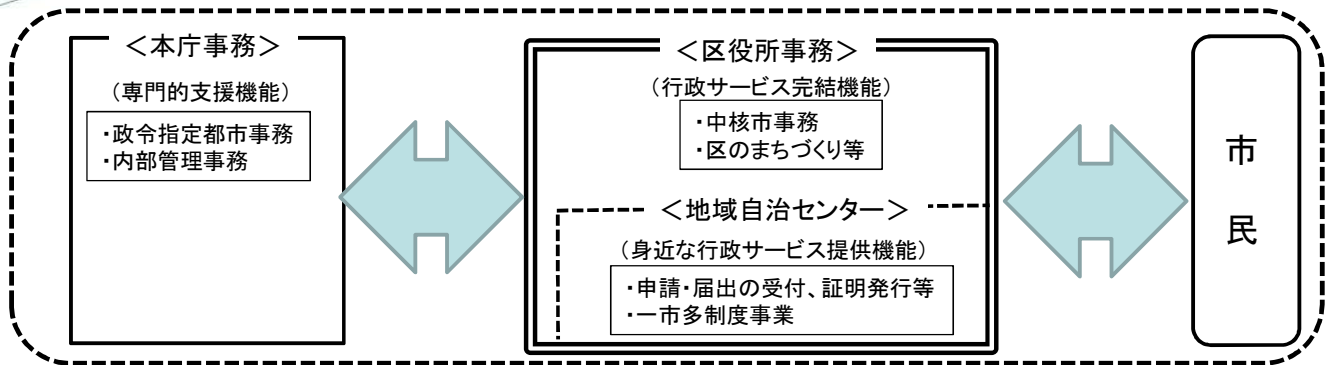
(13) 組織内分権

政令指定都市移行時の区役所組織の考え方



政令指定都市移行時(H19.4.1)「小さな市役所、大きな区役所」理念の具体化

<機能のイメージ図>



<区長の権限>

①区長を「区における市政の代表者」と位置づけ(浜松市区における総合行政の推進に関する規則)

区政運営方針の策定・公表(規則第4条)

区長会議の開催(規則第9条)

②区役所人事に関する権限を付与

主任以下の職員の人員配置(原案作成)

③予算要求権

区役所費について、財政部局へ直接予算要求

(14) 行政組織の変遷

①平成19年度の区役所組織



課名	設置区	主な業務
総務企画課	全区	区役所の人事、予算・決算、区総合計画、区役所の総括、防災、財産管理、調達、区会計事務
区振興課	全区	区協議会、地域自治振興事業、広聴広報、自治会総括、住居表示、管内の文化・スポーツ振興、生涯学習、地域の産業振興(西・北・浜北・天竜区を除く)、防犯等
税務課	全区	個人市民税、固定資産税、納税等
区民生活課	全区	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他市民窓口業務、市民相談、教育相談、環境
まちづくり課	全区	道路占用許可、公共物の管理、災害対策、市道・公園の相談、市道の新設(2,000万円以下)及び道路の維持修繕並びに小規模公園の維持・管理
社会福祉課	全区	地域福祉等、保健福祉窓口相談、児童福祉、生活保護、障害者福祉
長寿保険課	東・西・南・北・浜北・天竜区	介護保険、高齢者福祉等、国民健康保険、国民年金
長寿支援課	中区	介護保険、高齢者福祉等
保険年金課	中区	国民健康保険、国民年金等
産業振興課	西・北・浜北・天竜区	商工業・観光振興、農林水産業の振興
健康増進課	西・北・浜北・天竜区	保健相談、保健指導、地域保健、母子保健、精神保健
保健衛生課	西・北・浜北・天竜区	生活衛生、食品衛生、動物の愛護及び指導等
森林整備課	天竜区	森林の整備・管理、林業振興、林道・治山等

(14) 行政組織の変遷
①平成19年度の区役所組織

<地域自治センター>

地域自治センター名	課名	主な業務
浜松西・浜松北	地域振興課	地域協議会、地域の単位自治会
雄踏・細江・天竜	地域振興課	地域協議会、地域の単位自治会、地域自治振興事業、一市多制度事務、管内の産業・文化振興、生涯学習等
舞阪・引佐・三ヶ日、春野、佐久間、水窪、龍山	地域振興課	域協議会、地域自治振興事業、一市多制度事務、広聴等、地域の単位自治会、住居表示、防災、防犯、管内の産業、文化・スポーツ振興、生涯学習等
	地域生活課	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他市民窓口業務、市民相談、税務相談、教育相談、環境
	地域福祉課	生活保護、障害者福祉、児童福祉等の相談・受付、介護保険、高齢者福祉の相談・受付、年金・国保相談

(14) 行政組織の変遷
②本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方

「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について」策定(H21.12)
「市役所全体が1つの組織体として、市民のための機能的な本庁、市民に身近な区役所」を目指すこととした。

本庁の機能

- ・国・県等との協議、調整等の対外的折衝
- ・全市、全庁的な政策、施策の企画立案
- ・政策、施策が広範囲に及び、普遍性が大きい業務の実施
- ・情報、データ等の一元管理や統括が政策、施策に直結する業務の実施
- ・専門職員に限られ、育成が困難な分野や、集約化が効果的な業務の実施
- ・各部局が所掌する事務事業に係る統括・監督
- ・各区間の調整

区役所の機能

- ・市民に身近なサービスを効果的・効率的に提供する機能(行政サービスの最前線)
- ・市民と市政をしっかりとつないでいく機能(行政情報の受発信拠点)
- ・市民との協働により、まちづくりを推進する(地域の課題を発見、解決する)機能(市民協働の要、地域課題のコーディネーター役)

(14) 行政組織の変遷

③ 区役所業務の変遷

「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について」に基づき、次のとおり区役所業務の本庁集約を進めた。

年度	業務内容	目的・効果
H22年度	産業 (商工・農林)	・全市的な視点から、産業施策の一体的な推進を図る ・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る
	市営住宅	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る
H23年度	土木	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る
H24年度	環境保全	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る
	税務(課税)	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る
H26年度	会計審査	・業務を集約することにより行政事務の効率化を図る ・職員の専門性の向上を図る

※これら以外にも、政令指定都市移行後は、組織の効率化や新たな行政需要へ対応するため、組織改正を行ってきた。

(14) 行政組織の変遷

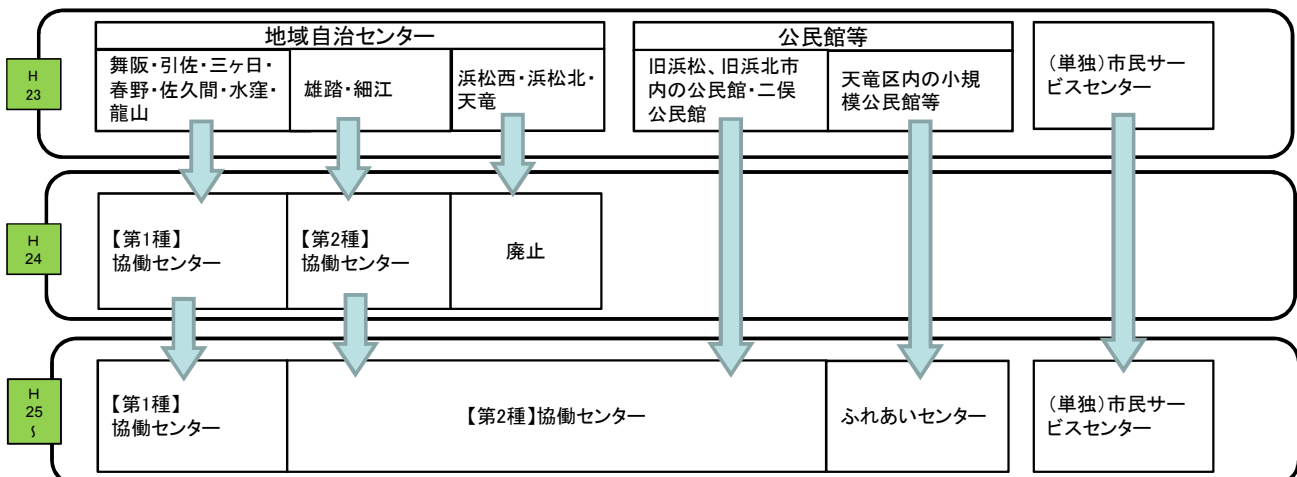
④ 区出先機関の再構築

「区出先機関再構築の基本方針」策定(H23.11)

「本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について」における区役所の3つの機能を、より発揮させるため、公民館等区出先機関を再構築する。

<再構築の目指す姿>

- (1) 市民に身近な行政サービスを、区役所及びその出先機関において効果的・効率的に提供する
- (2) 的確な行政情報の提供と積極的な広聴活動により、行政への市民参加を進める
- (3) 地域住民との協働により、地域の課題を発見・解決するなど、市民が主役の地域づくりを推進する



(14) 行政組織の変遷
⑤区出先機関の業務

※1 単独協働センター＝中区：中部・西部・南部・北部、 西区：雄踏、
南区：可美、 北区：細江、 天竜区：二俣



浜松市

業務		協働センター						ふれあいセンター		サービスセンター			
		第2種			第1種			古川・山香・城西 竜川・熊上 阿多古・浦多	光明	葵・飯田・鹿島・新	駅前・北部・高丘	赤佐	龍山北
一般(①②以外)	①単独※1	②北浜南部・浜名	舞阪	引佐・三ヶ日	天竜区								
基本的な業務	地域づくりの拠点	○	○	○	○	○	○						
	まちづくり活動の支援	まちづくり活動の支援	○	○	○	○	○	○					
		情報提供、情報交換の推進	○	○	○	○	○	○					
		地域課題解決に向けた取組み	○	○	○	○	○	○					
		地域団体の連携の支援	○	○	○	○	○	○					
	生涯学習事業・文化スポーツ活動の企画・運営	○	○	○	○	○	○	○	○				
	窓口サービス(103種)	○			○	○	○	○		○			
	窓口サービス(17種)			○							○		
窓口サービス(16種)											○		
付加する業務	防災業務				○	○	○						
	施設の利用許可、施設の不備・破損等の対応				○	○	○						
	地域固有事業支援				○	○	○						
	中山間地域振興(天竜区、引佐北部地域)					○	○						
	窓口サービス(介護保険、国保・年金異動、後期高齢者医療など)					○	○						
	窓口サービス(上記以外で地域自治センターで取り扱っていたもの)						○						
	環境対策の初期対応						○						
	農林道の簡易な維持管理						○						
林道の簡易な維持管理(引佐・天竜区)					○	○							

(14) 行政組織の変遷
⑥現在の区役所組織



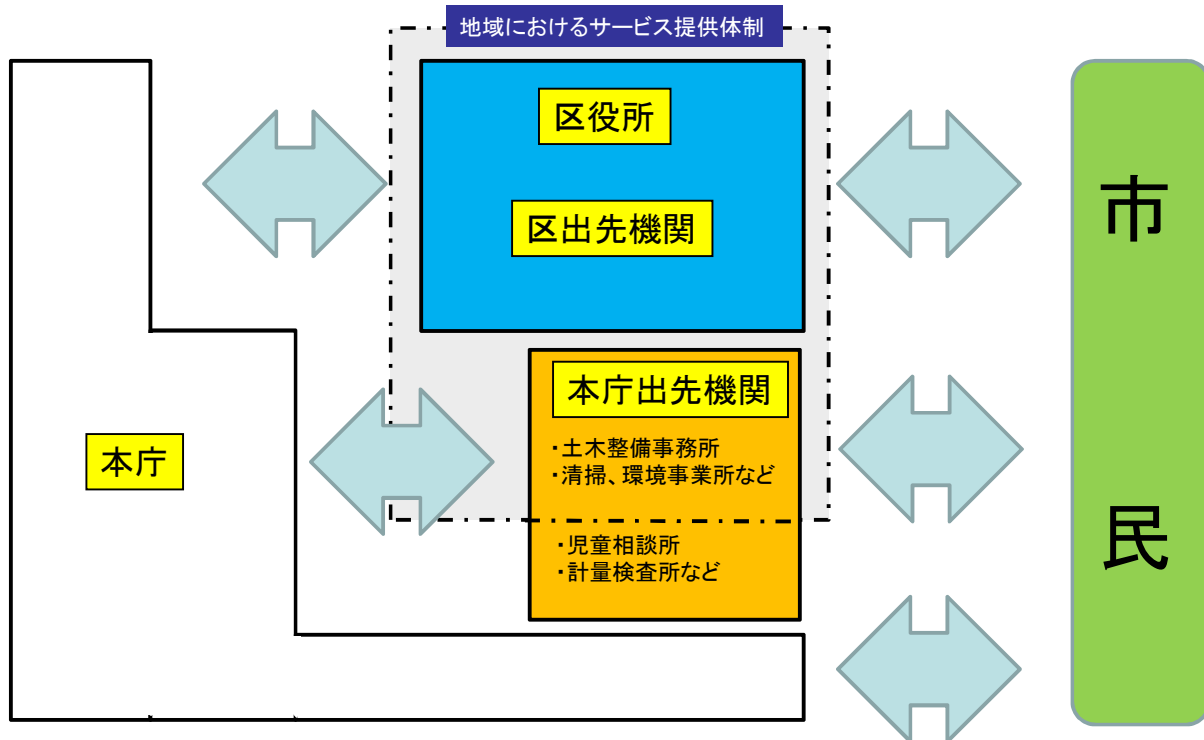
浜松市

課名	主な業務
区振興課	防災、広聴広報、区職員の人事・福利厚生、個人情報、財産管理、市民安全、区の振興、区協議会、UD、区選挙管理委員会 市民協働、自治会、コミュニティ支援(中・西・北・浜北・天竜区) 観光、商工農林業、公共交通、緑化推進、交通安全(東・南区)
区民生活課	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録その他の市民窓口サービス、税関係、埋火葬、斎場、墓地・墓園、市民相談 市民協働、自治会、コミュニティ支援、文化・スポーツ振興、生涯学習、動物愛護、環境、臨時運行、市営住宅(東・南区)
まちづくり推進課(東・南区を除く)	文化・スポーツ振興、生涯学習、動物愛護、環境、臨時運行、市営住宅、観光、商工農林業、公共交通・緑化推進、交通安全
社会福祉課	地域福祉、生活保護(中区以外)、障害者福祉、子ども福祉、母子福祉
生活福祉課(中区のみ)	生活保護
長寿保険課	高齢者福祉、介護保険、国保・年金、後期高齢者医療
健康づくり課	母子保健、予防接種、がん検診、自立支援医療、育成医療、歯科検診

(14) 行政組織の変遷

⑦現在の市民サービス提供体制の全体像

区役所だけでなく、本庁も出先機関を含め、市民サービスを提供している。

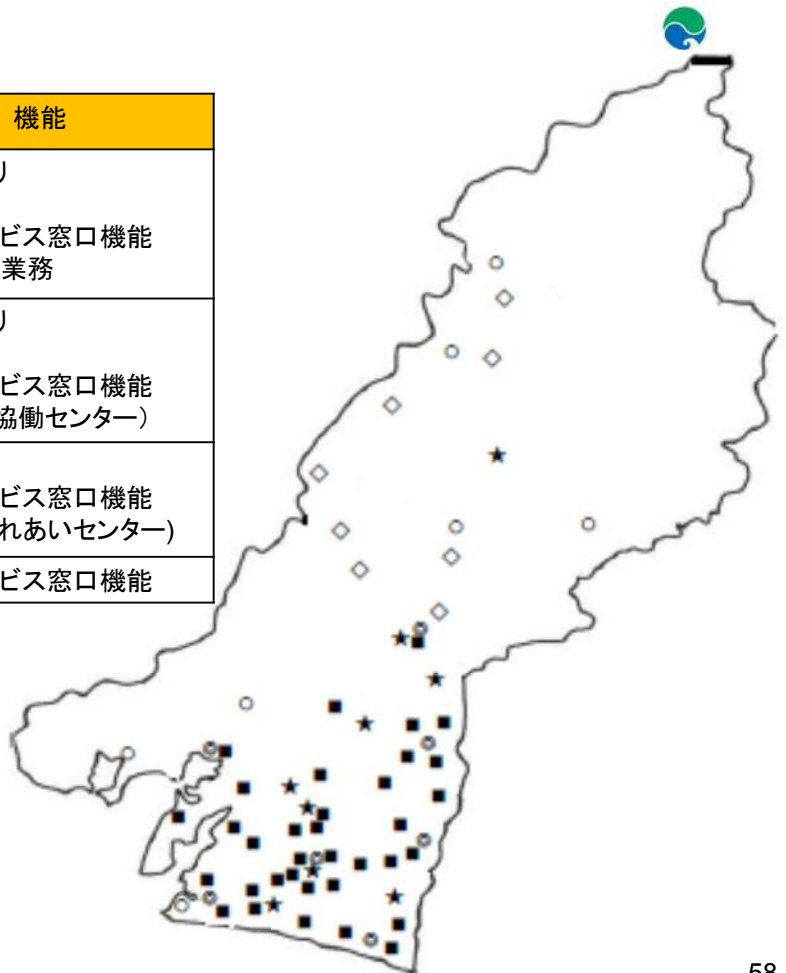


(14) 行政組織の変遷

⑧区役所・区出先機関の配置等

施設名	箇所数	機能
第1種協働センター	7箇所	・地域づくり ・生涯学習 ・市民サービス窓口機能 ・地域固有業務
第2種協働センター	35箇所	・地域づくり ・生涯学習 ・市民サービス窓口機能 (一部の協働センター)
ふれあいセンター	8箇所	・生涯学習 ・市民サービス窓口機能 (一部のふれあいセンター)
市民サービスセンター	9箇所	・市民サービス窓口機能

- ◎ …区役所
- …第1種協働センター
- …第2種協働センター
- ◇ …ふれあいセンター
- ★ …市民サービスセンター



(14) 行政組織の変遷

⑨ 教育委員会事務局・土木組織の変遷

本庁教育委員会事務局への集約

H17.7	浜松	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	浜北	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山
	学校教育部				引佐教育事務所 引佐分室 三ヶ日分室		浜北教育事務所	天竜教育事務所 春野分室 佐久間分室 水窪分室 龍山分室				

H19.4~	中区	東区	南区	西区	北区	浜北区	天竜区
	学校教育部						

※中区以外は社会福祉課で教育相談を実施

区土木業務の土木整備事務所への集約

H17.7	浜松	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	浜北	天竜	春野	佐久間	水窪	龍山
	南道路維持事務所 北道路維持事務所	舞阪 総合事務所 建設課	雄踏 総合事務所 建設課	細江 総合事務所 建設課	引佐 総合事務所 建設課	三ヶ日 総合事務所 建設課	浜北 総合事務所 土木課	天竜 総合事務所 土木課	春野 総合事務所 建設課	佐久間 総合事務所 建設課	水窪 総合事務所 建設課	龍山 総合事務所 建設経済課

H19.4	中区	東区	南区	西区	北区	浜北区	天竜区
	南土木整備事務所			北土木整備事務所		浜北土木整備事務所	天竜土木整備事務所
	中区 まちづくり課	東区 まちづくり課	南区 まちづくり課	西区 まちづくり課	北区 まちづくり課	浜北区 まちづくり課	天竜区 まちづくり課

H23.7~	南土木整備事務所	東・浜北 土木整備事務所	南土木整備事務所	南土木整備事務所	北土木整備事務所	東・浜北 土木整備事務所	天竜土木整備事務所

※必要に応じ、区に土木整備事務所の出先として、グループを配置

(15) 新市建設計画

① 計画の概要について

- ・新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進していくための基本方針を定め、方針を踏まえた施策の項目と、それに基づく事業計画を策定
- ・計画期間：平成17年度～平成26年度
- ・主要304事業、計画事業費354,281,000千円で進捗管理を行い、毎年当初予算ベースで公表



計画の変更(H25年度)

- ・東日本大震災を受け法改正が行われたことから、次の2点について計画を変更
 - ①計画期間：平成17年度～平成32年度(6年間の延長)
 - ②「津波対策事業」「防災・減災事業」を計画事業に追加
- ・主要事業数306、計画事業391,828,000千円

(15) 新市建設計画

②平成28年度当初予算における状況



項目	着手事業数		未着手	実施困難	合計	事業着手率	事業費進捗率	
	完了	実施中						
事業数	239	115	124	17	50	306	78.1%	80.1%

※実施困難事業：事業効果、実現性等の理由により実施が困難なものに加え、同様の目的を持つ事業が既に実施されたり、事業実施の必要性がなくなるなどの環境の変化があったもの

<主な実施事業>

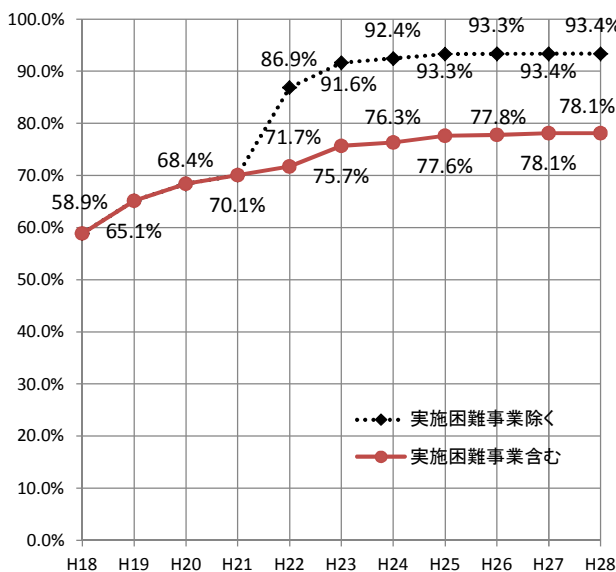
事業名	対象市町村	実績額(千円)	事業名	対象市町村	実績額(千円)
新清掃工場建設事業	浜松	14,628,790	町営住宅建設事業	引佐	395,341
平口地区スポーツ施設等整備事業	浜北	2,518,650	町営住宅建設事業	三ヶ日	906,478
給食センター建設事業	天竜	832,134	公有財産総括管理(庁舎建設、旧庁舎・総合センター解体)	春野	731,018
橋梁耐震補強工事(朝日橋)	舞阪	30,398	農業農村整備事業	佐久間	305,768
小学校建替事業	雄踏	2,674,979	特別養護老人ホーム施設整備事業	水窪	180,134
公立学校施設整備国庫負担(補助)中川小学校南校舎建替工事	細江	584,888	中山間地域林業整備事業	龍山	116,880

(15) 新市建設計画

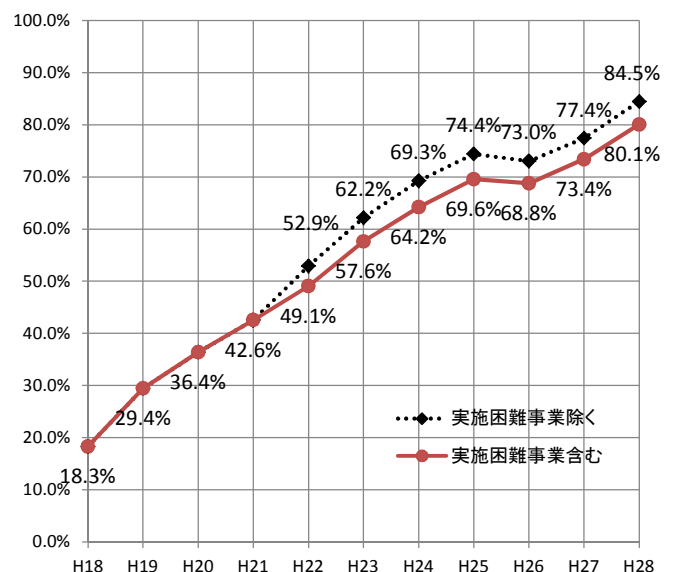
③計画の進捗の推移



事業着手率



事業費進捗率



(15)新市建設計画

④実施困難事業について

<主な実施困難事業>

事業名	対象市町村	実施困難理由
浜北情報交流施設建設事業	浜北市	組合土地区画整理事業の保留地に建設を計画していたが、組合としては他の民間施設への保留地売却となったため、当該施設の建設は不可能となった。
水力発電PR館整備拡充事業	佐久間町	佐久間ダム電力館の閉館が取りやめとなり、電源開発が運営を継続することとなった。
(仮称)エコセンター整備事業	浜松市	環境教育・環境学習の拠点施設として西部清掃工場内環境啓発施設「えこはま」や「浜松市エコハウスモデル住宅」が整備されたことにより事業目的が達成される状況にある。
「Z」(片山 豊)記念館整備事業	春野町	平成21年度において春野地域内に片山豊氏の名前を冠した「K'Zロード(3コース)」を設定し、春野地域の観光情報として発信している。

- ・平成21年度末において未着手であった77事業について、今後の方針を総務委員会、区・地域協議会へ 報告(平成23年2~3月)。
- ・77事業中、53事業を「実施困難事業」と整理した。
- ・平成28年度当初予算ベースでは、実施困難事業は50事業となった。

※実施困難事業:事業効果、実現性等の理由により実施が困難なものに加え、同様の目的を持つ事業が既に実施されたり、事業実施の必要性がなくなるなどの環境の変化があったもの

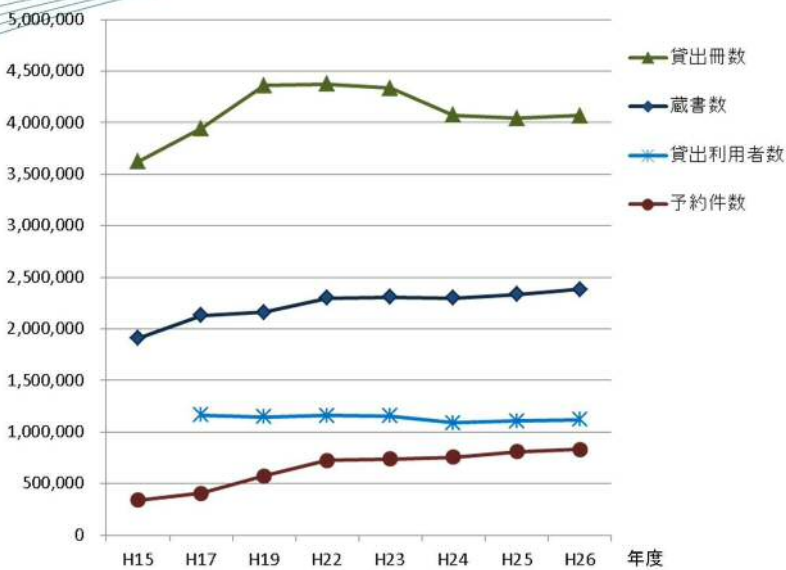
3 市民生活の変化について

(1) 合併により全市的に普及したサービス

① 図書館の利用状況について



図書館蔵書数・貸出冊数・貸出利用者数・予約件数



	H15	H17	H19	H22	H26
蔵書数	1,906,631	2,132,421	2,162,700	2,297,561	2,381,979
貸出冊数	3,618,712	3,941,584	4,362,100	4,374,082	4,067,955
貸出利用者数	—	1,162,386	1,146,467	1,160,307	1,120,813
予約件数	338,049	404,020	572,235	724,366	831,292

図書館数

合併前 22 館 → H27 23 館

電算システム導入

合併前 9 市町村 → H18 12 地域
新市全域対象の新電算システム導入

- 合併により市民が利用できる図書館数及び蔵書数が増加
- 最寄りの図書館で返却可能
- 新たな図書館管理電算システムが稼働し、インターネットによる検索・予約や図書取り寄せなどの利用環境が向上

(1) 合併により全市的に普及したサービス

② 施設利用料などの内外格差について

※施設数は合併時点数値(現在廃止施設除く)



文化センター等(全12施設)

料金格差が解消された施設数

4 施設

施設例	域外住民料金※1
浜北文化センター	5割増→同額
みをつくし文化センター	5割増→同額
佐久間歴史と民話の郷会館	2割増→同額

※1・・・域内住民料金との比較

スポーツ施設(全57施設)

料金格差が解消された施設数

11 施設

施設例	域外住民料金※1
舞阪乙女園グラウンド	2倍→同額
引佐総合体育館	2倍→同額
三ヶ日運動場	約2.4倍→同額

斎場(全7施設)

無料化または料金格差が解消された施設数

7 施設

施設例	域内住民料金	域外住民料金※1
浜松市斎場会館	0円	23,000円
春野町火葬場	8,000円 →0円	11,000円 →23,000円
佐久間・水窪共同斎苑	15,000円 →0円	30,000円 →23,000円

墓園・墓地(全6施設)

居住地域による利用制限が解消された施設数

6 施設

- 合併により、居住地域による施設利用料金の格差を解消
- 斎場の市民利用料金を無料に統一(春野・佐久間・水窪が有料→無料)

(1) 合併により全市的に普及したサービス



③ 自主防災組織への支援制度について

制度概要: 自主防災組織が行う防災活動事業に要する経費の一部を補助する制度。補助対象は活動事業費が資機材の購入や消耗品費など、倉庫整備費は防災倉庫の整備や改修費用等

活動事業費

実施状況 合併前 **9** 市町村 → 合併後 **12** 地域

	浜松	浜北	天竜	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山
合併前	●	●		●	●	●	●	●		●	●	
合併後	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

倉庫整備費

実施状況 合併前 **5** 市町村 → 合併後 **12** 地域

	浜松	浜北	天竜	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山
合併前	●					●	●	●		●		
合併後	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

● 合併により、自主防災組織に対する活動・整備事業費補助の対象地域が新市全域に拡大

(1) 合併により全市的に普及したサービス



④ 保育所数について

保育所数 ※現在は認定こども園(H23~)を含む

合併前	浜松	浜北	天竜	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山	計
H17.6	61	5	3	3	1	1	1	3	—	—	—	—	78

現在	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	計
H28.4	31	18	20	10	13	10	3	105

保育所位置と利用者居住区 ※H27.4時点

		保育所位置						
		中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区
利用者居住区	中区	2,062	234	137	396	105	67	1
	東区	214	1,540	12	58	40	193	2
	西区	242	17	1,275	121	85	10	1
	南区	103	90	38	976	4	4	0
	北区	139	85	75	2	1,061	180	2
	浜北区	21	63	2	6	32	914	11
	天竜区	1	4	0	0	3	65	158

● 合併以降、保育所数は大幅に増加
 ● 合併により、利用できる保育所のエリアが新市全域に拡大
 ※中区の保育所の利用者は、約31%が中区以外の住民

(2) 合併時の調整により変化したサービス

①ブックスタートについて

活動概要：赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタートパックを手渡し、それと共に絵本を開く楽しい体験（読み聞かせやわらべうたなど）を提供することで、絵本を介した心ふれ合うひとときを持つきっかけをつくる活動

実施状況

合併前 **6** 市町

合併後 **12** 地域

		浜松	浜北	天竜	舞阪	雄踏	細江	引佐	三ヶ日	春野	佐久間	水窪	龍山
合併前	実施		●	●			●	●	●	●			
	対象		7か月児・保護者	満5か月児・保護者			6か月児・保護者	6か月児・保護者	3か月児・保護者	0歳児・保護者			
	回数/年		12	12			12	12	12	6			

合併後 (H19年度)	実施	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	対象	8か月～満1歳児(誕生月末日まで)・保護者											
	回数/年	239											

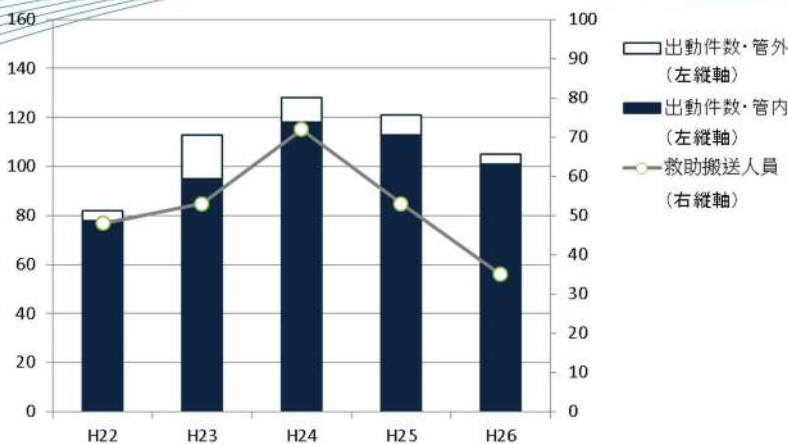
H26年度	実施	全図書館・東部保健福祉センター ・市内ショッピングモール(2か所)	
	対象	8か月～満1歳児(誕生月末日まで)・保護者	
	回数/年	383	

● 合併2年後に実施地域を新市全域に拡大、対象年齢は8か月～満1歳児(誕生月末日まで)と保護者に統一
● 開催回数は年239回(合併2年後)から年383回(現在)に大幅増加

(2) 合併時の調整により変化したサービス

②消防出動体制について

消防ヘリコプター出動状況

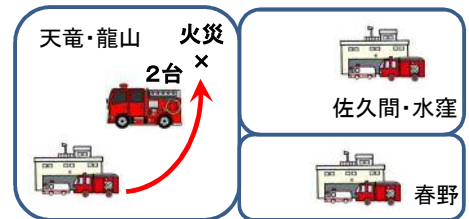


	H22	H23	H24	H25	H26
出動件数・管内	78	95	118	113	101
中区	4	4	9	5	9
東区	2	10	1	6	4
西区	3	7	13	13	8
南区	5	7	9	7	10
北区	4	13	12	14	8
浜北区	2	1	5	7	7
天竜区	58	53	69	61	55
出動件数・管外	4	18	10	8	4
救助搬送人員	48	53	72	53	35

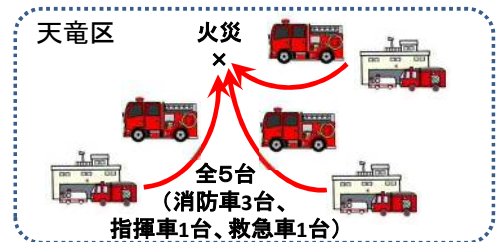
※緊急運航の件数

天竜区における建物火災常備消防出動体制

【合併直前】※第1出動時



【現在】※第1出動時



● 消防ヘリ出動件数は年平均100件。天竜区への出動が半数超
● 合併・区制により、旧市町村の枠組みを超えた消防連携が可能になり、天竜区の出動体制が大幅に充実

(3) 地域固有事務(一市多制度)

実施状況



	廃止	民間に事業 移管して継続	他事業に統合	一市多制度 として継続
合併時	—	—	—	183
現在	88	6	2	87

【主な継続事業】

事務事業名	対象地域
遠州はまきた飛竜まつり	浜北
細江姫様道中	細江
いなさ人形劇まつり	引佐
三ヶ日花火大会	三ヶ日
鹿島花火大会	天竜
すみれの里づくり	春野
みさくぼ祭り	水窪

【主な廃止事業】

事務事業名	対象地域
公民館管理人の設置	浜松
なゆた・浜北喫茶コーナー運営費補助金	浜北
農協有線放送からの119番通報受付と処理	細江、引佐、三ヶ日
コミュニティ防災センター整備事業	細江、引佐
郵政官署における証明書交付	引佐
JR飯田線水窪駅業務委託事業	水窪

(4) 政令指定都市移行に伴い変化したサービス

① 国県道の管理について

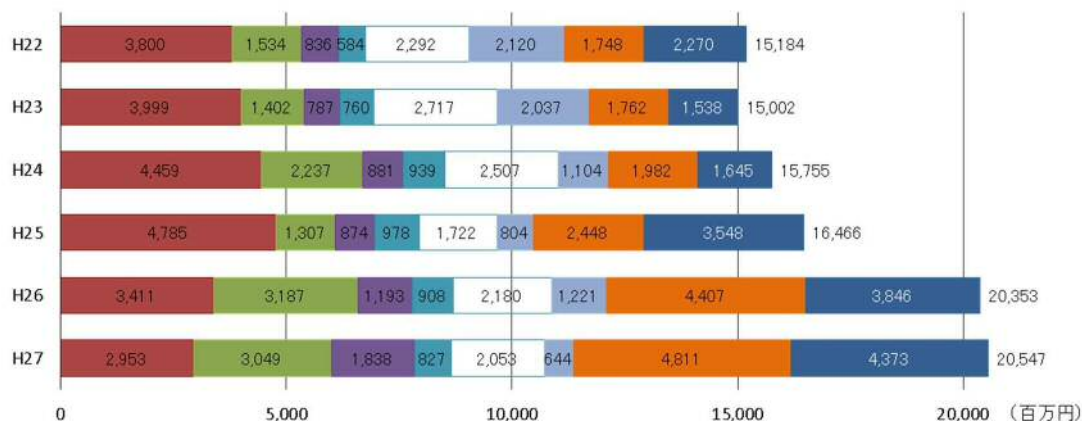
国県市道に関する要望件数・対応状況

	H24	H25	H26
要望書受付件数(A)	1,655件	1,516件	1,890件
工事实施件数(B)	1,556件	1,315件	1,946件
B/A	94.0%	86.7%	103.0%

※工事实施件数は過年度に受けた要望分も含む

【参考】道路整備・維持に関する区別当初予算額の推移

年度 ■ 中区 ■ 東区 ■ 西区 ■ 南区 ■ 北区 ■ 浜北区 ■ 天竜区 ■ 管内 (区に分類できないもの)

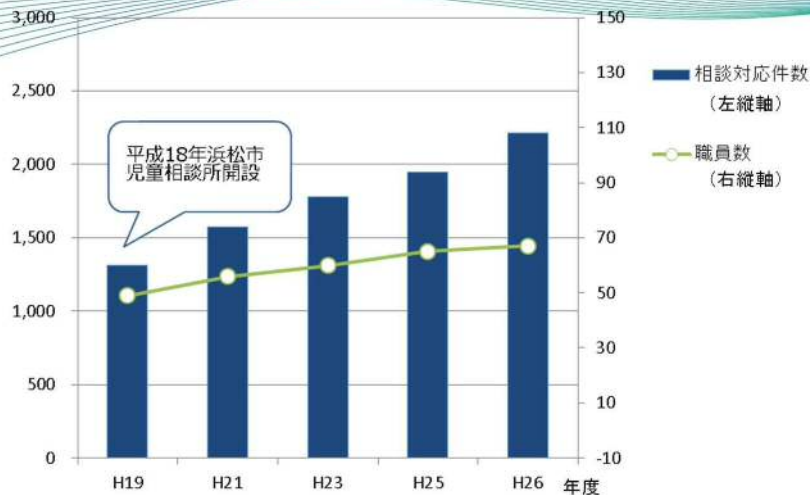


● 政令指定都市移行に伴う国県道の移管により、一部国道を除く国県市道の管理・要望窓口が一元化
● 迅速かつ効率的な対応が可能になり、住民生活の向上に寄与

(4) 政令指定都市移行に伴い変化したサービス

② 児童相談所について

児童相談所 相談対応件数



	H19	H21	H23	H25	H26
相談対応件数	1,311	1,547	1,778	1,948	2,217
【内訳】 中区	413	536	577	634	661
東区	176	221	254	282	388
西区	188	240	241	231	278
南区	182	175	277	297	364
北区	134	175	183	218	204
浜北区	124	129	180	205	240
天竜区	41	46	40	52	37
その他	53	52	26	29	45
職員数	49	56	60	65	67

※職員数は非正規含む

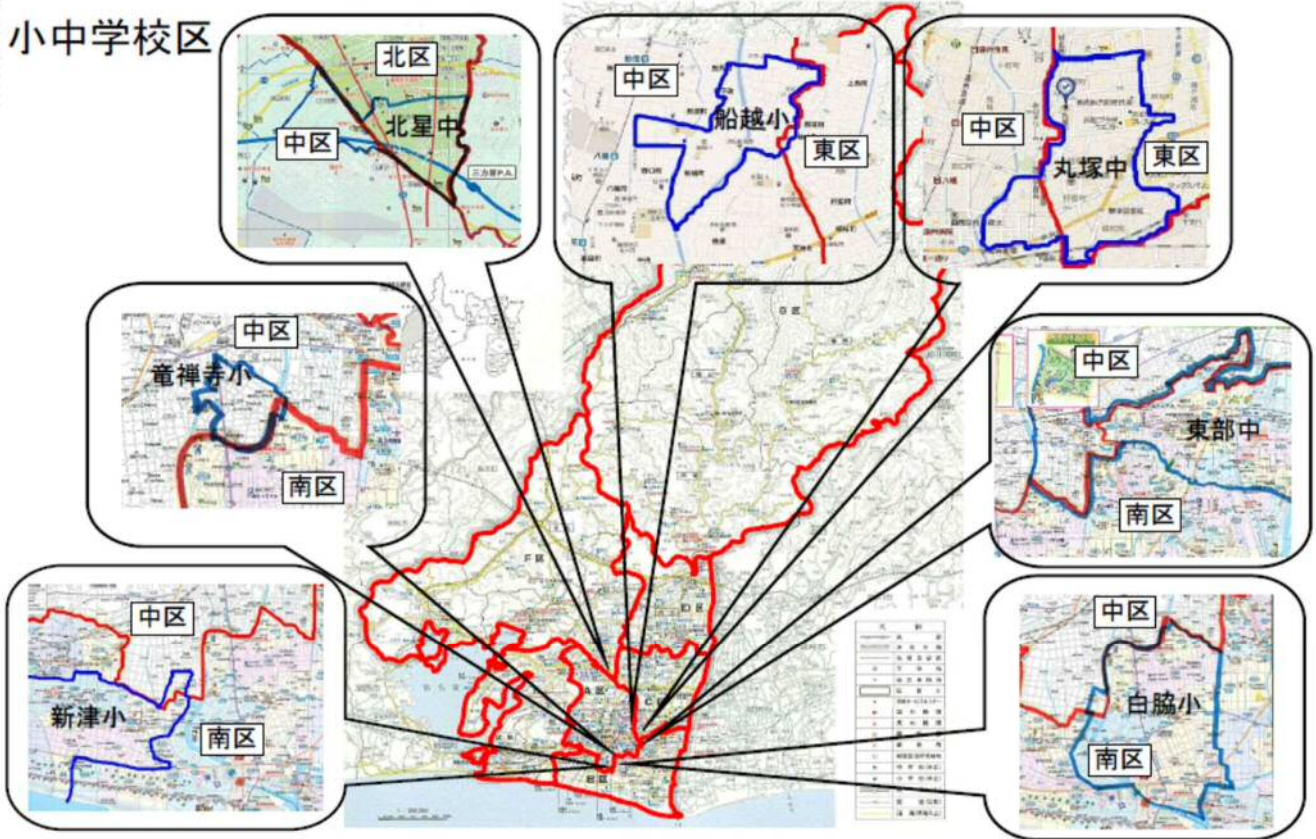
- 政令指定都市移行に伴い、浜松市児童相談所を開設
- 児童相談所を市が所管することにより、管理・窓口が一元化され、迅速かつ効率的な対応が可能
- 相談対応件数の増加傾向に応じて、職員を増員

(5) 区をまたぐ学区

中学校名	小学校名	校区
東部中学校 (中・南区)	相生小学校	中区: 相生町・富吉町・中島町・中島一～四丁目・名塚町・向宿一～三丁目・領家一～三丁目 南区: 三島町(1841～1852番地 旧領家町)
	飯田小学校	南区: 青屋町・飯田町・大塚町・三和町・下飯田町・新貝町・鶴見町・渡瀬町
南部中学校 (中・南区)	竜禅寺小学校 (中・南区)	中区: 北寺島町・寺島町・龍禅寺町 南区: 楊子町(雇用促進住宅)
	白脇小学校 (中・南区)	中区: 瓜内町(1番地～1813番地までを除く) 南区: 三島町(1841～1852番地を除く旧領家町)・瓜内町(1番地～1813番地まで)・白羽町(国道1号線以北)・寺脇町・中田島町(馬込川以北)・福塚町・楊子町(雇用促進住宅を除く)
八幡中学校 (中・東区)	船越小学校 (中・東区)	中区: 十軒町(東セロ跡地)・早出町(東セロ跡地及び南側)・茄子町・野口町(6～10丁目)・船越町・細島町 東区: 神立町(134の5～134の16)
新津中学校 (中・南区)	新津小学校 (中・南区)	中区: 法枝町(1番地～210番地。市営住宅を除く。) 南区: 倉松町・小沢渡町・田尻町(国道1号線以北)・堤町・新橋町(2767番地～2775番地を除く。) 法枝町(国道1号線以北(1番地～210番地を除く。))・米津町(国道1号線以北)
北星中学校 (中・北区)	葵西小学校	中区: 葵西一丁目(13番3号、13番5号、13番19号及び13番20号を除く。) 葵西二～六丁目
	初生小学校	北区: 初生町
丸塚中学校 (中・東区)	佐藤小学校	中区: 佐藤一～三丁目・天神町
	蒲小学校	東区: 植松町・大蒲町・上新屋町・上西町・神立町(134の5～134の16を除く。) 子安町・将監町・西塚町・丸塚町・宮竹町

(5) 区をまたぐ学区

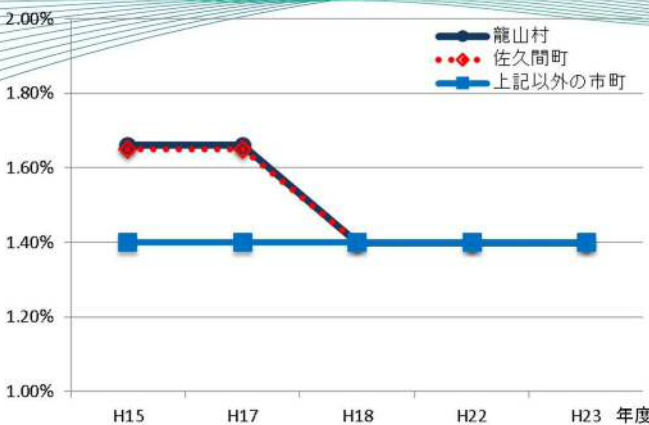
小中学校区



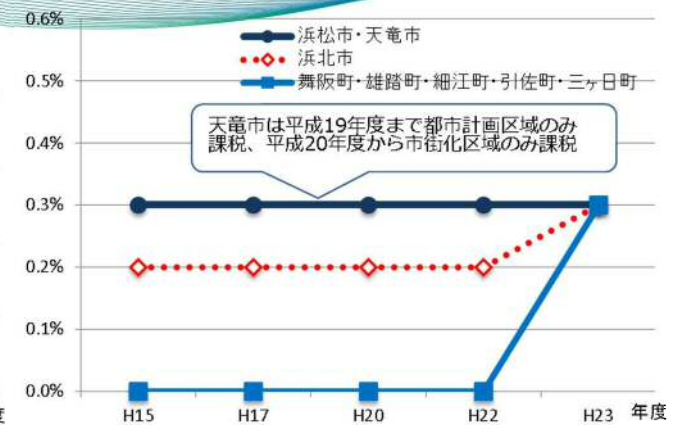
(6) 主な税、使用料・手数料の変化

① 固定資産税・都市計画税について(合併時に調整済)

固定資産税の税率



都市計画税の税率



(固定資産税)

●平成18年度に標準税率1.4%に統一

(都市計画税)

●合併後の平成18～22年度までの5年間は、合併特例法の規定を用いて旧市町村の制度を維持

●平成23年度に旧浜松市の税率0.3%に統一

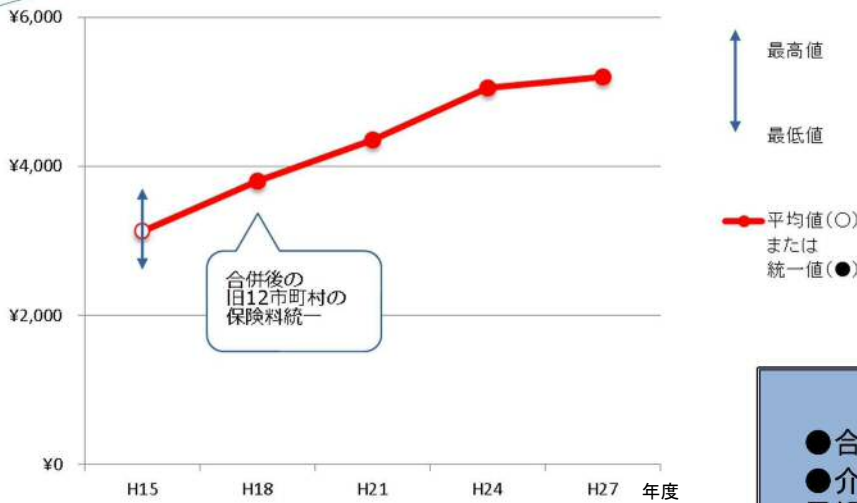
都市計画税の税率	H15	H17	H20	H22	H23
浜松市・天竜市	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
浜北市	市街化区域のみ 0.2%	市街化区域のみ 0.2%	市街化区域のみ 0.2%	市街化区域のみ 0.2%	市街化区域のみ 0.3%
舞阪町・雄踏町・細江町・引佐町・三ヶ日町	課税せず				
春野町・佐久間町・水窪町・龍山村	都市計画区域外のため課税対象外				

※旧天竜市の都市計画区域は平成19年4月から市街化区域と調整区域に線引き
 ※旧三ヶ日町は平成19年4月に都市計画区域を定め、市街化区域と調整区域に線引き

(6)主な税、使用料・手数料の変化

②介護保険料について

介護保険料月額基準額



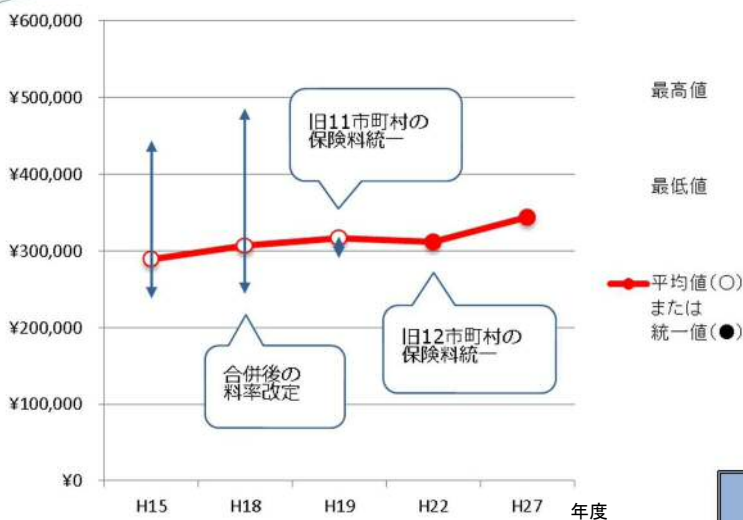
	H15	H18	H21	H24	H27
最高値	¥3,700	—	—	—	—
最低値	¥2,620	—	—	—	—
平均値	¥3,125	—	—	—	—
統一値	—	¥3,800	¥4,350	¥5,050	¥5,200

- 合併後に保険料を統一
- 介護保険料は全国的に上昇傾向
- 浜松市の保険料は政令指定都市の中では下から3番目の水準(最高:大阪市6,758円、最低:千葉市5,150円)

(6)主な税、使用料・手数料の変化

③国民健康保険料について(合併時に算定方法を調整済)

標準世帯モデルの国民健康保険料



	H15	H18	H19	H22	H27
最高値	¥443,400	¥485,700	¥318,700	—	—
最低値	¥238,700	¥243,800	¥289,400	—	—
平均値	¥289,008	¥306,417	¥316,258	—	—
統一値	—	—	—	¥311,000	¥343,300

※資産割額分除く(H27は資産割額設定なし)
 ※後期高齢者支援金分(H20~制度化)は考慮せず
 ※算定方式変更に伴う激変緩和措置(H25~27実施)は加味せず

【標準世帯モデル】

- ・4人家族で世帯全員が国保に加入。
- ・収入と基準額は以下のとおり。

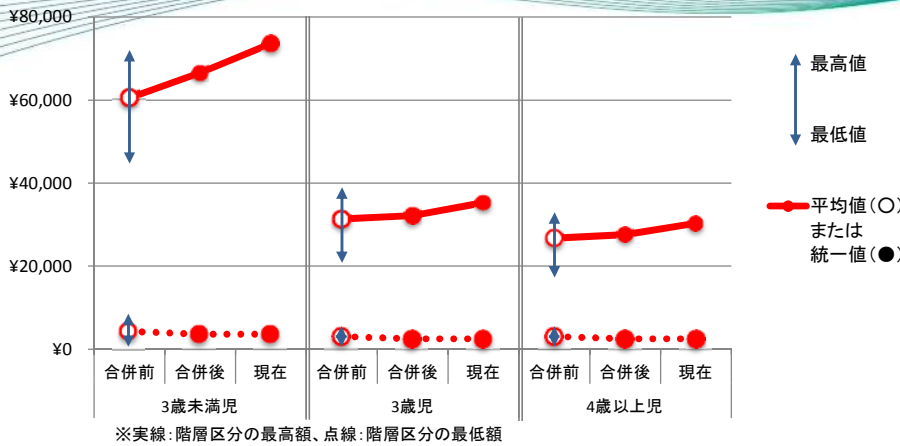
家族構成(名)	4
介護保険対象(名)	1
夫	年収 ¥4,000,000 所得金額 ¥2,660,000 基礎控除 ¥330,000 基準額(旧ただし書所得) ¥2,330,000 所得控除 ¥1,295,000 課税標準額 ¥1,365,000 調整控除 ¥3,000 市民税所得割額 ¥78,900
妻	年収 ¥1,000,000 所得金額 ¥350,000 基礎控除 ¥330,000 基準額(旧ただし書所得) ¥20,000 課税標準額 ¥0 市民税所得割額 ¥0
子	年収 ¥0

- 標準世帯モデル(4人家族、全員国保加入、総所得301万円)で検証
- 合併後の料率改定により、保険料が全体的に微増
- 政令市移行時に旧浜松市以外の11市町村の保険料率を統一し、平成22年に全市統一

(6) 主な税、使用料・手数料の変化

④ 保育料について(合併時に調整済)

保育料(最高額と最低額)



- 合併時の料金統一により、最大27,300円(3歳未満児の最高額)の格差是正
- 多子世帯の負担軽減策として、第2子料金を概ね半額減免に、第3子料金を無料に統一(※第1~3子が同時通所)

合併前	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		多子世帯軽減	
	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	第2子料金	第3子料金
最高値	¥72,000	¥8,000	¥39,000	¥5,000	¥33,000	¥5,000	概ね半額減免	全額減免
最低値	¥44,700	¥0	¥20,800	¥0	¥17,300	¥0	概ね半額減免	設定なし
平均値	¥60,513	¥3,739	¥31,375	¥2,443	¥26,754	¥2,443	—	—

合併後(H17)	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		多子世帯軽減	
	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	第2子料金	第3子料金
最高値	¥66,600	¥3,000	¥32,200	¥1,900	¥27,600	¥1,900	概ね半額減免	全額減免
最低値	—	—	—	—	—	—	—	—
平均値	—	—	—	—	—	—	—	—

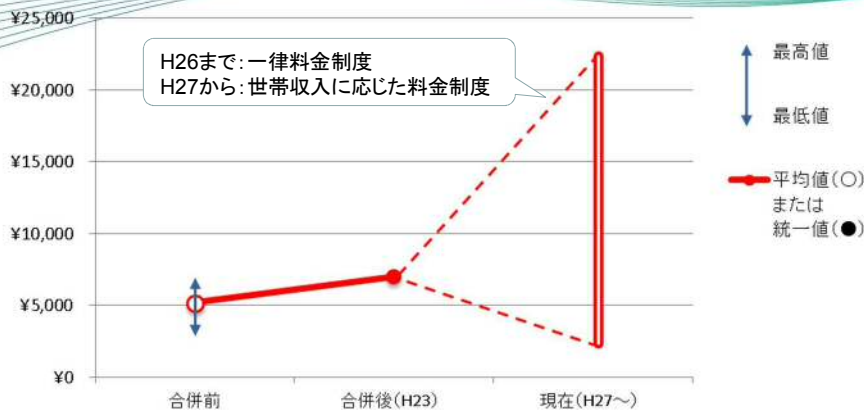
※三ヶ日町は閉所時間等サービスが異なるためH20.4に内容を見直して統一

現在(H28)	3歳未満児		3歳児		4歳以上児		多子世帯軽減	
	最高額	最低額	最高額	最低額	最高額	最低額	第2子料金	第3子料金
最高値	¥73,600	¥3,000	¥35,300	¥1,900	¥30,300	¥1,900	概ね半額減免	全額減免
最低値	—	—	—	—	—	—	—	—
平均値	—	—	—	—	—	—	—	—

(6) 主な税、使用料・手数料の変化

⑤ 幼稚園保育料について(合併時に調整済)

幼稚園保育料の推移



- 合併後、平成21年から平成23年度にかけて段階的に料金統一(一律7,000円に)
- 平成27年度から、子ども子育て支援の新制度移行に伴い、応能負担の料金制度に変更。多子世帯の負担軽減策として、第2子料金を概ね半額減免に、第3子料金を無料に設定

合併前	保育料		入園料	
	最高額	最低額	最高額	最低額
最高値	¥7,000	—	¥10,000	—
最低値	¥2,900	—	¥0	—
平均値	¥5,191	—	¥2,000	—

合併後(H23~)	一律額	
	保育料	入園料
最高値	¥7,000	¥6,000
最低値	—	—
平均値	—	—

現在(H27~)	最高額	最低額	一律額
	最高値	¥23,300	¥1,900
最低値	—	—	—
平均値	—	—	—

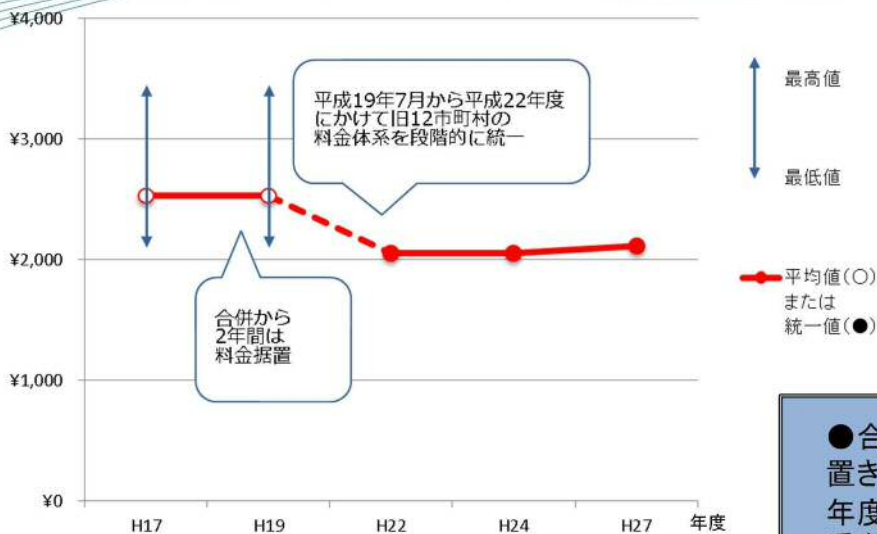
※H21からH23にかけて段階的に保育料を統一
※H26までの保育料は一律料金設定

※子ども子育て支援の新制度移行に伴い、世帯収入(市民税の所得割額)に応じた保育料に変更
※H26から継続して在園している園児については、経過措置の保育料(上限7,000円)を適用
※多子世帯の負担軽減策として、同期間に在園している第2子料金を概ね半額減免に、第3子料金を無料に設定(多子世帯は小学校1~3年の兄弟も含めてカウント:1号認定の場合)

(6)主な税、使用料・手数料の変化

⑥水道料金について

水道料金(1か月)の推移 1か月に20㎡(メーター口径13mm)使用



	H17	H19	H22	H24	H27
最高値	¥3,454	¥3,454	—	—	—
最低値	¥2,100	¥2,100	—	—	—
平均値	¥2,531	¥2,531	—	—	—
統一値	—	—	¥2,058	¥2,058	¥2,116

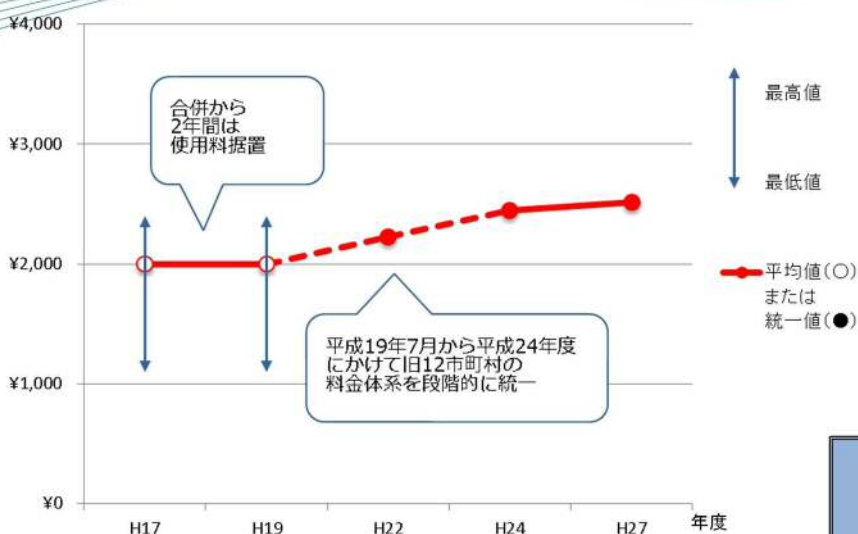
※龍山村の合併前の料金は異なる村内3地区の平均値
 ※H19.7からH22にかけて料金体系を統一
 ※H22の料金統一までの経過措置として段階的に改定

- 合併から2年間は料金を据え置き、平成19年7月から平成22年度にかけて段階的に料金体系を統一
- 合併後の段階的な料金改定により、約1,300円の格差是正
- 料金統一後の平成22年度の水道料金は、平成19年度より低料金に

(6)主な税、使用料・手数料の変化

⑦下水道使用料について

下水道使用料(1か月)の推移 1か月に20㎡使用



	H17	H19	H22	H24	H27
最高値	¥2,400	¥2,400	—	—	—
最低値	¥1,102	¥1,102	—	—	—
平均値	¥1,995	¥1,995	—	—	—
統一値	—	—	¥2,226	¥2,446	¥2,516

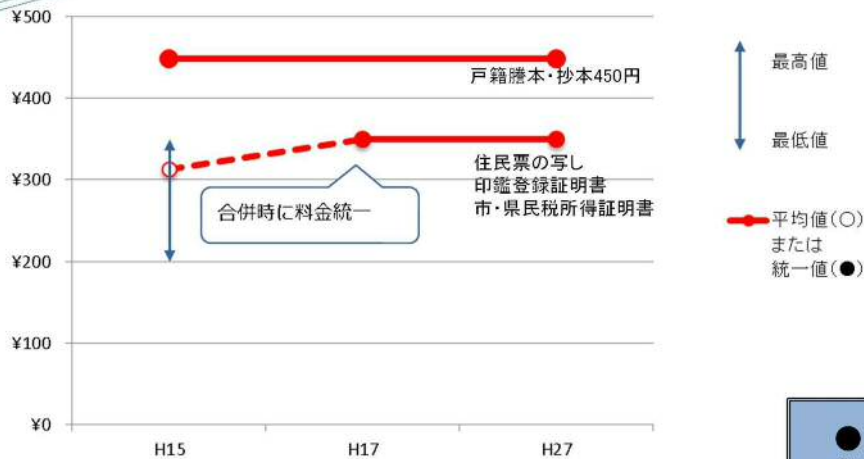
※H19.7からH24にかけて使用料体系を統一
 ※H22の使用料統一までの経過措置として段階的に改定(舞阪町のみH24までに統一)
 ※合併時に下水道条例未制定または非該当の三ヶ日町、水窪町、龍山村は対象外

- 合併から2年間は使用料据え置き、平成19年7月から平成24年度にかけて段階的に使用料体系を統一
- 段階的な使用料改定により、約1,300円の格差是正

(6) 主な税、使用料・手数料の変化

⑧ 市民窓口センター取扱手数料について

戸籍謄本・抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税所得証明書



戸籍謄本・抄本

	H15	H17	H27
統一値	¥450	¥450	¥450

※地方公共団体の手数料の標準に関する政令
(平成12年1月21日政令第16号)に定める額

住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税所得証明書

	H15	H17	H27
最高値	¥350	—	—
最低値	¥200	—	—
平均値	¥313	—	—
統一値	—	¥350	¥350

- 戸籍謄本・抄本の取扱手数料は合併前から旧12市町村同額政令に基づく450円
- 住民票の写し、印鑑登録証明書、市・県民税所得証明書の取扱手数料は合併時に350円に統一(150円の格差是正)

4 総括

合併・政令市の検証に係る総括


- 12市町村合併、政令指定都市移行から現在に至るまで、リーマンショックや東日本大震災など、社会経済環境の変化や市民ニーズを踏まえ、行政サービスの維持・質の向上のため、地域特性に配慮した組織改正、事務事業の見直しなどを進め、現状に基づく最適化を図ってきた。
- 現在、30年後の理想の姿を描いた総合計画に基づく市政運営を進めている。理想の未来を実現するためには、これまでに経験したことがない人口急減・超高齢化に立ち向かわなければならない。また、低迷する出生率、老朽化が進む膨大なインフラの維持・更新、拡大が続く社会保障費など、課題は山積している。
- 合併から10年以上の時が流れ、「市町村の合併の特例に関する法律」に基づく特例措置なども終盤を迎えつつあり、合併による組織のスリム化、事業の見直しについて、更に取り組む必要がある。
- 「今後の住民自治、行政サービスのあり方」の検討に際しては、「合併・政令市の検証」を踏まえ、持続可能な都市経営に向け、次の視点に留意し、現在の市民サービス提供体制などをゼロベースで見直していく。

未来へツナグ持続可能な“はままつ”

考慮すべき社会環境など

- ◆ 急速な人口減少、超高齢化
- ◆ 社会保障費の拡大や道路・公共施設などの維持・更新費用
- ◆ 民間活力の導入などによる行政サービス担い手の変化
- ◆ ICTの急速な進展、独り暮らし世帯の増加など社会環境の変化

- ◎ 住民自治と市民協働の推進
- ◎ 現在のサービス提供体制(業務体制)に捉われないゼロベースの見直し
- ◎ 持続可能な仕組みづくり - 市民満足と事務効率の均衡 -
- ◎ 将来の拠点ネットワーク型都市構造を視野に入れ、地域特性に配慮
- ◎ 社会環境の変化に合わせ、ICTなどを積極的に活用



平成28年6月20日開催
行財政改革・大都市制度調査特別委員会資料

合併・政令市の検証
～12市町村合併と政令指定都市移行を経た
浜松市の行財政と市民サービスの変化～

企画調整部 企画課
総務部 人事課
市民部 市民協働・地域政策課

平成28年6月20日作成

No.	現在名称	合併協議会時名称	合併時 取扱 方針 ※1
1	社会福祉協議会		(1)
2	体育協会		(1)
3	子ども会連合会		(1)
4	母子寡婦福祉会		(1)
5	自治会連合会		(2)
6	自主防災隊	(自主防災会連合会)	(2)
7	明るい選挙推進協議会		(2)
8	国際交流協会		(2)
9	防犯協会		(2)
10	消費者団体連絡会		(2)
11	食育ボランティア	(食生活推進協議会)	(2)
12	シルバー人材センター		(2)
13	老人クラブ連合会		(2)
14	PTA連絡協議会		(2)
15	日本赤十字社		(2)
16	暴力追放市民協力会	(暴力追放推進協議会)	(2)
17	防災協会	(危険物安全協会)	(2)
18	身体障害者福祉協会		(2)
19	手をつなぐ育成会		(2)
20	遺族会		(2)
21	食品衛生協会		(2)
22	森林組合		(2)
23	猟友会		(2)
24	商工会議所・商工会		(2)
25	観光協会		(2)
26	農業協働組合		(2)
27	漁業協働組合		(2)
28	交通指導員会		(2)
29	みどりの少年団		(2)
30	女性消防クラブ	(婦人・幼年消防クラブ)	(2)



現在の組織設置状況				
市単位 組織 設置	区単位 組織 設置	その他 単位 組織 設置	廃止・ 解散・ 実態 不明	備考
○	○	-		地区センター(浜松・西・北・浜北・天竜) ※中・東・南区は合同設置(東区は東区事務所設置)
○	-	○		11支部
○	-	○		3支部(浜松・浜北・細江)
○	-	-		
○	○	○		
○	○	○		50地区797隊
○	○	-		
○	-	○		浜北・引佐・細江
○	-	○		市内5警察署内(中央・東・浜北・天竜・細江)
○	-	○		浜松・浜北・天竜・雄踏・佐久間
○	-	○		30団体
○	-	○		3事務所+支所、連絡所
○	-	○		49地区414団体
○	-	○		8部会
○	-	-		
○	-	-		
○	-	-		危険物安全協会が防火協力団体と統合し、防災協会に名称変更
-	-	○		浜松・浜北
-	-	○		浜松・浜北
-	-	○		10支部
-	-	○		浜松・浜北・天竜・引佐
-	-	○		天竜・春野・佐久間・水窪・龍山・引佐
-	-	○		舞阪・雄踏を除く旧市町村単位
-	-	○		浜松・浜北・天竜・浜名・奥浜名湖
-	-	○		7協会
-	-	○		
-	-	○		浜松・浜北・天竜・雄踏
-	-	○		4団体
-	-	○		3地区

※1【合併時の取扱方針】

- (1) 12市町村全てまたはほとんどに共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 12市町村全てまたはほとんどに共通している団体で、実情により合併時に統合できない、または統合に時間を要する団体は、統合できるよう調整に努める。
- (3) 各市町村独自の団体は、原則として現行のとおりとする。
- (4) その他 ※合併時等に廃止または解散
- (5) 取扱方針の中で具体的に示されていないもの

※2…保健福祉分野の団体

No.	現在名称	合併協議会時名称	合併時 取扱 方針 ※1
31	少年消防クラブ	(婦人・幼年消防クラブ)	(2)
32	青年団体		(2)
33	傷痍軍人会		(2)
34	土地改良区		(3)
35	文化協会		(3)
36	女性団体		(3)
37	施設管理協会		(4)
38	用水推進協力会		(4)
39	民生委員児童委員協議会		(5)
40	人権擁護委員連絡協議会	(人権擁護委員会)	(5)
41	校長会		(5)
42	教頭会		(5)
43	歯科医師会		(5)
44	薬剤師会		(5)
45	助産師会		(5)
46	医師会		(5)
47	青年会議所		(5)
48	保健推進委員会		(5)
49	保護司会		合併協 議会に て協議 対象外 ※2
50	自立支援協議会		
51	青少年健全育成会		
52	母子保健推進会議		
53	地区社会福祉協議会		
54	獣医師会		



現在の組織設置状況				
市単位 組織 設置	区単位 組織 設置	その他 単位 組織 設置	廃止・ 解散・ 実態 不明	備考
-	-	○		小学校単位
-	-	○		
-	-	-	○	活動実態不明
-	-	○		旧市町村単位
-	-	○		115団体
-	-	-	○	他団体に統合
-	-	-	○	廃止
○	○	○		53地区
○	○	-		
○	-	○		8部会
○	-	○		8部会
○	-	-		湖西市も含む
○	-	-		湖西市も含む
○	-	-		
-	-	○		浜松・浜北・磐周・引佐・浜名(浜松を除き4医師 会で政令市医師会を構成)
-	-	○		浜松・浜北・天竜
-	-	-	○	活動実態不明
○	○	-		
○	○	-		
○	-	○		中学校区単位
○	-	-		
-	○	○		54団体
-	-	○		西遠・磐周
28	9	37	4	

※1【合併時の取扱方針】

- (1) 12市町村全てまたはほとんどに共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。
- (2) 12市町村全てまたはほとんどに共通している団体で、実情により合併時に統合できない、または統合に時間を要する団体は、統合できるよう調整に努める。
- (3) 各市町村独自の団体は、原則として現行のとおりとする。
- (4) その他 ※合併時等に廃止または解散
- (5) 取扱方針の中で具体的に示されていないもの

※2…保健福祉分野の団体

これまでの行政区制度、サービス提供体制の検証・総括 関連資料

2015年～2004年

浜松市の主な出来事	日本・世界の出来事	年	GDP	日経平均株価 ※12月終値	為替レート (円/ドル)
・徳川家康公顕彰四百年記念事業 ・株式会社浜松新電力設立	・【政】マイナンバー法成立 ・【経】北陸新幹線開業	2015年 (H27) -1	528兆5830億円	19,033.71円	【高値】126.49円 【安値】117.44円
・浜名湖花博2014 ・ユネスコ創造都市ネットワーク音楽分野加盟	・【政】ロシア、クリミアを編入 ・【経】消費税(8%)	2014年 (H26) -2	526兆0957億円	17,450.77円	【高値】122.58円 【安値】102.23円
・市内初の津波避難タワー完成	・【経】訪日外国人1036万人	2013年 (H25) -3	526兆2611億円	16,291.31円	【高値】106.39円 【安値】88.15円
・新東名高速道路 (御殿場JCT～三ヶ日JCT間)開通 ・三遠南信自動車道 (浜松いなさ北IC～鳳来峡IC)開通 ・日韓欧多文化共生都市サミット ・防潮堤整備への着手 (一条工務店グループからの300億円寄付申し出)	・【イ】ロンドン五輪 ・【政】衆議院選挙自民党勝利 (政権交代)	2012年 (H24) -4	519兆2168億円	10,395.18円	【高値】87.58円 【安値】77.13円
・浜松市制施行100周年	・【事】東日本大震災	2011年 (H23) -5	510兆3259億円	8,455.35円	【高値】86.44円 【安値】76.98円
・第3回都市・自治体連合アジア太平洋 支部 कांग्रेस2010浜松開催 ・国際ユニヴァーサルデザイン会議 2010inはままつ開催	・【政】参議院選挙で民主党大敗 (ねじれ国会)	2010年 (H22) -6	512兆6548億円	10,228.92円	【高値】95.40円 【安値】81.59円
・浜松モザイクカルチャー世界博2009開催 ・第4回国民文化祭・しずおか2009開催	・【政】オバマ氏が米大統領に就任 ・【経】定額給付金支給 ・【政】衆議院選挙で民主党が大勝 (政権交代)	2009年 (H21) -7	489兆5884億円	10,546.44円	【高値】101.77円 【安値】87.30円
・東地区土地区画整理事業が完工	・【イ】北京五輪 ・【経】リーマンショック	2008年 (H20) -8	518兆2309億円	8,859.56円	【高値】111.29円 【安値】88.45円
・政令指定都市へ移行 ・第1次浜松市総合計画策定 ・イトーヨーカドー浜松駅前店撤退	・【経】郵政民営化	2007年 (H19) -9	523兆6858億円	15,307.78円	【高値】124.95円 【安値】108.36円
・FIBAバスケットボール世界選手権開催 ・ねんりんピック静岡2006開催		2006年 (H18) -10	512兆4519億円	17,225.83円	【高値】120.76円 【安値】110.62円
・新「浜松市」誕生 (天竜川・浜名湖地域12市町村合併)	・【経】中部国際空港開港 ・【政】平成の大合併50市町誕生 ・【イ】愛知万国博覧会「愛・地球博」開催 ・【経】道路公団民営化 ・【政】自動車リサイクル法施行	2005年 (H17) -11	503兆9210億円	16,111.43円	【高値】122.12円 【安値】103.16円
・浜名湖花博開催	・【イ】アテネ五輪 ・【事】新潟県中越地震 ・【事】鳥インフルエンザ流行 ・【政】年金改革関連法案可決	2004年 (H16) -12	497兆4407億円	11,488.76円	【高値】115.50円 【安値】103.22円

◎凡例

【政】…政治

【事】…事件・事故

【他】…その他

【経】…経済

【イ】…イベント

※為替レートは当該年における高値、安値

参考図書

1 合併協定書 平成 16 年 12 月 10 日

・別添資料 1 新市建設計画

http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminkyodo/kaigi/chiikikyougikai/plan/documents/shinshiplan_henkougo.pdf



・別添資料 2 都市内分権と地域自治区

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/247100/www.tenhama-wa.jp/h_j/h_j_data/kiyougi_pdf/14/bunken.pdf



・別添資料 3 事務事業調整方針一覧表

http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/247100/www.tenhama-wa.jp/h_j/h_j_data/kiyougi_pdf/14/jimujigyoushou.pdf



2 合併特例事業・合併推進事業 平成 17～26 年度時点

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/documents/2.pdf>



3 本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方について 平成 21 年 12 月公表

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminkyodo/yakuwari/documents/yakuwari2.pdf>



4 区出先機関再構築の基本方針 平成 23 年 11 月公表

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminkyodo/kudesaki/documents/kudesaki.pdf>



5 浜松市行政組織図（区役所） 平成 19 年 4 月～平成 28 年 4 月

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/documents/5.pdf>



6 平成 28 年度における新市建設計画掲載主要事業の状況 平成 28 年 3 月公表

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminkyodo/kaigi/chiikikyougikai/plan/h28tousho/index.html>



7 地域固有事務（一市多制度事務事業）の状況 平成 28 年 4 月時点

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/documents/7.pdf>



※上記参考図書の一覧を掲載しているホームページの URL

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kikaku/step1.html#kensyoushou>

